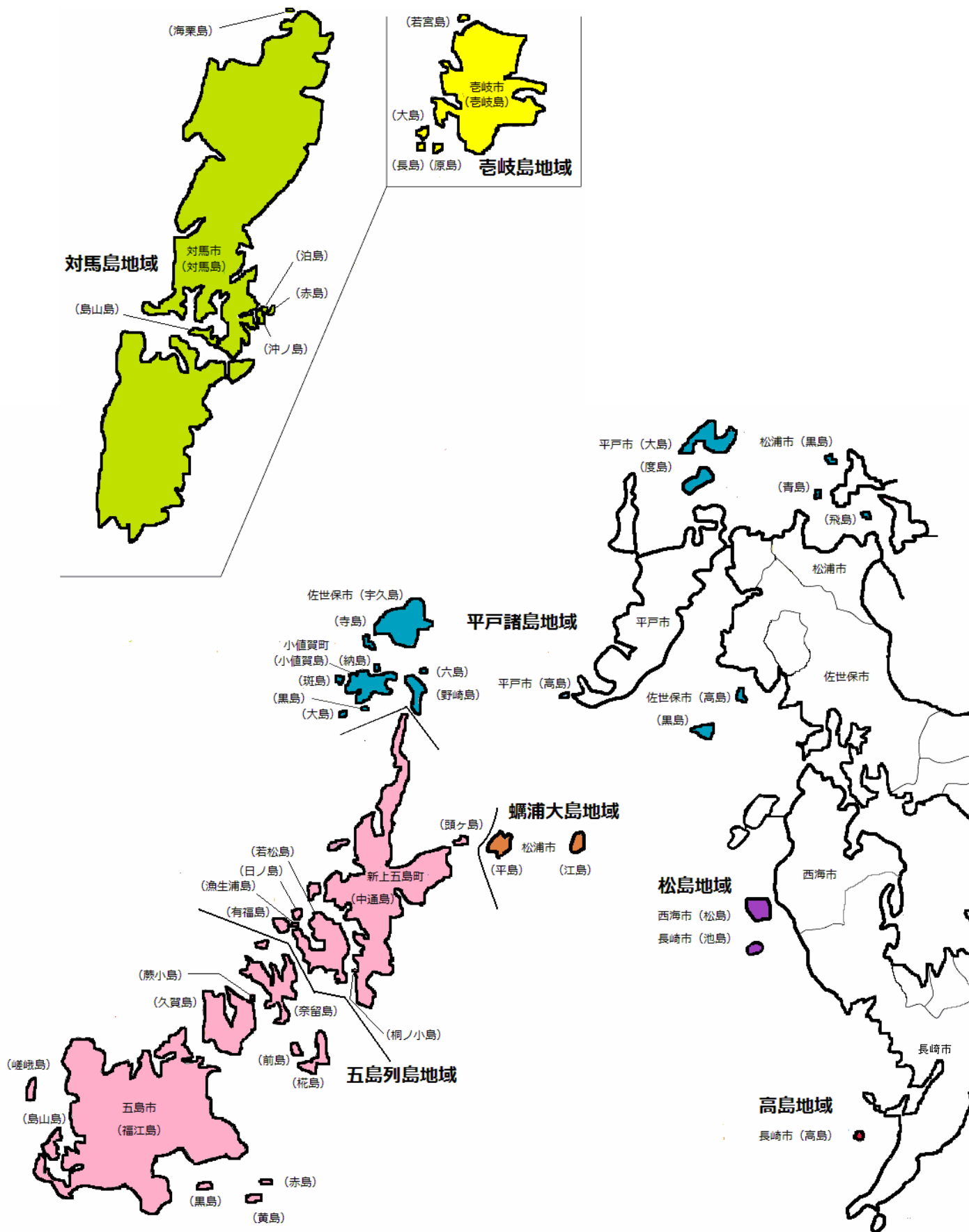


# 長崎県離島振興計画

平成25年5月

長崎県企画振興部

# 長崎県の離島振興法指定地域



## 離島振興法指定地域一覧（有人島）

指定地域名	市町名	島名	備考
対馬島 (1市)	対馬市	対馬島、 <small>うにじま</small> 海栗島、 <small>とまりじま</small> 泊島、 赤島、沖ノ島、島山島	
壱岐島 (1市)	壱岐市	壱岐島、若宮島、 <small>はるしま</small> 原島、 長島、大島	
五島列島 (1市1町)	南松浦郡新上五島町	<small>なかどおりじま</small> 中通島、 <small>かしらがしま</small> 頭ヶ島、桐ノ小島、 若松島、 <small>ひのしま</small> 日ノ島、有福島、 <small>りょうがぜうらしま</small> 漁生浦島	
	五島市	奈留島、前島、久賀島、 <small>わらびこじま</small> 蕨小島、 <small>かばしま</small> 椴島、福江島、 赤島、黄島、黒島、島山島、 嵯峨島	
平戸諸島 (3市1町)	松浦市	黒島、青島、飛島	一部
	平戸市	大島、度島、高島	一部
	北松浦郡小値賀町	<small>むしま</small> 六島、野崎島、 <small>のうしま</small> 納島、 小値賀島、黒島、大島、 <small>まだらしま</small> 斑島	
	佐世保市	宇久島、寺島、高島、黒島	一部
<small>かきのうらおおしま</small> 蠣浦大島 (1市)	西海市	<small>えのしま</small> 江島、 <small>ひらしま</small> 平島	一部
松島 (2市)		松島	一部
		池島	
高島 (1市)	長崎市	高島	一部

本表は、平成25年4月1日現在の離島振興対策実施地域（離島振興法指定地域）のうち、有人離島について記載。

備考欄に「一部」とある市は、市域の一部が離島振興対策実施地域となっている市であり、「一部離島」と称する。

## 目 次

	ページ
第1章 離島振興の基本方針	1
第1節 計画の意義	1
第2節 離島の役割	2
第3節 基本理念	3
第4節 基本的方向性と重点施策	4
第2章 講じようとする分野別の施策	9
第1節 総合的な交通体系の整備	9
第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化	10
第3節 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実	11
第4節 産業の振興	12
第5節 就業の促進	18
第6節 生活環境の整備	18
第7節 医療の確保等	20
第8節 介護サービスの確保等	21
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の充実	22
第10節 教育及び文化の振興	22
第11節 観光の振興	24
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	25
第13節 自然環境の保全及び再生	26
第14節 エネルギー対策の推進	26
第15節 防災対策の推進	27
第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成	28
第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項	28
第3章 地域別の振興計画	
対馬島地域振興計画	31
壱岐島地域振興計画	53
五島列島地域振興計画	77
平戸諸島地域振興計画	109
壱浦大島地域振興計画	133
松島地域振興計画	151
高島地域振興計画	171
第4章 離島の現況（資料編）	
第1節 離島の現状	181
第2節 離島振興法の制定と改正のこれまでの経過	192
第3節 これまでの離島振興事業の実績	194

## 第1章 離島振興の基本方針

### 第1節 計画の意義

この計画は、離島振興法第4条の規定にもとづき、長崎県の離島振興対策実施地域について、今後の振興方向、講じようとする諸施策を明らかにするものである。

本県には、無人島を含めると約600の島々があり、そのうち離島振興対策実施地域の指定を受けた有人島は51島あり、約14万人が生活を営んでいる。

《長崎県の法指定有人離島の人口及び面積等》

		有人島数	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数	市町数
地域名	対馬島	6	704.71	34,407	13,813	1市
	壱岐島	5	136.69	29,377	10,401	1市
	平戸諸島	17	77.65	8,694	3,938	3市1町
	五島列島	18	614.91	62,696	28,002	1市1町
	壱浦大島	2	8.09	413	251	1市
	松島	2	7.45	898	518	2市
	高島	1	1.19	498	312	1市
離島計(A)		51	1,550.69	136,983	57,235	8市2町
県計(B)			4,105.33	1,426,779	558,660	13市8町
(A)/(B) (%)			37.77	9.60	10.25	
全国の離島(C)		254	5,206.16	386,771	166,143	69市30町11村
(A)/(C) (%)		20.08	29.79	35.42	34.45	

- (注)・有人島数：平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)において、人口が確認された島
- ・面積：1km<sup>2</sup>以上の島については、国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調(平成22年10月1日現在)、1km<sup>2</sup>未満の島については、市町村調べ等  
全国の離島の面積については、国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調(平成17年10月1日現在)」
  - ・人口、世帯数：平成22年国勢調査(平成22年10月1日)  
全国の離島の世帯数は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日)
  - ・市町村数：平成23年4月1日現在

これらの地域は、上表のように、県人口の約10%、全国の法指定有人島人口の約35%を占めており、全国一の離島県である本県では、「しまの振興なくして長崎県の発展なし」との考えのもと、離島振興を県政の最重要課題のひとつとして取り組んでいる。

昭和28年に制定以来、離島振興法は離島地域の振興に大きな役割を果たしてきたが、依然として若年層の島外流出をはじめとした人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

こうした中、離島振興法は、平成24年6月、適用期間がさらに10年間延長されるとともに、大幅な見直しがなされた。今回の改正では、離島の振興の目的として、「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」などが明示されたほか、ソフト施策を中心とした基本的施策の充実が図られている。（今回の法改正の要旨については第4章第2節参照）

このような法律の改正を踏まえて、平成25年4月から平成35年3月末の10年間を計画期間とする新たな離島振興計画を策定するものである。なお、今後の社会情勢の推移等を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 第2節 離島の役割

本県の海岸線の長さは全国有数であり、国際的な海洋利権の争奪が加速する中、本県の島々は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全の確保などにおいて、海洋政策上、非常に大きな役割を果たしている。国境周辺離島においては、そこに人が住み、漁業をはじめとした経済活動を行っていること自体が、「現在の防人」として国益にも直結している。

また、本県の島々には、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産をはじめ、原の辻（はるのつじ）遺跡、元寇史跡、遣唐使・遣隋使・朝鮮通信使などの歴史的資産が残されており、中国や朝鮮半島に地理的に近い優位性や長い交流の歴史によって培ってきた国際的友好・信頼関係を土台として、経済的にも、文化的にも国際交流の拠点として重要な役割が期待されている。

このような国家的役割とともに、海に囲まれ、本土から離れていることにより形成された、美しい自然環境や伝統文化などの地域資源を有することによる「癒しの空間」としての国民的役割も担っている。

### 第3節 基本理念

国立社会保障・人口問題研究所による本県の市町の区域が全部離島である5市町（五島市、壱岐市、対馬市、小値賀町、新上五島町）の平成47年（2035年）の将来推計人口は、約81千人と現在の6割程度まで減少し、高齢化率は45%を超えるという非常に厳しい結果となっている。

このまま離島の人口減少に歯止めがかからなければ、高齢化が進展し集落の維持に支障をきたすしまの増加が懸念され、離島が有する国民的・国家的役割を果たすことができなくなる恐れがある。このような状況を打開するためには、定住促進や雇用の確保など、より強力な施策を行うことが必要である。

このような思いから、本県においては、平成22年12月に策定した「長崎県総合計画」において、3つの政策横断プロジェクトの一つとして、『しまは日本の宝』戦略を掲げ、離島の自立的発展・人口減少の緩和を目指して各種施策に取り組んでいる。

また、平成24年6月に可決・成立した新たな離島振興法においても、その目的として、

人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善  
産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正  
居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住促進

が盛り込まれたところであり、離島が将来にわたって、その国家的・国民的役割を果たすためには、まず、離島に人が住み続けることが不可欠であることが再認識されるとともに、離島が持続していくためには、自然的制約に由来する不利条件を是正することが重要であると明確にされている。

離島振興法の目的にもあるように、離島は国家的・国民的役割を担う、我が国にとってかけがえのない財産であり、まさしく「しまは日本の宝」である。そうした役割は、**そこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであり、この宝を将来につなぐことが重要である。**

以上のことから、新たな離島振興計画においては、離島振興の基本理念を次のように定める。

長崎県離島振興基本理念

しまは日本の宝 あした 明日につなぐしまづくり

## 第4節 基本的方向性と重点施策

離島振興基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の5つの基本的方向性を設定する。

### 1 自立的発展の基盤確保と不利条件の解消

これまで本県では、離島振興を県政の最重要課題の一つとしてとらえ、総合交通体系の整備をはじめとする離島の自立的発展の基盤確保に取り組んできた。しかしながら、社会資本の整備は一定進んでいるものの、いまだ十分とは言えず、加えて、輸送コストをはじめとする離島の自然的制約に由来する不利条件は、離島の自立的発展にとって残された大きな障害要因となっている。

離島の自立的発展の実現に向けて、必要な施策を継続していくとともに、本土と同等以上の競争条件を作り、離島の定住環境を整えるため、離島不利条件の解消に取り組んでいく。

本土と離島間における航路及び航空路の輸送環境については、離島振興を図る上での最も基礎的な条件であり、船舶建造費等の助成や流通の効率化等による人の往来・物資の輸送に要する費用の低廉化や利用しやすいダイヤ設定等を通じて交流人口拡大や物流活性化を図るとともに、運航・安全整備等を支援し、利便性の高い安全・安心な交通ネットワークを確立する。

離島におけるガソリン等の燃油価格についても、輸送コストが高いことや、人口規模が小さいため需要が少ないことなどの事情により、本土に比べ割高であり、本土との経済的格差の解消を図るため、石油製品の低廉化に向け、関係団体とともに取組を進める。

また、交流人口の拡大を促進する道路や港湾など交通ネットワークの充実や、住民の生命・財産を守り、安全・安心で暮らしやすい社会資本の整備を図り、さらに超高速ブロードバンドの整備により生活環境の改善を支援する。

このほか、国、市町、民間団体等とも連携を図り、漂流・漂着ごみの回収処理や発生抑制対策などを進める。

#### < 重点施策の例 >

- ・ 国の交付金を活用した船舶の建造並びに長寿命化に対する支援による基本運賃の低廉化や島民限定割引の実施
- ・ 補助航路における「離島住民運賃割引制度」の導入
- ・ 離島航空路におけるより利用しやすいダイヤ設定や路線毎の適正運賃の設定に向けた取組



- ・流通の効率化や農水産物等の戦略産品の移出に係る輸送コスト支援など物資の流通に要する経費の低廉化
- ・国・市町と連携した乗合バス事業への欠損補助の実施と地域交通ネットワークの再編検討などによる生活交通の維持・確保
- ・水産業などの生産拠点や観光地と港湾・空港を結ぶ道路、観光地間を結ぶ道路、集落と第2次救急医療施設を結ぶ道路などの交通円滑化
- ・ICT（情報通信技術）利用の促進と基盤整備
- ・海岸漂着物の円滑な処理、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力の確立
- ・ガソリンをはじめとする石油製品価格の低廉化に向けた取組

## 2 医療等の確保による生活の安定

深刻な医師不足や少子高齢化などの問題を抱える離島において、住民の安全・安心な暮らしを支えていくためには、保健・医療・福祉・介護・教育・消防等に関する人材の確保をはじめとした体制の整備、高齢者対策など住民の暮らしにかかわる社会生活基盤の充実が不可欠である。

住民が安心して離島に住み続けるために、医療従事者の確保、救急医療体制の確保、妊婦支援、健康づくりのための環境整備、介護サービスの充実など保健・医療・福祉等の体制の強化を図る。

また、過疎化・少子化により幼児・児童・生徒の減少が著しい中、離島を担うたくましい子どもたちを育むために、地域の実情に即した、地域での多様な子育て支援体制や幼児期の教育・保育環境の整備に取り組むとともに、地域の実情や教育効果を考慮した学校規模の適正化による教育水準の維持向上や学校の実態に即した教育環境の整備を図る。

### < 重点施策の例 >

- ・長崎県病院企業団病院の集約化・機能分担などによる医療の質の向上
- ・医療系学生への離島医療教育や医療従事者の本土との交流による医療人材の養成及び質の向上
- ・疾病予防、リハビリテーション等健康づくりのための環境整備
- ・居住地に産科医療機関等のない離島地域の妊婦支援
- ・介護サービスの提供に必要な従事者の確保、施設整備、サービス内容の充実及び他地域との格差是正のための方針・事業検討

- ・幼稚園や保育所、認定こども園の運営に対する支援など、質の高い教育・保育を提供できる環境の整備
- ・地域の実情や教育効果を考慮した学校規模の適正化や学校の実態に即した教育環境の整備
- ・高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する支援による修学の機会の確保及び離島と本土部の交流機会の確保
- ・公立学校等の適正配置及び教職員定数について特別の配慮

### 3 離島の特性に応じた産業の活性化

離島の住民が、島で働き住み続けるためには、第1次産業等の基幹産業が競争力を強化し、持続的な産業として成り立っていくことが不可欠である。このため、離島の特性に応じた産業の活性化により、雇用・就業の場の確保を目指す。

離島の農林水産業は、就業者の高齢化及び後継者不足、割高な輸送コスト、農林漁業用燃油や飼料の価格上昇などに加え、農業においては耕作放棄地の増加、水産業においては水産資源の減少、魚価の低迷など厳しい状況にある。

農業においては、従来から肉用牛、米、葉たばこ、しいたけを基幹作物として振興が図られてきたが、近年、五島における契約野菜、壱岐における施設園芸、対馬における対州そばなど、新規作物を積極的に取り組んでおり、引き続き、新たな産地育成と既存産地を強化するとともに、担い手の確保、農業生産基盤の整備、「6次産業化」等を推進する。

離島の漁業は、就業者数が本県漁業就業者の約半数を占めるなど、“水産県ながさき”にとって重要な役割を果たしており、漁場づくりと資源管理を図りながら、収益性や生産性の一層の向上を図るとともに、漁村の活性化を進め、多様な水産物及び水産加工品を安定的に供給できる、力強く豊かな水産業を育てることを目指す。

また、農林水産物等の地域資源を活用し、離島地域の特徴を活かした付加価値の高い商品づくりや島内生産・消費のための地産地消対策、観光による交流人口など、ソフト面での施策も含めた産業振興を講じる。

< 重点施策の例 >

- ・ 気候や風土を活かした高単価の品目や契約栽培の野菜の振興による新たな産地育成と既存産地の強化
- ・ 認定農業者や地域営農組織等多様な担い手の確保及び新規就農者確保のための情報発信や必要な知識・技術等の修得の支援
- ・ 地産地消の推進と食品製造業等の育成など農産物の「6次産業化」への支援
- ・ 農商工連携ファンドによる新商品の開発や販路開拓支援
- ・ 「樁による五島列島活性化特区」による樁を最大限に活用した施策の展開
- ・ 資源管理による水産資源の維持・回復と栽培漁業の効率的な推進等による水産資源と漁場づくり
- ・ 新技術の導入等による収益性の高い漁業生産体制の構築と養殖業の育成
- ・ 離島の多種多様な漁業特性を生かした水産加工業の育成と本県独自の技術等による水産加工品の開発導入、並びに地域の特色ある魚介類のブランド化
- ・ 漁家子弟や新規参入者の就業の推進と将来を担う人材を地域ぐるみで育て定着させる取組の支援

#### 4 しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

離島は、海により本土と隔てられ、交通はもちろん、産業や住民生活において、本土と比べ不利な条件にあり、さらに著しい高齢化の進行など厳しい社会経済環境にある一方で、海に囲まれ、本土から離れていることにより形成された日本の原風景とも言うべき文化・景観や美しい自然環境、国際交流や海を通じた交易による独自の歴史・文化、海洋とふれあう癒しの空間や豊富な自然エネルギーなど優れた地域資源を有している。このようなしまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組により離島の自立的発展と交流促進を図っていく。

< 重点施策の例 >

- ・ 高校生の離島留学制度、「しま」体験学習等によるしまの特性・資源を活かした教育の推進
- ・ 国や大学等の研究機関等と連携した海洋研究の推進
- ・ 「島旅」の持つ魅力発信とニーズを踏まえた地域資源の磨き上げに対する支援

- ・五島列島における環境にも人にも優しく、先端技術である電気自動車と高度道路交通システムなどの情報通信を活用した「未来型ドライブ観光システム」による、観光振興や交流人口の拡大
- ・複数の離島間や本土・離島間の周遊促進や長期滞在型交流の推進など、国内外の地域との交流促進
- ・エネルギー産業など、離島特有の資源を有効に生かした産業の育成
- ・「ながさき海洋・環境産業拠点特区」の利点を活かした自立・分散型エネルギーシステムの構築
- ・住民が自発的に取り組む地域づくりや地域課題の解決など「地域発の地域づくり」への支援

## 5 離島の重要性の発信

離島が担う国家的・国民的役割を全国に普及させるためには積極的な情報発信が必要である。

特に今回の離島振興法の改正に当たっては、法律の附則第6条に「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討」が盛り込まれたところである。このため、いわゆる国境離島が、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全の確保など国家的に特に重要な役割を担う一方で、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域であり、そこに人が居住し続け、将来にわたってその役割を果たしていくためには、地域の振興や定住促進のためのさらなる支援が不可欠であることを全国に発信していく。

### < 重点施策の例 >

- ・国境離島新法（仮称）制定に向けた取組

## 第2章 講じようとする分野別の施策

### 第1節 総合的な交通体系の整備

#### 航路

離島航路の整備は、住民生活の安定及び福祉の向上、産業の振興等を図るための根幹的施策であり、総合交通体系の確保・維持に配慮した航路の集約化、再編成、運賃の適正化等、航路運営の改善が求められる。

こうした中、国において、平成23年度から総合的な交通体系の整備を目的にした「地域公共交通確保維持改善事業」が創設されている。

この事業をもとに、県では「長崎県離島航路対策協議会」を設置しており、地元自治体や関係事業者、地域住民の方々も一緒になって、生活交通ネットワーク計画を策定し、地域公共交通の確保・維持・改善に努める。

また、国及び地方公共団体等による助成の充実及び観光面からの離島航路の需要拡大も図り、特に本土側交通体系との連携に配慮し、住民生活の広域化や交流の拡大も踏まえた整備を図ることとする。

#### 港湾・漁港の整備及び航路標識

港湾・漁港は離島交通の結節点としての機能を有しており、国内外との物の流れや人の交流を進めるうえで極めて重要である。離島住民の生活を支え、交流人口の増加による観光産業の振興をはじめとする地域経済の活性化に資するため、必要な岸壁や緑地、ターミナル等を整備し、離島の海の玄関である港湾・漁港の受け入れ態勢の強化を図る。

また、老朽化した施設について、利用の支障とならないよう維持補修計画に基づいた適切な維持管理に努めていく。さらに高齢化社会に対応した港湾・漁港施設やターミナルのバリアフリー化を実施し利用者サービスの向上に努める。

なお、港湾・漁港の整備等と併せて航路標識の整備も船舶航行の安全のためには不可欠である。特に、定期航路の安全確保の面からその重要性は高いため、港湾・漁港の整備等の進捗に合わせ、航路標識の整備を進める。

#### 航空

離島の航空輸送は、航路同様、産業振興及び住民生活の安定を確保するための根幹であり、対本土間の一層の安定化を図る必要がある。

しかし、人口減少・少子化等により離島航空路の輸送実績は減少傾向にある。このような状況において、より利用しやすいダイヤ設定や路線毎の適正運賃の設定による収益性の確保、併せて国及び県・市が連携し

必要な支援を行うことにより、離島航空輸送の維持・存続に努める。

### **空港整備**

空港の施設を良好に維持し、航空機の安全な運航を確保することにより、離島の航空路の安定と利用促進に寄与する。

具体的には、地方管理空港の滑走路、誘導路、エプロン、照明施設等の継続的な維持補修に加え、必要に応じて全面的な改良及び更新等の空港整備を実施し、安全な施設の保持に努める。

### **島内交通**

島内の乗合バスは、特に高齢者や児童・生徒など車を運転できない地域住民に最も身近な公共交通機関であるが、過疎化や少子化の進行、モータリゼーションの進展等により利用者が減少し、バス事業者の収支を悪化させている。

さらに平成14年2月から乗合バス事業の規制緩和に伴い路線廃止が原則自由になり、生活交通の維持・確保は重要かつ困難な課題となっている。

このため、国や市町と連携し欠損補助を実施するとともに地域交通ネットワークの再編検討に取り組むなど今後も生活交通の維持・確保に努める。

### **島内道路**

島内において、幅員が狭くてすれ違いができない区間や線形が屈曲した区間などの改良として、バイパス整備や道路拡幅などを進め、日常生活の利便性・快適性の向上を図り、生活環境の改善を支援する。

また、水産業などの生産拠点や観光地と港湾・空港を結ぶ道路、観光地間を結ぶ道路、集落と第2次救急医療施設を結ぶ道路などの交通円滑化を図り、第1次産業の競争力向上、交流人口の拡大、救急医療体制の強化などを支援する。

併せて、交通安全対策や維持管理計画に基づいた適切な道路施設の維持管理を行い、安全・安心な道路の維持に努める。

## **第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化**

### **人の往来に要する費用の低廉化**

離島航路は、少子高齢化・過疎化による利用者の減少に加えて燃油価格の高騰など、収入減・経費増という構造的な問題を抱えているが、本県においては、国の交付金を活用した船舶の建造並びに長寿命化に対する支援により、基本運賃の低廉化や島民限定割引を行っており、今後も本事業の継続的な推進及び対象の拡大等を図っていく。

また、補助航路を対象として、国が平成23年度に創設した「離島住民運賃割引制度」の導入を図る。

離島航空路においては、航空会社・地元自治体と連携し、島民割引等により離島住民の運賃低廉化に取り組んでいるが、人口減少・少子化等により離島航空路の輸送実績は減少傾向にある。引き続き需要動向、地域条件等を考慮しながら、より利用しやすいダイヤ設定や路線毎の適正運賃の設定を図るとともに、運賃の低廉化に資するための施策の充実に努める。

### **物資の流通に要する費用の低廉化**

離島の物資の流通に要する費用は地理的制約により他の地域と比較して割高となることから、農林水産業など地場産業の発展を阻害する要因となっており、これを是正することにより、地場産業の発展や雇用創出が図られ、離島の自立的、継続的な発展が促進される。このため、流通の効率化や農水産物等の戦略産品の移出に係る輸送コスト支援など物資の流通に要する経費の低廉化を図る。

## **第3節 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実**

地理的な条件が厳しい離島においては、ICT（情報通信技術）の利活用を課題解決のいわば梃子（テコ）として、地域振興・産業振興など、公共サービスの様々な分野で、住民の利便性向上や業務の効率化につなげていく必要がある。

本県における高速情報通信網の整備は、「事業者の提供するサービスの有効活用など民間主導を基本としつつ、事業者による整備が進みにくい条件不利地域においては公共による整備を進める」という基本的考え方に沿って進めてきた。

しかし、現在、一部の離島地域においては、超高速ブロードバンドが整備されず、ADSL回線や無線LANによってインターネットを利用する環境となっており、映像や音声を多用する新たなアプリケーションの利用に必ずしも適さない環境となっている。

今後、住民の生活に身近な教育、危機管理、福祉分野など多方面でのICT利活用によって情報化の利便性等をより実感できるようにするためには、ハード・ソフト両面での情報化を進める必要がある。また、離島の情報通信網が大都市と比べて遜色ない環境となることで、企業の誘致や進出が期待されることとなる。

このため、超高速ブロードバンドが全域で整備されるよう、ICT利活用の促進を図るとともに、引き続き、民間主導を基本としつつ、国の支援措置を活用した基盤整備を図っていく。

## 第4節 産業の振興

### 農林業

#### 地域の特性を生かした力強い農林業の確立

離島においては、従来から肉用牛、米、葉たばこ、しいたけを基幹作物として農業振興が図られてきたが、近年、五島におけるブロッコリー、高菜等の契約野菜、壱岐におけるアスパラガスを中心とした施設園芸、対馬におけるミニトマトや対州そばなど、新規作物を含めて積極的に取り組んでおり、今後とも気候や風土を活かした軽量で高単価をねらえる品目や契約栽培の野菜などを振興し、新たな産地育成と既存産地を強化する。

#### 肉用牛の振興

肉用牛は、台風などの気象災害に強く、家畜に与える飼料作物の生産や放牧などによる農地の有効活用、また、副産物である堆肥は地域内での野菜生産に有機質肥料として利用されるなど離島農業にとって不可欠な作物となっている。このため、生産性向上やコスト低減につながる共同化・分業化を行う支援組織の育成、食品製造残渣（焼酎粕など）の飼料化など、地域資源に立脚した肉用牛生産の拡大を推進する。

#### 担い手の確保

優れた経営感覚を有する認定農業者や地域営農組織等多様な担い手を確保し農地の流動化や労力支援を推進し、規模拡大を図るとともに、新規就農者を確保・育成するため、情報発信や必要な知識・技術等の修得を支援するなど新規学卒者に加え、Uターン、Iターン等の島外からの就農促進の強化に取り組む。

#### 農業生産基盤整備による生産性の向上

離島における農地の整備率は本土に比べ低く、特に畑地の整備率は、本土の半分程度で遅れている。生産性の向上による強い経営体づくりのためには、区画整理や畑地かんがいの整備といった生産基盤の整備が、不可欠であるため、今後とも積極的に農地の整備を進めていく。

#### 農産物の地産地消・6次産業化の推進

安定した農林業を営むためには、高付加価値商品の開発によるブランド化、ツバキなど地域資源の活用及び島内生産・消費拡大のための地産地消などの推進が必要であり、加工や販売面でのノウハウを有す



る民間企業との提携や新たな雇用の場としても期待できる食品製造業等の育成など農業の6次産業化を支援していく。

#### 地域の特性を生かしたグリーン・ツーリズムの推進

離島の豊かな自然環境や地域資源を見直し、周年において魅力ある体験メニューの開発やプログラムの組立て、効果的な情報発信や誘客等による都市との交流人口の増大により地域の活性化を図る。そのため、滞在型グリーン・ツーリズムの推進に向けた受入体制づくり、地域の農林業、農産物や農産加工品と食や伝統文化、歴史などの地域資源を総合的にコーディネートできる人材の育成や情報発信力強化などの活動を支援する。

#### 森林の整備・保全および森林資源の活用

森林は、水源かん養や山地災害の防止をはじめ、海洋資源の保全、地球温暖化防止に資する二酸化炭素吸収など、公益的・多面的な機能を発揮してきたが、木材価格の低迷など林業採算性の低下により、管理不十分な森林が増加し、これまで健全に保たれてきた森林の多様な公益的機能の低下が危惧されているところである。

このため、森林整備に必要な林道や作業路網の整備及び高性能林業機械等の導入を図り、生産性の高い林業事業体を育成して、森林所有者へ収益を還元しながら、木材が利用できる森林整備を推進するとともに、木材加工流通体制の整備に取り組み、新たな販路開拓を促進して木材利用の拡大を図っていく。

さらに、建築用材に加え、木質バイオマスなど未利用材の活用を推進していく。

また、地域の特性をいかした特用林産物の生産拡大と合わせて、離島地域の暮らしを守り、生活基盤を支える山地災害防止施設の整備や環境保全を図る森林整備など多様な森林づくりを進めていく。

#### 鳥獣害に強い地域づくり

鳥獣被害のうち、イノシシ被害が多発している島では、防護・棲み分け・捕獲の3対策を徹底し、被害の軽減を図る。

まだイノシシ被害が少なく低密度状態の島においては、全島を対象に生息及び生息環境調査を実施のうえ、初期段階での効率的かつ集中的な捕獲対策を実施することで、農作物等への長期的な被害防止を目指す。

その他の獣種であるシカ、リス、カラスなどについても3対策を基本に被害防止を図っていくが、各島の被害状況を把握し、市町主体に

適正密度までの捕獲対策を進める。

## 水産業

### 次世代へつなぐ水産資源と漁場づくり

#### 〔資源管理による水産資源の維持・回復〕

本県の離島周辺海域は、優良な漁場を形成していることから離島における資源管理措置の取組は重要である。このため、資源管理・漁業経営安定対策の導入による新たな資源管理指針に基づき、漁業者の自主的な資源管理に向けた取組や計画の実践を推進する。

広域回遊性種については、国や近隣県と連携した資源管理を推進し、漁獲可能量（TAC）制度の的確な運用を図るため、国の計画に則した県計画の作成、同計画に基づく管理、指導により、水産資源の維持・回復を図る。

併せて、水産資源の維持・回復や効率的な漁獲が可能となるように、沖合域における湧昇流漁場や沿岸域の産卵育成場等増殖場や魚礁・漁場の積極的な造成に努めるとともに、藻場回復についても取組を進める。

#### 〔栽培漁業の効率的な推進〕

重要な水産資源の維持・回復を図るため、より効率的、効果的な栽培漁業を推進する。

地元漁業者の要望が強い魚種の生産技術開発や放流の重点化、適地放流、適サイズ放流などに取り組み、アワビ等定着性種については、漁場環境整備、資源管理、種苗放流を一体化した取組の定着化・充実化を図るとともに、ヒラメ等広域回遊性種については県域内や近隣県との共同放流体制を強化する。

#### 〔漁業管理体制の見直しと取締の強化〕

水産資源の適切な管理と持続的利用には、漁業秩序の確立と漁業・遊漁の共存が不可欠である。

資源の有効活用と意欲ある漁業者を育成するための新たな技術の導入や許可制度の見直しを行うとともに、漁場や資源のさらなる有効活用を図るため、免許制度について、国の示す方針等を踏まえ検討・見直しを行い、漁場の総合的・効率的利用を図る。

さらに、悪質・広域化する密漁の撲滅に向けて、漁業取締船の高速化等効率的な密漁対策を実施するほか、漁業者等と一体となった密漁防止対策等の取組を進める。

## 収益性の高い安定した漁業、養殖業の経営体づくり

### 〔収益性の高い漁業生産体制の構築〕

収益性が高く、安全性に配慮した生産体制の実現を図るため、省エネをはじめとする漁船漁業のコスト削減に向けた取組や漁獲物の鮮度保持等を図るための新たな技術、安全性や環境に配慮した漁船等の普及を目指す。

このため、意欲ある漁業者による新技術等の導入や先駆的な実践活動等の取組を支援するとともに、国、研究機関、漁業関係団体等と連携を図り、地域や漁業種類の実情に応じた新技術等の導入に取り組む。

### 〔収益性の高い養殖業の育成〕

養殖業の収益性向上を図るため、市場価値の高い新魚種の導入や優良種、高品質魚の育成を推進するとともに、生産コストを軽減するため陸上養殖等の新たな技術導入を推進する。一方で、養殖経営に藻類・貝類等養殖や加工、ブルー・ツーリズム等を組み合わせた経営の多角化や輸出拡大等に取り組む。

また、漁場環境の保全、水産用医薬品の適正使用指導等を含めた養殖指導体制を強化し、安全で高品質な生産物の供給体制を確立する。

### 〔漁家経営安定対策の推進〕

魚価安や燃油高など、厳しい環境にある漁業者の経営安定のため、漁業共済制度を活用した収入安定及び燃油価格等の高騰に対するコスト対策のための国の資源管理・漁業経営安定対策、併せて水産制度資金の充実と利用促進等を行うことで、漁業・養殖業の経営安定化を図り、健全な経営体の育成に努める。

## 消費者も産地も潤う水産物の供給体制づくり

### 〔付加価値の高いブランド製品の育成強化〕

漁業者や水産加工業者の所得向上を図るため、離島の多種多様な漁業特性を生かした水産加工業の育成に取り組む。

併せて、無糖無リンすり身などの本県独自の技術等による水産加工品の開発導入を図るとともに、加工品の消費拡大に取り組む。

また、総合水試による活イカ輸送技術開発等、離島の水産物を高鮮度で高品質なまま輸送・供給するための技術開発を進め、新たな生産・販売体制の構築に繋げる。

さらに、地域の特色ある魚介類をブランド化することにより、漁獲物の販売価格向上を図る。

〔地産地消の推進と水産物の県外への販路拡大〕

生産・販売体制の強化、消費の拡大、県産品に対する県民意識の醸成、学校給食等への県内水産物の普及、少量多品目の地魚等の飲食店と生産者との需給の連携を強化することで「地産地消」を推進する。

また、地域ブランドの積極的なPR、輸送コスト削減対策などの取組により、県内外の外食産業・量販店などへの販路拡大を図る。

〔水産物輸出戦略の推進〕

安全・安心で高品質な本県水産物について、県・関係市・流通業者・漁業者団体等輸出関係者が連携して、輸出拡大に努めており、離島の水産物についても、これらの取組と協力し、より一層の輸出拡大を目指す。

〔安全・安心な水産物の安定供給〕

産地や生産履歴など消費者に対する正確な情報提供を推進するとともに、高鮮度・高品質な水産物の輸送、供給が可能な技術開発を進め、安全・安心な生産・販売体制の構築を図る。

地域を支え、食を支える漁業者づくり

〔漁業の将来を担う人材の確保〕

水産業の担い手の減少と高齢化が進む中、持続的な漁業生産と漁村活力を維持するため、漁家子弟や新規参入者の就業を積極的に推進するとともに、将来を担う人材を地域ぐるみで育て、定着させる取組を支援する。

〔地域を支える意欲ある漁業者の育成〕

漁村地域の活性化と漁業生産の維持のため、青年漁業者等を指導する漁業士や経営感覚に優れた先駆的な漁業者グループ等を育成する。

また、青壮年・女性部による生産技術の改善、リーダーの育成、異業種交流等の活動を推進するとともに、漁村の女性や高齢者など多様な人材の社会参画を促進する。

安全で快適な活力ある漁村づくり

〔安全で快適な漁村の生活・就労環境の基盤整備〕

高齢者や女性も安全で快適に暮らせる漁村づくりのため、防災施設の整備や集落排水施設等の生活環境の改善に資する施設の整備、浮桟橋、防風・防暑施設等の就労環境の整備を支援する。

また、大規模地震に備えた漁港整備や漁港施設の長寿命化を図り、

安全な漁港・漁村を目指す。

〔地域資源の活用による漁村地域の活性化〕

漁村地域の活性化のため、各地域が主体的に取り組む種苗放流や海岸清掃などの漁場の生産力向上に関する取組や創意工夫を活かした新規漁業・養殖業への着業、地域水産物の販売、食の体験、漁業体験、交流施設の整備等の取組を支援し、都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムを推進する。

### 水産動植物の生育環境の保全及び改善

〔資源増殖と沿岸環境の保全をめざす漁場づくり〕

水産資源の維持・回復や効率的な漁獲が可能となるように、増殖場や魚礁漁場の整備を進める。

海藻が着生するコンクリートブロックの設置や自然石の投入を行うとともに、藻場の回復に必要な技術の開発・実証とその普及を進め、漁業者グループが自ら行う藻場回復の取組との連携等により、藻場の維持・回復や沿岸環境の保全を積極的に推進する。

また、赤潮による漁業被害の防止、軽減のため、赤潮被害防除技術の開発や監視体制の強化等に取り組む。

### その他の産業

〔地域資源等の活用による産業振興〕

農林水産物等の地域資源を活用し、離島地域の特徴を活かした付加価値の高い商品づくりを推進し、地域外市場に積極的に販路拡大を図ることが重要である。

このため、農商工連携ファンドによる新商品の開発や販路開拓支援とともに、流通等の専門家アドバイス、首都圏でのテスト販売等により商品力の強化に取り組む。

そのほか、地域の特性を活かした風力発電等のエネルギー産業など、離島特有の資源を有効に活用した産業育成と情報通信関連など、地理的条件に左右されにくい企業の誘致を図る。

〔離島での創業支援〕

創業に必要な知識について理解を深め、ノウハウを修得することを目的としてセミナー等を開催するほか、関係機関との連携により創業しやすい環境づくりに努め、創業を促進することにより、離島地域の特性に即した新たな産業の創出を図る。

〔商業の振興〕

地域住民のニーズに即した業種や生活者の利便向上につながる商業サービスの充実が必要であり、まちなかのにぎわいを創出する核となる商店街の機能強化を図る。

## 第5節 就業の促進

### 農林業

就農希望者に対し、県新規就農相談センターや市町又は地域就農支援センターが実施する就農相談会を通じて、意向に応じた先導的農業者等のもとでのマンツーマン研修、五島市や小値賀町に設置されている担い手公社、JA 壱岐市のヘルパー雇用による取組のような技術・経営研修を実施するとともに、新規就農者個々に振興局担当者を貼り付け、地域の関係機関と一体となった5年間のフォローアップを通じて、新規就農者の施設整備に対する資金や補助事業の活用等就農後の早期経営確立に努めるなど、ながさき農林業・農山村活性化計画の目標である自営就農者の確保・育成を図る。

### 水産業

漁業就業希望者等への求人・求職情報や漁村の生活等に関する情報の提供、就業相談窓口の設置等を行うとともに、地域主体の受け皿組織（協議会）を設置し、漁業研修希望等の円滑な受入れ活動を支援する。

受け皿組織の効果的な運用により、指導者の確保、漁業技術の早期熟練、遊休漁業等の活用、生活相談など、着業前後のフォロー体制を強化するとともに、技術習得支援、漁船リース等による研修期間中の生活支援や初期投資の軽減を図る。

### その他産業

住民及び離島移住者の就業促進を図るため、職業に必要な技能・知識を習得するための職業能力の開発等を行っていく必要がある。

このため、企業現場への専門家派遣による技術指導及び企業施設等を活用した集合訓練を出前方式で実施し、地域実情に対応した人材育成を支援し、離島地域の就業の促進を図る。

## 第6節 生活環境の整備

### 水道

離島は、概して水資源に恵まれず、少ない水資源を有効に利用して、従来から簡易水道施設等の整備を計画的に実施している。

その結果、水道の普及率はほぼ本土並みとなったが、地理的、自然的

条件による水源枯渇及び地下水への塩分の混入等による水質悪化など、水資源の確保は未だ十分とはいえず、湧水が頻発するなど、安定的な水供給の確保に苦慮しているところが多く、特に小規模離島においては深刻であり、離島における水資源開発は今後とも促進する必要がある。

また、年々進行する人口減少により料金収入が低迷する一方で、点在する集落への安定供給に要する経費が大きな負担となっており、さらには、老朽施設の更新需要が増大していること等から、コスト削減のために水道施設の統廃合を進める等の取組が必要である。

このため、良質で豊富な水の安定供給が確保できるように、今後さらに離島地域の状況に応じて水源開発を行うとともに水道施設の計画的な統廃合による送水体制の整備等を積極的に推進する。

### **下水道等**

離島における下水道等の普及は、本土地域に比べ非常に遅れており、処理施設の普及促進は、河川、海域の水質保全及び快適な生活環境の向上を図るとともに、交流人口の拡大にあたり他地域から訪れた観光客等が心地よく滞在できるうえでも重要な施策である。したがって、地域住民の理解のもと、市町と連携して処理施設の整備促進に努めるものとする。

なお、下水道等の整備手法としては、対象地域や人口規模の違いにより、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽などが実施されており、関係機関と十分連携して、その地域に最も適した整備手法による事業促進を図る。特に、浄化槽は個別設置であり、水質浄化機能が向上し、短期間で設置できる等の特長を有している。今後も下水道等の整備を促進することにより、離島地域における生活排水対策を推進する。

### **廃棄物処理**

循環型社会の構築に向け、離島地域においても、廃棄物の発生・抑制、再使用、再生利用といった4Rの取組が図られているところであり、その実現にあたっては、循環資源ごとに地域の特性を踏まえた地域循環圏の形成を推進することが重要である。

このため、廃棄物の品目に応じた島内完結型処理を目指し、島内一元的な収集体制の確立や廃棄物処理施設の広域化を推進しているところであるが、離島地域は、概して、人口や産業の集積度が低い傾向にあり、リサイクル対象物の集荷量やリサイクル製品の市場規模がともに小さいことから、単独での効率的なリサイクルの実施は困難な場合も多く、また、本土など他地域との連携による広域処理や集約化についても、海上輸送費がコストアップ要因となるなど、地理的条件からの様々な制約を

抱えている。

また、家電リサイクル法など、各種のリサイクル法の運用に際しても住民に海上輸送費などの過剰な負担がかかることから、資源ごみ集積施設の確保や効率的な輸送ネットワークの検討及び所要の基盤整備による1次物流経費の軽減を図るなど、各離島地域の実情に応じた循環型社会システムの構築に努める。

### **住宅、公園**

住宅については、高齢者のための利便性の良い集団生活の場の整備やサービス付き高齢者向け住宅の供給、親との近居やUターンへの促進に向けた空き家の利活用の促進、豊かな自然環境を活かしたエコリフォームの促進、定住につながるような中・長期滞在者のための住宅の供給を図る。

都市公園は、地域における緑の骨格として、豊かな居住環境の形成やレクリエーション活動の充足等、住民の多様なニーズに対応するための基幹的施設である。

今後は、大震災や火災時等において避難地等となる防災公園等の確保や機能強化、公園施設のバリアフリー化や遊具の安全性確保による安全で安心できる地域づくり、都市における良好な自然的環境の保全・創出等に重点を置きながら計画的な整備を図る。

### **安全・安心な暮らしづくり**

住民が安全に安心して暮らすことができ、また、観光等でしまを訪れる方々が安心して滞在することができる社会づくりを進めるため、交通安全対策の推進、防犯対策、消費生活に関するトラブル防止、食の安全・安心確保対策など、安全・安心なまちづくりに取り組む。

## **第7節 医療の確保等**

医療体制の整備は、住民が安心して暮らしていくための生活基盤として、もっとも重要であり、しまにおける医療提供体制の整備が他の地域に比べ進んでいない現状を考慮し、地域医療を担う医師や歯科医師及び看護師等の医療従事者の確保を推進するとともに、長崎県病院企業団病院の集約化・機能分担などにより医療の質の向上を図る。

医師の確保については、引き続き長崎県へき地医療支援機構及び自治体病院等開設者協議会の斡旋による医師の招請、医学部学生への医学修学資金の貸与及び自治医科大学での医師養成に積極的に取り組む。

医療系学生への離島医療教育や医療従事者の本土との交流を促進し、医療人材の養成と質の向上を図る。



また、第11次へき地保健医療計画にもとづき、離島を含むへき地の保健医療対策として、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの医療体制の整備を推進し、その相互の連携を図るとともに、医師の派遣や巡回診療など、その地域に適した医療体制の充実を図る。

島内における救急医療体制を確保するため、離島の医療機関における連携体制の強化及び救急車による搬送体制の充実向上を図る。なお、医療機関の連携にあたっては、既存の公的医療機関がネットワークを構築し、電子カルテを導入するなど、医療情報の共有による離島の医療情報システムの確立を図り、住民が安心して医療サービスを楽しむ体制づくりを推進する。

離島の医療機関では対応できない重篤な救急患者については、ヘリコプターを活用して、本土の高度な医療機関へ搬送する体制の強化、及び情報技術を活用した画像伝送システムによる遠隔医療の充実に努める。

医療体制上の限界があるため、島外への入・通院を余儀なくされている住民に対し、市町と役割分担を図りつつ交通費支援等の負担軽減策を講じるなど、保健医療サービスの格差是正に努める。

さらに、急性期医療から在宅医療まで、地域の医療機関の機能に応じた役割分担や連携体制構築を図るとともに、離島住民の疾病予防、健康増進、リハビリテーション等の総合的な健康づくりのための環境整備を促進する。

このほか、居住地に産科医療機関等のない離島地域の妊婦は、他地域の妊婦と比較して、出産に際し経済的負担が大きいことから、妊婦健診や分娩時にかかる交通費・宿泊費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を確保する。

## 第8節 介護サービスの確保等

本県は、全国水準よりも早く高齢化が進んでおり、特に離島地域においては、高齢化の進行が顕著なものとなっている。

介護サービス基盤については、大規模な離島においては、施設サービスを中心に比較的充実しているが、医療系の介護サービス基盤は本土地区に比べ不足している。

また、人口が少ない小離島については、人口規模や地理的特性から市場原理が働きにくく、介護サービス提供事業者の参入が難しいため、要介護者・要支援者に対する介護サービス提供体制が整っていない状況にある。

このような状況を改善し、離島地域における介護サービスの充実を図

するためには、例えば、通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスがニーズに応じて適切に提供されるよう、必要な従事者の確保、施設整備、サービスの内容の充実を図るとともに、介護サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、介護サービスの利用及び提供の際にかかる渡航費の助成や離島地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減策を講じるなど、それぞれの地域の実情を踏まえた方針・事業を検討し、関係市町と協力しつつ、介護サービスの確保等を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していく。

## 第9節 高齢者の福祉その他の福祉の充実

高齢者福祉については、地域の実情に応じた高齢者の健康づくりのための保健事業の取組を支援し、元気な高齢者づくりを支援するとともに、高齢者の生きがい活動や社会参加活動の支援、高齢者が持つ能力を生かした産業活動への参加促進など、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム体制」及び地域住民、関係団体、関係機関等が相互に連携し高齢者や障害者を見守る「地域見守り体制」の構築に向け、取組を推進する。

障害者福祉については、障害を持った方々が、地域において自立し、安心して生活できるための住まいや働く場、日常生活の場等の基盤整備を推進するとともに、日常生活の支援体制を推進する。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う、障害者の範囲の見直しや、障害を持つ方への支援の充実、サービス基盤の計画的整備に向け、取組を推進する。

児童福祉については、地域子育て支援拠点における子育て支援の充実、学校施設を利用した放課後児童クラブの設置や、育児と仕事の両立を支援する体制づくり等、地域の実情に即した、地域での多様な子育て支援体制の整備を推進する。また、少子化が進行している離島地域において、当該地域の子ども・子育て家庭が、身近な地域で安心して幼児期の教育・保育を受けることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園の運営及び小規模保育や家庭的保育等の事業等に対して支援するとともに、老朽化等に伴う施設を整備することなどにより、質の高い教育・保育を提供できる環境を整備する。

## 第10節 教育及び文化の振興

## 教育の振興

過疎化・少子化により児童生徒の減少が著しい離島地域において、教育水準の維持向上及び教育環境の整備はきわめて重要な課題である。そのため、地域の実情や教育効果を考慮し、望ましい学校規模の適正化が図られるような統廃合の支援や、学校の実態に即した教育環境整備の推進を図るよう努める。併せて、離島の教育の特殊事情を鑑み、公立高等学校等の適正配置及び教職員定数について、特別の配慮を求めていく。

さらに、高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する支援による修学の機会の確保及び離島と本土部の交流機会の確保にも努める。

また、各離島の特性を生かした「高校生の離島留学制度」を引き続き実施し、目的意識をもった島内外の生徒が集う学校づくりを行い、離島の自然や人情などの教育資源を、本土部の子どもたちにも提供することを通じて、学びの場・人間形成の場を構築する。

併せて、「しま」の豊かな自然や文化等を活用した体験活動や修学旅行を実施し、児童生徒や様々な年齢層に交流体験や勤労体験、自然体験などの豊かな体験を経験させることを通して、「生きる力」や「郷土を愛する心」を育むとともに、離島の活性化にもつなげるよう努める。

離島の将来を担う人材を育成していくためにも、学校教育や社会教育の充実、学校・地域が一体となった生涯学習機会の拡充に努める。

なお、特別支援教育の推進においては、平成23年度に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育が受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援の充実に努める。

また、スポーツの振興においては、平成22年度に策定した、長崎県生涯スポーツ振興プランに基づき、県民がスポーツを親しむための環境づくりと、スポーツによるにぎわいづくりを進め、「豊かなスポーツライフにより人や地域が輝くまちづくり」を目指す。

## 文化の振興

長崎県の離島には、「魏志倭人伝」記載の「一支国」の王都として特定された壱岐市の「原の辻遺跡」、白村江の戦い後、唐・新羅の侵攻に備えた証である対馬市の「金田城跡」など、古くから海を介して海外と接し、我が国の歴史や文化に大きな影響を与えてきた国内外に誇るべき遺跡や歴史的建造物、史跡などが数多く残されている。

また、島の生活の中で先人たちが営んできた地域固有の歴史と文化を物語る、個性豊かな祭礼行事や伝統芸能などが現代まで伝承されている。

これらの地域の宝を顕在化し、磨き上げ、多くの人々が訪れ、楽しみ、にぎわう地域づくりを進めるため、地域が主体となって文化・芸術による魅力を加え、各地の個性を磨き、情報発信する取組を支援し、離島住民が本土住民と同様に新たな文化、芸術にふれる機会が確保されるよう努める。

併せて、離島に残された貴重な文化財の保存に対する支援や、担い手の育成に努めるとともに、未指定文化財の指定などにより、文化財を次世代に引き継いでいく。特に、地域の貴重な文化財や美しい景観を「世界のたからもの」として未来に保存・継承していく世界遺産については、その早期登録に取り組むとともに、文化財の所有者及び住民による文化財保護や景観維持の取組などに対して支援を行い、それらを一体的に保全していくほか、世界遺産の訴求力を活用することによって交流の拡大など地域振興を図る。

### **研究機関の整備等**

本県の離島は、豊富で変化に富んだ海洋資源を活かした、水産資源の持続的利用に関する海洋資源研究の場として大きな可能性を有しており、国や大学等の研究機関等に調査・研究のフィールドを提供するとともに、連携して研究を行い海洋研究の推進を図る。

## **第 1 1 節 観光の振興**

人口減少や過疎化の伸展、地域経済の低迷など、近年の離島が抱える課題を解決するうえで、総合産業として波及効果の大きい観光の振興は、喫緊の課題となっている。

本県の離島は、その多くが自然公園等に含まれるなど豊かな自然環境や景観、街なみ等に恵まれ、また、歴史的・文化的遺産も多く、独自の食文化や伝統工芸等も有していることから、都市にはない独自の観光交流空間や非日常的空間を創出しており、旅行者のニーズが多様化する中、このような離島が持つ普段の暮らしそのものへの興味・関心も高まっている。これらの資源を生かして、体験型あるいは学習型交流による自己実現・自己発見の場、自然や固有の文化とのふれあいによる癒しの場、あるいは農山漁村の暮らしを体験するグリーン・ツーリズムや地元の農水産物の提供など特定のテーマや目的を持った交流の場などとして、島の魅力の積極的な活用を図っていく。さらに、海外からの観光客の誘致、受入れについても、各離島が有する固有の資源の積極的な活用を図る。

こうした国内外との交流人口の拡大を実現するため、様々な手法により都市生活者へ「島旅」の持つ魅力を効果的に発信するとともに、二

ズを踏まえた地域資源の磨き上げを支援する。また、ボランティアガイドの活動や人情味あふれるもてなしの心の醸成など地域住民が主体とした受け入れ体制の整備やおもてなし力の向上に積極的に取り組む。

併せて、観光交流スポットやエリアを特定のテーマでつなく広域観光ルートの形成を促進するとともに、離島相互間及び本土地域と連携した誘客促進を図る。

このため、地域が多彩な地域資源を活用し主体的・戦略的に取り組む新たな観光資源や観光素材の開発、誘客促進対策等のPR事業、及び観光に携わる人材育成等の事業に対し、積極的な支援を行う。

また、交流人口の拡大を支援するため、主要幹線道路など交通ネットワークの充実を図り、離島交通の結節点となり国内外との交流を進めるうえで極めて重要となる港湾及び漁港においては、船舶の大型化・高速化等多様な交通形態への対応や、快適な旅客の輸送を確保するための関係施設の整備を進め、併せて、近年、寄港が急速に増加している海外からのクルーズ客船の寄港時の受け入れ態勢の強化を図る。

なお、五島地域においては、新しい観光の手段の一つとして、環境にも人にも優しく、先端技術である電気自動車（EV）と高度道路交通システム（ITS）などの情報通信を活用した「未来型ドライブ観光システム」の着実な利用促進を図る。

## 第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

本県の対馬・壱岐・五島をはじめとする島々は、古くから大陸の架け橋として海外との交流が盛んで、国防上も重要な役割を担いつつ、固有の文化、風土、景観を形成し、文化・海洋・学術などの目的で多くの人々が訪れる地域となっている。

現在、本県の各離島においては、厳原港まつり対馬アヒラン祭、対馬ちんぐ音楽祭などの交流の歴史を活用したイベント、一支国博物館や原の辻遺跡などの歴史・文化施設の活用、国境マラソンIN対馬、壱岐サイクルフェスティバル、トライアスロンイン上五島、五島長崎国際トライアスロンなどのスポーツ大会、さらに滞在交流型観光の充実や教会巡りなど、多様なプログラムを通じて、国内はもとより韓国をはじめとする海外との交流人口の拡大に向けた取組を行っている。

今後は、これら施策の一層の充実を図るとともに、複数の離島間や本土・離島間の周遊促進や長期滞在型交流の推進を図るなど、広域的な交流や離島住民と都市部に住む人々との相互理解をより深め、国内外の地域との交流促進を図る。

### 第13節 自然環境の保全及び再生

本県離島が有する地理的・地史的特異性を背景とした豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めるため、自然環境に関する情報の収集などを含む自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化に努めるとともに、人とふるさとの自然とのつながりの回復を図る。また、地域に生息する希少ないきもの名前をつけて地域商品を販売するなど、生物の多様性を地域資源として上手に活用し、多様な主体が連携・協力して取り組むための仕掛けや仕組みの検討、活用を図るとともに、生物多様性の意味や重要性をあらゆる機会を通じて普及啓発していく。

また、本県はその地理的特性から、毎年多くのごみが漂着し、沿岸環境の悪化や水産資源への影響が深刻な問題となることから、海岸漂着物の円滑な処理、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力を確立するための長崎県海岸漂着物対策推進計画を策定し、海岸漂着物対策を推進しているところである。

特に離島地域においては、外国由来のごみを含め大量のごみが繰り返し漂着している状況から、回収処理及び発生抑制対策を継続して長期的に取り組む必要があるが、高齢化や人口減少が進む中での人手の確保や高額な処理費用が負担となっている。

このため、県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、相互に連携を図りながら円滑な処理や効果的な発生抑制策を講じていく。

### 第14節 エネルギー対策の推進

離島は、四方を海に囲まれ、風況が良いところが多いなど、再生可能エネルギーの導入に適していることから、その利用推進により、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保することが望ましい。

このため、「ながさき海洋・環境産業拠点特区」の利点を活かし、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを構築するなど、災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを推進する。

一方、離島における再生可能エネルギーの導入には、海底送電網の整備や、島内における系統連系を円滑に行うための蓄電池整備など、関係するインフラ整備が必要となるため、国や電力事業者と密に連携して推進していく。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。

また、離島におけるガソリン等の燃油価格は、輸送コストが高いこと

や、人口規模が小さいため需要が少ないことなどの事情により、本土に比べ割高であり、住民生活や産業活動に影響を及ぼしており、人口流出や過疎化が進むなか、本土との経済的格差の解消を図るため石油製品の価格低廉化が重要である。住民生活の安定と産業の振興を図り、離島が自発的かつ持続的に発展できるように、ガソリンをはじめとする石油製品価格の低廉かつ安定した供給に向け、関係団体とともに取組を進める。

## 第15節 防災対策の推進

離島地域は山が海まで迫る急峻な地形を有し、海岸近くの狭隘な土地を中心に生活が営まれており、特に水害・土砂災害・高潮・海岸浸食・津波等の自然災害に弱いため、安全な国土を形成し民生の安定を図る対策を積極的に推進していく。なお、基盤整備にあたっては、離島の地域資源を活かし環境に配慮することにより、観光・交流の促進、定住促進にもつなげていく。

水害に対しては、離島の河川は、ほとんどが中小河川であり、たびたび氾濫を起こすため、引き続き、河川改修事業を推進する。

土砂災害に対しては、道路防災、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。これらハード対策に加えて、既存施設の維持管理、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定など、ソフト対策にも積極的に取り組むことで安全・安心な地域の創出に貢献する。

高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

地震等への対策については、東日本大震災において、被災地の離島では、情報連絡、救援支援物資供給、復旧・復興のそれぞれの面で孤立し、災害対策上の様々な問題点が明らかになってきていることから、橋梁の耐震化や耐震岸壁等の整備を行い、緊急時の輸送機能を確保する。さらに、住宅の全壊を防ぎ人命確保と避難路確保に向けた施策として、防災情報の提供に加え、民間住宅への耐震診断・耐震改修への助成制度の利用促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の耐震改修により、安全な地域の形成を図る。

原子力災害に関しては、防災対策を重点的に充実すべき地域を原子力発電所から30kmとし、この範囲には有人離島が含まれる。離島は本土部に比べて避難に時間を要すること、また、海上輸送機能を確保しておくなど避難計画策定にあたって特別の配慮を行う。

併せて、防災上必要な教育や自主防災組織の育成及び訓練の実施、連絡体制や避難場所の確保、及び物資搬入や交通確保など緊急時に対応で

きる危機管理体制の構築に努めるとともに、防災行政無線等の情報伝達手段を整備するなど、地域防災計画との整合を図りつつ、安全対策等を講じておくことが必要である。特に観光地においては、観光客の誘導方策についての計画的な取組を推進する。

## 第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成

農林水産業や観光業、医療、福祉など様々な分野において離島の将来を担う人材の確保及び育成に取り組むとともに、著しい人口減少や急速な高齢化など離島を取り巻く社会情勢の変化に対応し、それぞれの地域における様々な活動の中心となって地域づくりをけん引する人材を確保・育成するために、NPO法人やまちおこし団体等の活動への支援や地域リーダーの育成に取り組む。

また、島内だけではなく、島外の人材が持つ地域住民と違った経験・知見・視点は地域づくりに大きく役立つものであり、U・J・Iターンに対する支援などにより、これらの人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、島外の人材活用の場の創出に努め、地域力の維持・強化を目指す。さらに大学との連携などにより島外の人材を活用するとともに、島外に出ている離島出身者など、地域振興の大きな力となる島外サポーターの増加に努める。

## 第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項

### 地域発の地域づくりの推進

地域産業の減退や人口減少などにより集落機能の弱体化が進む中、地域の活力を生み出すためには、それぞれの地域が底力を発揮し、自発的に地域課題の解決に取り組むとともに、地域を担う一人ひとりの思いを活かしながら特色ある地域づくりやこれらを支えるネットワークづくりを進めることがますます重要となってくる。

県・市町が地域と一緒にあって、このような「地域発の地域づくり」を積極的に支援していく。

### 小規模離島に対する配慮

いわゆる属島と呼ばれる小規模離島については、市・町の本庁がある本土や本島と比べて、著しい過疎化や高齢化に直面しているとともに、交通、教育、医療などの供給されるべきユニバーサル・サービスの確保ができていない実情がある。

これら小規模離島の住民の意見が届かないことがないよう、住民生活



に対するきめ細かい配慮や的確な施策を行っていく。

### **共に生き、共に育む社会の実現**

地域住民一人ひとりが社会の構成員であることを自覚し、共に生き、共に創り上げていく社会づくりを推進することは、地域社会の形成及び存続を図るうえでもっとも重要である。このため、人権の尊重及び男女共同参画社会の実現を目指した取組の推進、地域づくりの担い手として期待されるNPO等の活動支援、協働の推進に努め、住民が互いに支え合い、協調し合う社会の構築を図る。

### **自然公園法や農地法等の運用面での配慮**

自然公園法や農地法等の規定の運用に当たっては、離島の豊かで美しい自然の保全に十分な配慮を行う一方、地域振興の観点から、本計画に基づく事業の公益性等を勘案し、国の基本方針に基づいて関係部局等と調整を図り、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう措置するなどの弾力的な運用に配慮する。



### 第3章 地域別の振興計画

## 対馬島地域振興計画



## 対馬島地域振興計画

### 1 地域の概況

#### (1) 概要

対馬島は九州最北端、韓国・釜山まで約50kmに位置する南北約82km、東西約18kmの細長い島で、佐渡島、奄美大島に次いで日本で3番目に大きな島である。

本地域は対馬島を中心に海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島の6つの有人島と102の無人島からなり、全体の人口が34,407人(平成22年国勢調査) 総面積708.89km<sup>2</sup>となっている。

対馬島は全島の89%が森林で占められ、国の天然記念物に指定されている原始林も残っている。島の地形は標高200~300mの山々が海岸まで迫り、海岸では所により高さ100mに及ぶ断崖絶壁が見受けられる。対馬中央部の浅茅湾は、リアス式海岸の特徴を顕著に表した対馬の代表的な景勝地の一つであり、これらの景勝地は壱岐対馬国定公園に指定されている。

国の天然記念物であるツシマヤマネコをはじめ、対馬でしか見ることのできない生物や、大陸の流れをくむ生物が数多く生息する。また、渡り鳥の中継地であることなどから、世界でも有数の野鳥観察地とされている。

古代より対馬は、大陸から石器文化、青銅器文化、稲作、仏教、漢字などを我が国に伝える窓口としての役割を果たし、また朝鮮半島との間では人的、物的交流が盛んに行われた。江戸時代に入り、幕府は対馬藩十万石の藩主・宗家を介して朝鮮から通信使を迎え入れ、厳原町は宗家の城下町として栄えた。

#### (2) 交通

島内の交通は、厳原町から各町の中心地を經由して比田勝までを南北に結ぶ国道382号が対馬の交通動脈となっている。しかし、国道382号線を始め、県道、特に市道においては、幅員が狭く、急カーブ、急坂な箇所が多いなど、未整備で改良が必要な箇所がまだまだかなり残っている。

島外との交通手段について、航空路は対馬やまねこ空港~福岡空港便が1日4往復、長崎空港便が1日4~5往復、航路は比田勝港~博多港にフェリーが1日1往復、厳原港~博多港にフェリー、ジェットfoilとともに1日2往復運航している。

また、国際航路は厳原港・比田勝港~韓国釜山間に定期船が就航して

いる。

### **(3) 産業・交流**

平成22年国勢調査によると、対馬の就業人口は、第1次産業の割合が21.7%と高く、特に漁業は第1次産業の77.4%を占める島の基幹産業である。一方、第2次産業は12.3%、第3次産業は66.0%といずれも長崎県平均(第2次20.2%、第3次71.6%)を下回っている。

#### **農業**

昭和30年代までは基幹的な産業だったが、次第に就農者は減少し同時に高齢化も進み、後継者の確保が極めて困難な状況となっているため、集落営農の推進により、機械の共同管理を行い経営の合理化を図るとともに耕作放棄地の解消や収穫量を増加させる土壌の肥沃化を進めていく必要がある。

#### **林業**

島の面積のうち89%が森林(内91%が民有林、人工林率34%)からなり、対馬の林業は第1次産業の中では水産業に次ぐ第2位の産業である。しかし、勤労者の減少や高齢化、後継者不足及び材価の低迷など、林業を取り巻く状況は厳しい状況となっており、バイオマス燃料等への新たな取組も必要である。

#### **水産業**

対馬東沿岸・日本海を漁場の中心とするイカ釣り漁業が主体であり、その他には、東水道でのタイ、ブリ釣り漁業、西水道でのヨコワひき縄漁業、南西海域でのシイラ漬漁業、全島地先での定置網漁業が盛んに営まれている。

また、浅茅湾を中心に真珠養殖やマグロ養殖が盛んであり、恵まれた根付資源を対象に全島地先で採介藻漁業が営まれているが、近年は、海藻が消滅する「磯焼け」が進行しており、対策が急務である。基幹産業として対馬を牽引する一方で、近年漁獲量は減少傾向にあり、漁業就業者の減少、高齢化や後継者不足が問題となっている。

#### **商業**

卸売業、小売業ともに小規模なものが多い。飲食料品小売業の売上が高く、主な商店等は厳原町既成市街地、美津島町・知の国道382号沿道を中心に集積しており、近年大型小売店舗の進出も見られる。

#### **工業**

年々公共事業は減少傾向であるが、建設業の占める割合は高い。鉱業では、厳原町阿須地区で産出される陶石類は日本三大産地の一つであり、陶磁器やタイル等の原料として年間5万トンが採掘されている。

### **観光・交流**

歴史・自然・文化といった対馬独自の豊かな観光資源を有していること、イベントの集客力が高まったことなどにより、観光客・交流人口は増加傾向である。特に対馬～釜山間の国際航路が開設・拡充されたことにより韓国からの観光客が急激に増加している。今後は、海や山と関連づけた体験型プログラムや、韓国を中心とする国外からの観光客への対応など、受け入れ体制の充実が必要である。

### **(4) 医療**

対馬の医療施設は、長崎県病院企業団病院3、一般診療所32、歯科診療所は併科3施設を含め17診療所がある。

この中で、一般診療所のうち医師が常駐しているのは12施設で、他は病院企業団病院、または診療所医師の出張診療によって運営されている。歯科診療所は、2診療所が特定日に出張診療を行っている。

現在、対馬いづはら病院は、島内唯一の産婦人科及び精神科病床を有し、へき地医療拠点病院、災害拠点病院の指定を受け、中対馬病院は、第二種感染症指定医療機関であり、感染症病床や結核病床を有している。病院企業団3病院は、常設診療科目は漸次拡充されてきているが、限られた医療資源の中で、継続的な医療確保を図るためには、医療機能の集約化や機能分担に取り組む必要がある。現在、対馬いづはら病院と中対馬病院の統合により、新病院が美津島町に建設予定である。

また、救急医療対策については、救急告示病院の病院企業団3病院に搬送されているが、休日、夜間の収容は、病院群輪番制方式による第2次救急医療体制が取られている。救急搬送については、搬送に時間を要する地域では、特に高規格救急車の配備と救急救命士の増員が急務である。本土の医療機関に搬送が必要な重病患者は、海上自衛隊との連携協力やドクターヘリ等による本土への空輸搬送ができていますが、島内における搬送時間の短縮対策が必要である。

さらに、対馬いづはら病院と中対馬病院との統合により、既存の病院跡地について、医療介護施設等への転換など有効な利活用について検討が必要である。

## **2 離島振興の基本方針**

### **(1) 基本理念**

### **多彩な自然を活かした元気産業づくり**

本島の有する多彩かつ固有の自然は、人々の生活に潤いを与えるだけでなく、その恵みを活かした産業が本島の基幹産業となっている。

今後、島の過疎化に歯止めをかけ、若者の定住とU・Iターン意向上を育むためには、若者世代を引きつける産業の振興が必要不可欠である。

また、第1次産業においては、各地域の課題を把握したうえで、本島における地産地消の取組を推進するとともに、各企業・組合等の連携を図り、多彩な自然の恵みを活かした新たな商品開発や販路開拓、PR等、生産と収益の拡大に直結した施策の展開を図る。

さらに、複合産業である観光分野においては、第1次産業との積極的な連携や地域資源の掘り起こし、滞在交流型観光などの新たな取組により自由で創造的な産業を開発・展開していく。その際にはかけがえのない自然環境の保全と生産活動との調和に十分配慮することが必要であり、自然環境や地域資源の大切さを十分に認識できる環境教育などを実施しながら、次世代の創造的産業の担い手となる人材の育成に取り組む。

### **東アジアに輝く交流の島づくり**

地域分権の時代の中で、対馬らしい自立を図っていくためには、国境という地理的条件や固有の歴史背景を活かし、韓国・中国等をはじめとする東アジアとの自治体レベルでの協力体制の構築等、各都市との交流強化を図る必要がある。

さらに、人々の価値観の多様化が進む中で、買い物やスポーツ、芸術鑑賞等、島民の日常的な生活圏域の拡大に対応するには、北部九州をはじめとする島外各都市との連携を今後一層強化していく必要があるため、島外との交通利便性の向上・強化が求められる。

このような自治体・住民レベルでの交流を契機として、本島独自の文化・生活圏の形成を図り、その魅力を発信することにより、本島の存在感を国内外にアピールし、観光客を含めた交流人口の増加を目指す。

### **安心して快適に暮らせる生活環境づくり**

高齢化が急速に進行する中、島民の健康の維持・増進につながる総合的な医療施設や健康管理施設、専門医療分野の充実を図るとともに、保健医療対策及び地域福祉対策を推進し、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して生き生きとした生活を送ることができる地域社会を創出する。

本島は、市街地や集落が多数分散しており、島民の地域間格差に対する不安に対しては、効率的な行財政運営と併せて、行政サービス施設の適正配置、交通インフラ及び情報通信ネットワークの整備促進を図ることで、どこでも暮らしやすい環境づくりを推進する。



さらに、中心市街地をはじめ、身近な市街地・集落環境づくりとして、利便性の高い商業・サービス環境の充実、居住環境の整備、防災対策の充実なども重要な課題である。

また、島民が豊かさを実感できる生活を実現するためには、島民が主体となった地域づくりが重要であり、島民のまちづくりに対する意識を醸成し、様々な分野での地域の活性化に向けた取組への参加の場づくりを行うとともに、行政は島民を中心とした活動へは積極的に参加する。

対馬島では、国境であるがゆえの優位性や、個性のある地域資源を再確認しながら、次世代を支える人々の自由な発想と創造力を培い、そこから新しい文化や産業を開拓していく、「ニューフロンティア・アイランド」としての「しまづくり」を目指していくものとする。

したがって、以上のような考え方から、基本理念を次のように定めるものとする。

### 対馬島地域振興基本理念

**アジアに発信する歴史海道都市 対馬**  
~創造と交流のニューフロンティア・アイランドを目指して~

#### (2) 基本的方向性

本島は、山と海に抱かれ豊かで多彩な自然環境に恵まれた島である。人々は、その中で生まれ海や山の幸の恩恵を受けており、このような自然との結びつきは、21世紀社会においても本島発展の重要な要素である。

若年層の島外流出が進むなか、若者の定住とU・Iターンを促すためには、誇りと郷土愛を育むことができる環境づくりと、生活を支える地域の産業育成が必要不可欠であり、豊富な自然資源、歴史資源を活用した新たな観光産業づくり、安心して快適に暮らすことができる生活環境づくりを推し進めるため、以下のような施策を展開する。

#### 創造的な産業と次世代の担い手を育む「しま」

本島の地場産業である水産業、林業、農業は、就労者の減少や高齢化が加速しており、後継者の確保が緊急の課題である。地場産業の振興のためには、観光業・加工業・流通業などの異業種・異分野との積極的な連携による新しい産業の展開、新たな商品開発・販路開拓を推進すると

ともに、広域的な視点から産業育成にかかわる人材、技術、情報の集約に努め、各産業の基盤施設整備の充実を図る。特に、観光振興と地場産業との連携、歴史的環境整備を活かした観光産業の充実などから、新しい産業振興の展開を検討し、若者定住に向けた雇用の場を創出する。このような島民の産業振興における新しい取組に対しては、積極的に支援する。

また、若年層を中心に魅力ある商業環境の整備が求められており、中心市街地の活性化を柱に、利便性の高い近隣型商業及びサービスの充実を図る。

さらに、島外に流出した人口の呼び戻しを含めた対馬へのU・Iターンを促進するため、空き家等の既存施設の活用や地場産業との連携により生活環境及び就業環境の充実を図る。

### **豊かな自然との調和を図り、地球環境にやさしい「しま」**

対馬には、全国にも類を見ない自然が豊富に残されており、今後ともそのような対馬の自然の素晴らしさを島内外にPRし意識を高めるとともに、地域住民自らによる、自然の保護・保全活動を支援する。

身近な自然は、島民が快適に暮らす上で重要な要素であり、自然環境との調和に十分配慮しながら、これを活かして自然や水辺に親しめる空間づくりを行い、人と自然がふれあって暮らせる生活空間の創造に努める。

また、今日の環境問題は、地球温暖化や大気汚染といった地球規模での問題から、日常生活から排出されるごみ、漂着ごみ問題や水産資源の減少といった身近な問題にまで広がっていて、対馬の持つ豊かな自然を生かして官民が一体となった総合的な視点での解決に努め、資源循環型社会の構築を目指す。

### **固有の歴史文化を発信し、交流の活発な「しま」**

国境の島という地理的条件から、対馬はこれまでも特有の歴史・文化を形成してきたが、近年の国際化の流れの中で、島民の関心は観光、経済、文化、生活様式、社会システム等幅広い分野へと広がっているため、島内外におけるお互いの発展のための新しい協力関係の構築を図る。

このような島内外の広域的な交流活動の促進によって、国境という地理的条件を活かして対馬独自の生活・文化圏の形成や、自然や歴史・文化といった特色ある地域資源の連携を図ることにより、観光客をはじめとする交流人口の増加に努める。また、そのためにも、広域交流を支える交通アクセスの強化や、情報の相互受発信に資する情報通信基盤の整備とシステムの構築に努める。

### **地域が連携して支える教育・文化の充実した「しま」**

島民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいと創造性を育み、地域の歴史や風土を大切にしながら伝統的文化を継承するために、学校教育・生涯学習環境の充実及び芸術・文化活動の機会充実を図る。

学校においては、子どものころから大自然や歴史・文化、地場産業等と接する機会を多く設け、対馬に対する郷土愛を育む。また今後の対馬を担う人材づくりを積極的に推進するために、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たし、男女共同参画を推進するとともに、心身ともに強い青少年の育成を目指して、連携強化を図る。

さらに芸術・文化活動を各地域で振興するとともに、より広域から集客を見込んだイベントや大会、芸術・文化鑑賞の機会提供のため、既存施設を活用しながらハード、ソフト両面からの強化を図る。

### **思いやりと健やかさを育む健康・福祉の「しま」**

島内どこに住んでも誰もが安心して暮らし続けるために、まず島民一人ひとりが「健康は自分でつくる」という自覚と認識をもち、保健・医療福祉・教育分野が連携した心と体の健康づくりを推進する。

医療・救急医療体制の整備は、高齢社会において重要な課題であり、診療所の機能分担・強化、統廃合を含めた新たな高度医療対応体制の検討、搬送時間短縮のための道路整備を行うとともに、夜間、休日、災害時の救急医療体制の充実に努める。

保健・福祉については、保健・福祉関連施設の効率的整備・運用、専門スタッフの増員と効果的な配置によって、質の高い福祉・保健サービスの提供を行っていく。また、スポーツ施設や温泉を活用した健康増進施設の充実により、島民の健康づくり、リラクゼーション機会の充実を図る。

さらに、今後は高齢者や障害者、女性の社会参加を支援するノーマライゼーション社会の実現のために必要な支援体制を構築するとともに人権教育・啓発の推進による人権尊重社会の実現を目指す。

### **快適な暮らしを支える生活基盤の整った「しま」**

島内どこに住んでも快適と感じられる住環境を確保していくため、地域の個性を活かした景観づくりに配慮しながら、各種生活基盤の充実を図る。

特に道路交通ネットワークの構築については、島民からの要望も強く、幹線道路、生活道路の整備や公共交通の充実による地域間ネットワークの充実に加え、交流の促進の基盤となる港湾の整備・拡充に努める。

また、上下水道施設の整備、防災性や環境に配慮した質の高い住宅の

供給や、地場産業と連携した空き家等の再整備により、人口流出の抑制及び若者の定住促進、U・Iターン者の受け入れに資する受け皿や安心して子どもを産んで育てられる環境づくりを行うとともに、各種災害防止施設の整備に加え、ハザードマップの作成促進など、ハード対策・ソフト対策の両面から災害の無い安全・安心な地域づくりに努める。

さらに、島内全域を網羅する情報通信基盤の整備とリプレイス及び各地域の実情を踏まえた地域情報システムを構築し、行政と島民（民間）または島民（民間）同士の双方向はもとより、島外とも情報の受発信を可能とし、利便性の高い生活環境の実現に努める。

### 3 計画の内容

#### (1) 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

##### 交通体系の整備

###### 航路

島外及び国外との交通の利便性を高め、交流人口を増加させるために、唯一の重要港湾厳原港並びに比田勝港湾において、ターミナルを始めとする周辺整備を含めた港湾整備の促進を図るとともに、比田勝～博多間の航路事業者に船舶の更新や運航ダイヤの見直し、割引サービスの充実を働きかけることにより、利用促進を図る。

また、離島における人の往来及び物資の流通の最大のネックとなっている費用についても低廉化を図るために必要な支援体制を構築する。

さらに、隣接する韓国をはじめとする東アジアとの交流を進めるため、自由貿易の促進を目指すとともに、対馬の海の玄関口である厳原港、比田勝港の国際ターミナルを中心とした受け入れ体制強化を図る。併せて、おもてなしの心で接するソフト面での受入体制の充実も推進する。

また、対馬～釜山間の日韓航路のさらなる発展を図るため、比田勝港へのC I Qの常駐や厳原港・比田勝港両港の出入国審査ブースの増設など、C I Q体制の充実を働きかけるとともに、大型客船が寄港可能な港湾体制の整備にも努める。さらには、一大リゾート地を目指し、観光客誘致に向けた宿泊施設、温泉施設、観光商工機能との連携を強化する。

###### 航空路

島外との交通利便性の強化、利用率の向上を図るため、増便などのサービス強化を関係機関へ働きかけるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、空港施設の充実に努める。

## 島内道路

島内唯一の縦貫道である国道382号の整備について、対馬南北地域間の連携強化、防災機能向上に資する道路整備を推進する。さらに、幹線道路ネットワークを形成するため、主要幹線道路となる県道・市道等の整備促進を図るとともに、幹線道路を補完する道路整備を推進して、島内移動距離と移動時間の短縮を図る。また、集落内道路についても必要な整備を図る。

また、対馬ならではの自然環境との調和や沿道環境に配慮した道路整備を行う。特に中心市街地では、歩行者に対して、安全でやさしく、また、街並景観と一体となった賑わいの空間を創出できるよう、歴史を活かし、景観に配慮した道路空間整備を推進する。

さらに、災害時において、交通遮断や集落の孤立が発生しなすように、道路防災対策等を促進し、道路法面、橋梁、トンネル等の道路施設の適切な機能維持に努める。

## 公共交通（移動手段の確保）

島内交通のより良い利便性を確保し、全ての人々が安全で快適に移動でき、将来にわたって持続可能な公共交通体系の実現のため、島民が主体となった地域コミュニティバスの運行やスクールバスへの一般住民の混乗を活用した路線編成を実施する。

また、割高な運賃、運行便数の減少、車体の老朽化、利用者の減少により存続の危機にある交通事業者の路線バスについて、車両の更新費に対する助成を柱とした、運賃低廉化や路線の見直しなど全面的な再生を図る。

## 通信体系の整備

島内を結ぶ高度情報通信ネットワークのインフラを整備したことにより、インターネットを活用した多種多様な情報提供・発信を実施する。

高度情報化社会を実現するに当たり、高額な通信料や帯域制限が生じている対馬本土間のバックボーン回線の障害の解消に向けて、海底ケーブルを所有する通信事業者へ働きかけ高度情報通信ネットワークの利便性の向上を図る。

また、高度情報通信ネットワークの永続的な存続を図るため、既存機器のリプレイス事業や新たな機器導入についても計画的に整備を行う。

対馬の特有の地理的条件で集落間が遠距離なため国道や主要地方道及び主要な観光地において携帯電話の不感地域が存在し、交通事故等の緊急時の連絡手段が確保できていないため、事業者へ積極的に働きかけ携帯電話の利便性の向上を図る。

## 物資の流通に要する費用の低廉化

物資の流通に要する費用は、基幹産業である水産業をはじめ、農林業等地場産業の競争力及び生産意欲を低下させる要因となっている。

このため、輸送コストの低廉化を図るための支援を行い、農林水産業をはじめとする島内産業の振興を図る。

## (2) 産業の振興等に関する事項

対馬では基幹産業である農林水産業の低迷による就労者の減少、高齢化、後継者不足、若年層の島外流出など島内産業が抱える問題は深刻化している。

まずは地域の課題などを明確に把握したうえでの基盤施設整備の充実と、生産拡大に直結した施策の展開を図るとともに、対馬の豊かな自然を活かした新たな商品開発や流通体制の確立とコストの効率化、観光産業等との積極的な連携を図り、滞在交流型観光や各種ツーリズムなど新たな市場を開拓、インターネット等を活用した効果的な情報発信など、産業の土台作りが必要である。

また、年々増加している韓国人観光客をターゲットとした観光振興と地場産業との連携などから、新しい産業振興の展開を図り、雇用の場を創出するとともに、新規就業者や後継者育成に対する支援を行い、地域の中核となる人材の確保と育成に対する助成など、経営感覚の優れた、たくましい担い手の育成を図る。

さらに、全ての産業において、高度な付加価値を得るシステムを導きだし「第6次産業」としての多角経営体の構築を図るなど、消費者のニーズに合わせた商品の開発等が必要である。

或いは、島外への出荷は、島内で統一したロットの出荷など、流通コストの削減を図るとともに、高付加価値を付けての販売を促進する。また、本土に冷凍庫などの保管設備を整備し、商品を常備することで本土の消費者へ向けての集荷の効率化や販路拡大及び消費拡大を図る。

## 農業

学校給食等への地産地消を推進するため、園芸作物や加工品の少量多目的生産と島内消費者への農産物提供の場の創出による地域内流通体制の構築及び消費拡大を図るとともに、作業効率や生産性の向上を図るため農道などの基盤整備を推進し、併せて有害鳥獣に対する農作物被害対策を進める。

また、米の消費拡大やアスパラガスなどの施設園芸、対州そばなど特産品の振興を図ることはもとより、肉用牛についても、平成23年より休止している家畜市場の再開を目指し、増頭対策を行うなど生産基盤を

整備、再生するための支援体制を構築することにより、農業所得の向上と農地の有効活用等を推進する。

さらに、生ごみとバーク、魚類内臓とバークを堆肥化させたものを農業肥料として利用するための、新たな循環システムの確立を目指し、適地実証事業等の取組を推進しながら、生産のコスト削減と品質の向上に努める。

## 林業

基幹作物であるしいたけ生産について、原木林の造成、作業道の開設、人工ほだ場の導入等を推進し、生産基盤の整備とブランド化による普及・啓発活動を促進する。林業については、木材加工流通体制の整備に取り組み、国内外への木材の安定供給を図る。林業専用道、森林作業道など、路網整備による生産基盤の充実により、作業効率の向上と低コスト林業の確立を図るとともに、高齢化しているしいたけ生産者や新規参入者に対する労働生産性向上のため、施設整備の支援や、品質の安定化及び向上を図るための支援体制を構築し、さらに、有害鳥獣による、スギ、ヒノキ林及びしいたけ原木伐採後の食害などの被害防止対策に努め、樹木の再生保護を推進することで生産意欲の向上を図る。

代表的な自然資源である「木」の有効活用に向け、公共事業における地元産の利用推進や小中学校の学習机の天板や椅子の製作、イベント用の長机の製作など、活用研究による森林資源の推進を図る。

また、島内製材業等関係機関による、組織の立ち上げを図り、高品質の製材だけでなく、人工乾燥、ラミナ等の高付加価値化を推進する。

さらに、韓国、中国等東アジアへの木材輸出に向けた新たな販路開拓を促進するとともに、国外モデル住宅の展示やプレカット工場の整備検討など、国外での住宅受注による現地建築販売を推進する。併せて、間伐促進によるオフセット・クレジット制度（J-VER制度）への取組を強化するとともに、未利用木質バイオマス資源の有効活用により自然環境の保全を図る。

## 水産業

特産品のブランド化の確立を推進するため、生産者・市場・物流・観光・漁協等地域が一体となって販路拡大、知名度向上に取り組むとともに、消費者のニーズに対応した加工技術の向上、加工品の高品質化を推進する。

また、日中・日韓漁業協定などの漁業秩序に対応した資源管理型漁業を推進する。併せて、水産基盤の整備として、様々な形態の魚礁の設置や増殖場、人工海底山脈など漁場の整備を行うとともに、魚類等の産卵・育成の場である藻場が消滅する磯焼けへの対策として、藻場の造成や、

漁業者が自主的に実施する藻場の保全活動への支援などを進める。

浅茅湾内における、漁場改善計画の着実な実行や自然浄化機能の回復等を推進し、高品質真珠の産地形成を図るとともに、高価格が期待されるマグロ養殖のコスト削減や品質向上及び新たな魚種の養殖技術開発にも取り組む。

大消費地から遠隔地にある条件を克服し、多様化する流通に対応するため、産地と消費地を結ぶ情報ネットワークや効率的集出荷体制の整備、あるいは市場の開設等、活魚販路拡大の促進と活魚流通体制を確立する。

また、漁港等防波堤、護岸、浮棧橋等の整備や施設の機能保全を図り、安全で快適な漁村の生活・就労環境の向上を推進するとともに、無線設備の充実による漁船との通信障害の軽減やフォークリフト、船台などを整備することにより、作業及び生産の効率化を図る。

### **商業**

商店の近代化、店づくり、人材・後継者の育成、消費の島外流出防止対策等を商工会等関係機関等と連携して推進することで、個々の商店が消費者にとって魅力のある店として活性化を図り、また、今後は商業地域をはじめとした中心市街地の活性化、1次産品を利用した地場産業の育成と対馬ならではの商品開発・販路拡大・流通体制の整備やブランド化に努める。

### **その他の産業**

島内資源である湧き水等を活用した水ビジネスの展開や海水を活用した塩づくり、有害鳥獣の肉や皮革を活かした商品開発のための人材の確保及び育成や産業基盤づくりが必要となる。

また、観光業と連携し、地場産業にふれることのできる体験プログラムによる観光産業を構築するなど、高度な付加価値を得るシステムを導きだし、「第6次産業」としての多角経営体の構築を図る。

さらに、対馬の資源を発掘し新たな商品開発や新たなビジネスをトータル的に支援する「ニュービジネスサポートセンター」等の整備により、小規模でも他と差別化された新たな起業や雇用の創出を目指す。

## **(3) 就業の促進に関する事項**

若者が働く場がなく島を離れることは、島の将来から見て最も憂慮すべき問題である。

対馬の産業を支えてきた水産業の復興に向けての後継者育成対策、近年伸び続けている観光業の成長とそのための島外との交通基盤の形成、対馬の有する豊かな自然を活かした環境を切口とした新しい産業の確立、



或いは対馬の資源を活かした新たな商品開発や新たな起業に向けての支援策等を構築する。

また、企業誘致についても離島ならではの優遇策等を講じるなど、企業の進出を促進する。

#### **(4) 生活環境の整備に関する事項**

##### **水道施設**

対馬は、そのほとんどが小規模な簡易水道であり、地形的に水源確保が困難であるが、水源開発、漏水防止等の施設整備が進められ、制限給水に入る地域はほとんどなくなった。水道普及状況は、地形的困難にもかかわらず、その普及率は99.9%と県平均より高い。今後も安定した水の確保と簡易水道の再編を図り、上水道化を進めるとともに、上水道等の永久的な管理運営を目的に設備の随時更新を実施する。

また、給水施設の漏水防止等の推進を図るとともに、節水意識の高揚、雨水利用・雨水浸透施設を利用する施設を促進するなど、適正な水循環型社会づくりを推進する。

##### **環境衛生**

市民、事業者、行政のすべてが協働して資源循環型社会の形成を目指し、環境を守るため、資源を有効に利用するリサイクル、廃棄物をゼロにすることを目指すゼロ・エミッション施策を推進し、ごみの分別回収やごみを作らない運動、リサイクル意識の醸成を図っていく。

また、ごみ処理、リサイクル等の分野における環境ビジネスの研究、生ごみや魚類内臓及びバークなどを利用した堆肥製造の推進、未利用材の利用やリサイクル等、資源を循環させていく取組を実践する。

し尿及び生活排水については、河川・海域等公共用水域の水質を保全するため、集落排水事業や合併処理浄化槽等、地域の実情に応じた処理施設等の整備普及に努める。

##### **消防**

島内全域に消防体制を確立しているが、現有消防無線のデジタル化、新たな基地局の建設、不感地帯対応策のための衛星中継方式等の導入を図るとともに、消防機関の適正配置を検討し、効率化を図る。また、管轄区域が広大で集落が散在しているため、活動を各地区の消防団に依存するところが多いので、消防団員の確保と適正編成に取り組む。併せて、装備の充実と消防車両の更新や防火水槽等防火施設の整備に努める。

##### **その他**

島民が安全に安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、

防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止、食の安全・安心確保対策などに取り組む。

#### ( 5 ) 医療の確保等に関する事項

対馬いづはら病院と中対馬病院との統合病院に島内初の放射線治療等の高度医療体制を整備し、先進医療における経済的負担の軽減を図る。また、病院跡地の利活用について早急に検討を進める。

医療施設において、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりを行う他、リハビリ機関の充実、無医地区での総合的な健康管理対策を推進し、地域の医療提供機関としての診療所の機能を高めるため、長崎県病院企業団との機能分担と連携を図る。また、診察履歴カードシステムを導入することにより、救急搬送時において救急救命士が初動期から適切な処置が講じられるような体制を組み立て、島内医療機関の連携を確立し、緊急時など、島内どこの医療機関でも直ちに診療が行えるシステムの確立を図る。さらに、地域情報通信ネットワークを活用して医療機関と連携した在宅医療等ができる最新医療システムを導入する。

現在、産婦人科のある病院は対馬南部の対馬いづはら病院のみであり、この広大な対馬において、妊婦の移動は心身への負担が大きいいため、負担の軽減及び緊急時の救急搬送体制等を確立するなど妊婦への支援を行う。

患者の搬送において、救急患者の搬送体制の充実強化を図るため、救急救命士の養成及び高規格救急車の導入、救急搬送がスムーズにできない地域の解消に向けて、地域内の道路整備や地域から国道へのアクセスの向上等を図る。また、救急分遣隊を設置し、搬送時間の短縮に努める。

高度・専門的医療の3次医療は島外の医療機関に頼るため、急患へリ輸送の活用や受け入れ体制の充実を図り、併せて要請から搬送先の病院到着までの搬送時間の短縮改善を図る。

島民一人ひとりが生涯にわたり心身共に健康で、充実した生活ができるよう、健康指導の機会充実や運動による健康を促進するため社会体育と関係したスポーツの振興を図るとともに、健康診断の受診率の向上を図り、病気の早期発見や早期治療など、島民の健康の増進を図る。

#### ( 6 ) 介護サービスの確保等に関する事項

介護保険事業計画に基づき、事業運営を円滑に推進するため、地域包括支援センターを中心として予防重視型システムへの変換を図る他、生きがい活動通所事業等を実施し、閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、通所等によるサービスを提供すること

により、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図る。

また、核家族化による一人暮らしの高齢者の増加は、大きな社会問題となっているため、介護保険制度と介護予防地域支え合い事業との一体的なサービスの提供を推進していく他、長崎県病院企業団等とも連携し、介護保険適用病床の確保、地理的特性や環境、サービスの現状を踏まえた、介護給付費等サービス量の確保、健康づくり・生きがいづくり等の介護保険給付対象外サービスの充実を促進するとともに、関係機関とも連携し、組織や人材の育成を図り、家族介護が提供できる体制づくりを支援する。

### **(7) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項**

健康つしま21及び地域福祉計画に基づき、一体的で均質な保健・福祉サービスの提供と優先すべき課題の解決に向けて効果的な活動を展開する。

健康増進のため、既存の保健福祉センター等の利用促進、サービスの強化等による健康づくり、疾病予防等を図り、健康寿命の延伸に努め、特定健診の受診率向上のため、制度の周知活動、受診勧奨活動、受診機会の拡充と整備、健診内容の充実、事業所健診との連携等を図る。

また、既存のIP告知システムなどを活用した、高齢者見守りシステムを整備することにより、高齢者世帯の安否確認が出来、孤独死等を未然に防ぐなど、高齢者が安心して生活出来る体制を構築する。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づいた社会を目指して、高齢者や障害者向けのバリアフリー住宅の整備を促進するとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進し、元気な高齢者社会を目指して、いつまでも働ける雇用環境の確保と高齢者の生きがいづくり、社会貢献への意欲の高揚を促し、シルバー人材センターの活動を支援する。

並びに、障害者が地域の一員として健常者と等しく生活できる環境整備や就労機会の拡充も図る。

### **(8) 教育及び文化の振興に関する事項**

#### **教育の振興**

児童・生徒数の減少を踏まえながら、小規模校をはじめとした複式学級解消を図るため隣接校との統廃合を推進し、適正な学校規模化を計画的に進めていく必要がある。併せて、地域で子育てに取り組み、島外からも魅力ある制度を創出し、減少する児童・生徒数を確保するため、本土の児童等を対馬へ留学させる、島留学制度などを創設し、島に関心を持ってもらう機会の提供と、地域の元気回復のため、新たな施策を積極

的に展開する必要がある。

また、新たな教育体制として中高一貫教育を推進し、中高6年間を見通したカリキュラムの編成、中高合同行事や合同部活動などの実施により、小規模校でも高水準の教育体制を構築する。

さらに、豊かな自然や地理的条件、また固有の歴史を活かした、自然環境プログラム、地場産業体験プログラム、歴史・文化体験プログラム、また国境の島としてフロンティア精神あふれる人材育成プログラムなどの対馬独自の学習プログラムを作成し、郷土愛を育み、今後の対馬を担う子ども達の育成のために地域との連携を強化する。併せて対馬の素晴らしさを伝えられる教員の育成に努める。また、小中学生の学力の向上を図る事業の展開や防災教育の推進、学校図書の実質、地域コミュニティと一体となった学校づくりなど、一人ひとりの子どもが安心して学校生活が過ごせる支援体制の実質と豊かな心と確かな学力を育む教育体制を構築するとともに老朽化が進む校舎、体育館等の施設改築などの整備及び施設耐震化などの防災対策を推進し子ども達の安全を確保する。

子ども達に地場産品の素晴らしさを知ってもらうため、学校給食において、全島の視野で食の地産地消に関する教育の実質や食事環境の整備の実質を図る。

### **生涯学習活動の振興**

身近なところにある公民館や体育館などは、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる施設であり、地域生活に即した学習・運動の場であるため、今後も、設備の実質、指導者の育成、地域資源を最大限に活かした生涯学習プログラム・システムを構築するなど、生涯学習の実践の場として、活動の活性化を図る。

また、島民一人ひとりが生涯にわたり心身共に健康で充実した生活が出来るよう、福祉分野と連携したスポーツ教室等の実践に努め、施設の積極的な活用と健康の増進を図る。

### **文化の振興**

つしま図書館を始めとする、島内の文化施設を島民の拠り所となる芸術文化施設の拠点として、より一層、島民が利用しやすいサービスの充実を図るとともに、芸術文化鑑賞の機会の充実や市民文化活動の支援を行う。また、各施設の利用状況等の一元管理や予約サービスシステムを構築する。

島内各地にある歴史的文化遺産の顕在化により、歴史と観光と産業等との連携による、歴史を活用したまちづくりを推進するため、その拠点となる博物館等の施設整備の実質を図る。これにより講座の開設、歴史探訪会、イベント等の開催により島の歴史を再認識し、ふるさとの文化

財の愛護・保存・活用と国内外に向けた情報発信を積極的に行うことで、マンパワーが向上し島民一人ひとりがふるさと学芸員として、歴史・文化を後世に継承する。

### **( 9 ) 観光の開発に関する事項**

古代から日本本土と朝鮮半島・大陸との架け橋であった対馬は、各地に歴史的文化遺産が多数残されており、個性豊かな地域文化を保有する他、リアス式海岸や原始林をはじめとする雄大で多彩な自然環境などの豊富な観光資源に恵まれた国境の島である。

このような歴史・自然・文化といった対馬独自の観光資源を活用して、国内外の観光客へ向けた滞在交流型観光のさらなる開発・構築を図るとともに、歴史、自然環境の保全との調和に配慮しながら新たな観光ルートの整備・開発を行い、旅行商品の造成、効果的な情報発信による誘客に努める。

また、近年増加傾向にある韓国人観光客の受入れ態勢の充実、満足度向上を図るため、宿泊施設や小売店等において、韓国人観光客の接客対応ができる人材づくり、おもてなし意識の向上などのソフト面の充実を図るとともに、ハード面では宿泊施設の不足を補うための宿泊施設の整備や観光客案内板などの充実を図る。

特に、友好の証である「朝鮮通信使」という歴史文化資源を最大限に活用し、PR活動の展開、当時を体感できる街づくり、オリジナルキャラクター商品の製作販売などにより、韓国をはじめとする東アジア、並びに国内の観光客の満足度向上に努める。

さらに、国内観光客向けには、大都市圏等での積極的なPR活動や近年都市部でのニーズが高まっている民泊等の受入れ態勢づくりを行うとともに、地域通貨制度を有効に活用しながら誘客、島内消費拡大を図る。

併せて、東アジアの教育機関との連携強化を図り、語学研修の実施などにより、友好交流を担う人材を育成する。

### **( 10 ) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項**

昭和61年5月に釜山広域市影島区との間で姉妹島縁組が締結され、今現在も活発な交流を行っており、さらに平成24年7月には上海市崇明県との間に友好関係覚書を締結した。今後においても東アジアとのさらなる人的交流や文化交流、経済交流の推進を図る。

また、国境の島としての地理的特性を生かした「厳原港まつり対馬アヒラン祭」「国境マラソンIN対馬」「対馬ちんぐ音楽祭」などの交流イベント事業、芳州外交塾などの歴史・文化交流セミナー、海岸漂着ごみ

清掃などの自然保全を通じた交流、中学生の相互ホームステイや大学生のホームステイの受け入れ体制の拡充を図る。

さらに既存の公共施設の有効活用を図るため、スポーツ合宿・スポーツ交流等の可能性を調査するとともに国内（都市部）及び国外との間の小中学校相互の体験留学制度や高校生の離島留学制度を活用して、子どもたちの幅広い交流を促進する。

### （ 1 1 ）自然環境の保全及び再生に関する事項

対馬でしか見られない野生動植物の保護に向けて、島民と行政が連携し、調査・研究や保護啓発事業を推進するとともに、島民や来島者が希少な野生動植物の生態等を楽しみながら学べる環境プログラムを構築する。環境再生及びエコアイランド対馬、環境王国対馬を広く発信、認知のため間伐実施による二酸化炭素排出権取引に向けたオフセット・クレジット制度等の事業への取組をさらに強化する。

また、森林資源をマテリアルや化石燃料代替エネルギーとして活用することにより低炭素社会を実現するとともに、林業の活性化や森林保全等を図り、地域の活性化と新産業の創出を図るなど、島特有の生物多様性に配慮した環境保全及び活用を推進する。

生物多様性の保全と豊かな人間生活との調和及び持続的発展を実現させるためにも、ツシマヤマネコに配慮した保護対策の強化や対州馬の増殖対策の継続、さらにユネスコエコパークの登録を目指し、対馬が環境にやさしい自然豊かな島であることを国内外で認知されることにより対馬の知名度向上を図る。

周りを海で囲まれた島の海洋資源を守り、基幹産業である漁業の低迷に歯止めをかけるため、操業禁止区域及び期間の設定やアカムツやアマダイなどの特定資源の保護区域、及び根付け資源の漁期の設定や採貝の規格制限など地元での取組による資源管理型漁業を継続することとし、さらに海洋保護区の設定を推進することにより、海洋における生物多様性の保全と、魚介類の持続可能な供給・水質の浄化・海洋レクリエーションなどの生態系サービスの確保を目指す。

廃棄物の不法投棄をなくし、漂流・漂着ごみの回収や海浜・森林等の清掃を行うなどの活動のための意識啓発を行うとともに、漂流・漂着ごみ削減のための国際協力体制を構築する。

対馬の遺伝資源を島外へ持ち出す際の取り決めや遺伝資源の利用から生じた利益の公平な配分、技術の移転などを明確にし、対馬の独自性に富んだ生態系の保全と民間伝承の有効活用に向けた施策の検討を行っていく。

## ( 1 2 ) エネルギー対策に関する事項

### 再生可能エネルギーの導入促進

間伐材などの森林資源を化石燃料代替エネルギーとして活用するほか、太陽光発電による取組を進め、未来の暮らしを支えるクリーンエネルギーとするため、再生可能エネルギー導入の促進を図る。また、海洋エネルギーの実用化に向けて、対馬における海洋エネルギーの利活用方策の検討を進める。

しかしながら、対馬の電力は本土との連系がなく島内の火力発電所による独立電源で賄われているため、不安定電源の系統連系容量の制約を受け離島における再生可能エネルギーの導入促進を図ることができない状況にある。離島における再生可能エネルギーの導入促進、有事の際の電源の確保、島のエネルギーの自給自足を推進するためには、蓄電池等の系統安定化設備の整備が必要である。

### 石油製品価格の低廉化

ガソリン等の燃油価格は、本土と比較しても割高であり、広大な面積を有し、起伏の激しい道が多い対馬において、島内移動に要する燃油代は大きな負担となっている。

また、基幹産業である水産業においても、近年の燃油高騰は漁獲量の減少と併せ、水産業のさらなる低迷を招いている要因となっている。

このため、ガソリン等の燃油価格の実質的な引き下げについての関係機関への要望など、価格の低廉化に努め、住民生活の安定と第一次産業をはじめとする島内産業の振興を図る。

## ( 1 3 ) 防災対策に関する事項

地震や豪雨・台風等による自然災害を未然に防ぐため、対馬の自然環境が織りなす美しい景観や豊かな生態系の保全、島民の営みと自然環境との調和等に配慮したうえで、河川改修や砂防事業、治山事業、急傾斜地への対策、海岸整備、公共施設の耐震化など、島民の安全確保と安心の提供を実現する各種防災施設の整備を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。また、ハザードマップ作成の促進などのソフト対策の充実を図るほか、災害時の支援体制の充実を図り、地域防災計画に基づいた万全な防災体制を構築していく。

さらに、対馬周辺海域を航行する船舶に対して、災害等の情報が迅速に伝わるよう設備の充実に努め、関係機関と連携した体制づくりを検討する。

消防活動については、起伏の激しい地形により島内に数多くの集落が

点在し、これらを繋ぐ整備遅れの道路も重なり、常備消防だけでは効果的活動範囲に限界があることから、地域消防団のさらなる充実による効果的な防火体制を構築することが必要となる他に、火災防止のための予防活動の充実と昨今における消防需要に対応できる装備、設備及び体制の近代化を推し進める。

#### **( 1 4 ) 人材の確保及び育成に関する事項**

島民が島に安心して暮らし続けるためには、先ず医療の充実、そして島内外交通機関の充実、文化・教育の充実等をより一層図るとともに、水産業を始めとする第1次産業の後継者育成対策を推進する。

また、内なる力だけではなく外からの視点や助言等による新たな島の価値観を見いだすため、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を目指すとともに、空き家等の既存施設を有効に活用した受け入れ体制の充実を図る。

さらに、より広域的な人、組織のネットワークを構築するため、対馬市アドバイザー派遣支援事業制度等を有効に活用し、地域マネージャー制度や新規ビジネス応援事業などと連携することにより、地域力の向上と地場産業の育成、活性化を図り、雇用環境の改善に繋げる。

#### **( 1 5 ) その他離島の振興に関し必要な事項**

##### **自然公園法や農地法等における配慮**

自然公園法の運用においては、国定公園区域と生活基盤や地域振興のための整備対象地が隣接・重複することが多い。特に観光地周辺地区の開発や施設整備は、観光客、利用客の増加による地域産業の発展とともに、国内外から対馬を訪れ自然の恩恵を享受できるなど公益性の観点から、自然公園の資質を保護しつつ、地域振興のための開発を行うことが重要であるため、地域の実情に即した公園計画の見直し、離島振興計画に基づく事業における工作物設置等に係る許可等について、弾力的な運用に配慮する。また、農地についても、U・Iターン者の就農や施設の整備等を促進する観点から、制度の円滑な運営に努める。

##### **島内遊休施設及び遊休用地の有効活用**

利用していない公共施設及び用地や統廃合により未利用となった学校施設を、地域の特性を生かした事業による施設の有効活用により、地域及び産業の活性化を図る。



# 壹岐島地域振興計画



## 壱岐島地域振興計画

### 第1節 地域の概況

#### (1) 概要

福岡県と長崎県対馬の中間地点に位置し、南北約17km、東西約15km、面積約139km<sup>2</sup>で玄界灘・対馬海峡に面している。

壱岐島、大島、長島、原島、若宮島の5つの有人島と、19の無人島で構成されている。

一般に丘陵性の台地をなし、最高峰「岳ノ辻」が約213mであり、なだらかな広がりを見せる平坦な島である。東部の幡鉾川下流には、県下でも有数の平野が広がっている。

壱岐は海岸と丘陵部分の自然景観に恵まれ昭和43年には「壱岐対馬国定公園」、さらに昭和53年には「海域公園地区」も指定されている。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、おおむね温暖な海洋性気候であり、年間降水量は全国的にも多い方に属する。

人口は平成22年国勢調査では29,377人となっていて、人口減少が著しく、また、高齢化も急速に進んでいる。

壱岐は、中国の歴史書『魏志倭人伝』に一支國として記述されているように、古くから大陸文化の中継地として重要な役割を持っており、国指定特別史跡の「原の辻(はるのつじ)遺跡」、国指定史跡の「勝本城跡」をはじめとして、県下に類を見ない巨石古墳群など、貴重な歴史遺産が、古代から近代に至るまで数多い。

#### (2) 交通

九州本土へは、佐賀県唐津東港まで約42km、福岡県博多港まで約66kmである。また対馬厳原港までは約67kmの位置にある。

古くから九州北部、特に福岡市との結びつきが強く、経済圏も福岡市を中心とした北部九州地域に広がっている。

島外へは空路について1路線(長崎)、航路については3航路(長崎県対馬、佐賀県、福岡県)が開設されている。

島内交通については、国道、県道、市道の総延長は1,442kmに及び道路網の発達した地域である。しかし、狭く、折れ曲がった道路が多く、交通障害が生じているので、改良を急いでいる。

#### (3) 産業・交流

産業は農業、漁業、建設業となっている。産業別就業者数は、第1次産業の比率が高いのが特徴だが、その割合は減少傾向にあり第3次産業が増加してきている。

農業は、肉用牛、水稲、葉たばこを基幹作物とし、その他いちご、アスパラガス、メロン等を特産物としている。

耕地の利用率は高く、水田の基盤整備も県内では最も進んでいる。

水産業は、壱岐の周辺には対馬暖流と九州沿岸流が交差する潮境が形成され、また、多くの天然礁が点在する好漁場に恵まれているので、イカ、ブリ等の釣漁業をはじめ、定置網、採介藻、刺網等のほか内湾域では魚介類の養殖が行われている。

水産加工は、イカ、ウニ等壱岐の資源を活用した加工が行われている。

その他、地場産業として壱岐焼酎などがある。

観光客の来島は、海水浴を中心として夏場に集中していて、年々減少傾向にある。島内には、自然景観や温泉のほか、国指定特別史跡「原の辻遺跡」をはじめ、古墳群や神社群など数多くの歴史資源がある。平成22年3月には、壱岐の貴重な歴史・文化資源等を活用し、島全体の地域振興を図ることを目的に「壱岐市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」が開館した。また、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている「壱岐神楽」は、約700年の古い伝統と歴史を持つ神事芸能で、大きな観光資源の一つとなっている。さらに、壱岐は対馬とともに壱岐対馬国定公園に指定されていて、風光明媚な海岸線や砂浜が点在するなど自然環境に恵まれている。今後は、こういった地域固有の観光資源を磨き上げて、「滞在交流型観光メニュー」を創出し、交流人口の拡大を図るとともに、観光拠点の整備、体験観光施設の整備、体験観光誘致などをさらに推進する必要がある。

## 第2節 離島振興の基本方針

### 1 基本理念

玄界灘に浮かぶ壱岐は、人が自然とともに生き、暮らしの中に歴史、文化が生きている島であり、また、かけがえのない自然は農業資源・水産業資源として、また、歴史・文化遺産とともに観光資源として活用でき、さらに、福岡都市圏に近いことから都市と地域間交流が様々な分野で期待できる島である。

この自然と歴史の特長を活かし、自然環境を護り、住む人にも訪れる人にも癒される島づくりを全島一丸となって進め、島づくりは「人づくり」に原点があるという基本認識を、あらゆる施策に反映しながら、魅力あふれるこれからの壱岐の創造を目指す。

以上のような考え方から、壱岐島の離島振興の基本理念を次のように定めるものとする。

**海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐  
~自ら関わり、ともに創る自然のしまづくり~**

## 2 基本的方向性

壱岐島地域振興基本理念にもとづく具体的な施策を実施するにあたり、以下のような基本方針を設定する。

また、国指定特別史跡の「原の辻遺跡」等の古代ロマンと地理的表示の産地指定を受けた麦焼酎などの資源を活用した壱岐のしまごと魅力アップによる福岡都市圏からの交流拡大と産業振興によるしまの活性化を目的とした長崎県総合計画の政策横断プロジェクト「しまは日本の宝戦略」における、『古代ロマンと麦焼酎のしま「壱岐プロジェクト」』をふまえ、壱岐地域全体の活性化につながるよう、具体的施策を展開していく。

### 1 産業振興で活力あふれるしまづくり

産業の活性化は就業機会の創出や所得の向上をもたらし、壱岐の活力を生む重要な柱となる。安全・安心の食の供給拠点づくりを推進するとともに、福岡都市圏に近い立地特性を活かし、壱岐ブランドの確立や交流人口の増加による地域経済の振興を目指す。

このため、環境と調和の取れた持続的な農業や農産物の近代化、地域間交流（グリーン・ツーリズム）の活性化を推進し、自然と共生できる壱岐に根づく農業の振興を図る。また、漁業生産基盤の整備、栽培漁業・資源管理型漁業の推進、流通加工体制の整備等による漁業の安定生産を目指すとともに、恵まれた資源の活用による水産業の振興を図る。さらに、商店街を単なる商品の販売や食事の提供ばかりではなく、壱岐の風情ある街並みを演出し、高齢者にもやさしく便利な生活の支援となる場とするなど、活気あふれる商業の振興を図る。壱岐の個性を発揮する地場産業を振興するため、壱岐ブランドの確立や、農漁業の6次産業化の推進、農業や漁業と一体となった流通体制の構築、地域産業を担える後継者の確保を図る。また、地域固有の観光資源を磨き上げ、「壱岐ならではの」の滞在交流型観光メニューを創出しながら、島民一丸となっておもてなしの心を育み、異業種との連携を推進し、魅力ある観光振興を図る。

### 2 福祉・健康づくりの充実で安心のしまづくり

すべての住民が健康で幸せな生活を送るため、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた温かい社会を創る必要がある。

このため、子どもから高齢者まで、「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識を基本に、いつまでも明るく健康な生涯を過ごせることと身体づくりを目指すなどの生涯にわたり健康に暮らせる社会づくりを推進する。また、高齢者が、豊富な知識や経験、技術を活かし、地域社会において積極的な役割を果たし、いきがいをもって生活できる環境づくりを推進するなどの高齢者が元気なまちを目指す。保健・医療・福祉が連携して高齢者や障害者等を支援し、高齢者同士が支え合う地域福祉のシステムやコミュニティづくり、ボランティア活動をしやすい環境をつくるなどの安心、ゆとりのある福祉社会を実現する。さらに、育児と仕事の両立を支援する体制づくり、母子・父子家庭など経済的基盤が弱くなりがちなひとり親家庭の援護強化など、ゆとりと優しさではぐくむ子育て環境を実現する。

### **3 自然を活かした、環境にやさしいしまづくり**

壱岐の恵まれた自然を護り、自然との調和を図りながら魅力あふれる空間を創出し、また、資源循環型社会を目指すとともに、自然災害や犯罪を防止し安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進める。

このため、広域的な取組で環境保全意識の高揚、公害の防止、健全な生態系の保持、自然とのふれあいを促すなど、豊かな自然環境の保全と生活環境の創造を推進する。また、広域的な取組で公共用水域の水質保全、下水道などの整備を推進するなど、環境にやさしい壱岐づくりを実現する。さらに、各種防災施設の整備を推進する他、地域ぐるみで防災・防犯意識の高揚、防災・防犯体制づくりを進めるとともに、幼児・児童・高齢者・身体に障害を持つ人など、立場に立った、各種交通安全施設を整備するなど、安全・安心の確保を行う。

### **4 心豊かな人が育つしまづくり**

誰もが気軽に学習できる多様な学習機会を整備して生涯学習社会の形成に努める。また、文化活動としては、「壱岐ならではの」文化を次世代に伝え、文化遺産を住民共通の財産として未来につなげる。

このため、総合的な学習を通して、健やかな精神と身体、創造的な知性、豊かな感性を養いながら「自立できる人づくり」を進めるなど、次世代を担う壱岐っ子の健全育成を行う。また、家庭教育から学校教育、青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育に至るまで、生涯を通じた学習機会の充実・体系化を図るなど、生涯学習を推進する。生涯スポ

ーツ活動を推進する広域的な体制を整備して、住民誰もが、気軽にスポーツに取り組める機会を拡充するなど、生涯スポーツを推進する。「壱岐ならではの」の文化を次世代に伝えて、地域に根ざした特色ある芸術・文化を創造し、次世代へ伝承していくなど、心豊かな人を育む芸術・文化を創造する。さらに、歴史的文化遺産を住民共通の財産として、保存・公開することにより、地域の歴史や文化を多くの人々と共有し、その重要性を広く伝えていくなど、歴史的文化遺産の保護と活用を行う。

## 5 国内外交流が盛んなしまづくり

「壱岐は一つ」の思想のもとに地域内の連携を深めつつ、福岡都市圏との交流を深め魅力あふれる地域づくりをすすめるため、交通体系の整備や情報ネットワークの確立に努める。

このため、島内道路網の改良、公共交通手段の将来的な展望にたった調査・研究を進め、地域の利便性・快適性・機能性を高める道路・公共交通を整備する。フェリーターミナル等、港の利便性向上・充実を目指し、壱岐の活性化に直結した交流機能としての港湾・漁港の整備を進める。また、島外交通体系の強化を図るなど、交流を高める交通体系の整備や社会・経済・生活環境をより豊かに実感できるまちづくりを行う。さらに住民参加の情報ネットワークづくりを進めるなど、地域に活力を持たせる光ケーブル網の活用を図り、国内外交流を促進するための施設及び体制づくりを推進し、国際感覚豊かな人材の育成や壱岐に来訪する外国人のための受け皿づくりを進めるなど、多様な交流によるまちづくりの推進を行う。

島外との交流を深めていくためには、人、物の移動に要する費用の低廉化が必要であるため、国策として航路運賃が本土における基本的な移動手段である本土の陸上交通機関並みとなるよう運賃のさらなる低廉化を関係各所に働きかけていくとともに、本土との輸送コストの低減を図るための支援を行う。

## 6 様々な人が関わり合うしまづくり

まちづくりは「そこに住む人々自らの創意と力の結集によってつくりあげていくもの」であり、自治会、ボランティア団体などとのネットワークを充実させるとともに、まちづくりリーダーを育成し、ともに創るまちづくりに取り組む。

このため、住民や団体・産業界がまちづくりの主体として責任ある関わりを強めるなど、ともに創るまちづくりを進めるなどの住民参加のまちづくりを推進する。また、住民ひとりひとりがお互いの個性を尊重し

あい、男女が自らの意思によって、あらゆる分野において活動に参画する機会を確保するなどの人権の尊重と男女共同参画の推進を図る。さらに、住民サービスの充実を目指し、中長期的な展望に立った財政計画のもと、自主財源の確保や財源の重点的かつ効率的な配分に努めるなど、効率的な行財政の充実を行う。

これらの達成のためには吉岐の住民・各種団体・産業界・教育界・行政がともに協力しながら、吉岐の未来を創っていくことが大切であり、以下の牽引プロジェクトを設定し、島の産・官・民が一体となって島づくりに取り組む。

#### **いきいきわくわく観光コンビニエンス構想**

歴史と自然、福岡との近接性に恵まれた吉岐の特長を最大限に活用し、観光関連事業者をはじめ、農業・水産業・地場産業をはじめ全ての島民が心を一つにして吉岐の観光をもり立てる観光の島づくりを展開し、そのための受け入れ態勢の整備や島民のおもてなしの心の醸成、観光施設等の充実に努める。

#### **めざせ日本一！いきいき食の原産国構想**

自然と気候・風土を活かした農業・水産業を振興し、農水産物を原材料とする加工業の取組にも力を注いで、ブランド化の推進や流通・販売体制の整備に島民が一体となって取り組み、産業の活性化と雇用の確保に向けた食の原産国づくりを進める。

#### **古代浪漫の宝庫！歴史と文化の島づくり構想**

弥生時代・古墳時代はもとより、元寇襲来時などの貴重な歴史遺産、多くの神社仏閣が存在している。こうした歴史遺産を効果的に結び付けるため、一支国博物館を核として吉岐の歴史・文化の発信や、学習・教育施設として活用し、観光の活性化にも役立てるよう歴史と文化の島づくりに取り組む。

#### **蛭が乱舞！悠々快適いきいきアイランド構想**

全国的にも誇ることのできる、かけがえのない自然を守るため、ごみの減量化や資源リサイクルに島を挙げて取り組む。また、誰もが生き生きと快適に暮らせるよう福祉の充実に努めるなど、悠々として快適な島の暮らしの実現に取り組む。

### **第3節 計画の内容**



## 1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他に関する事項

壱岐の活力を育むためには、今後地域内はもとより、地域を越えた交流の促進が重要な課題となる。人・もの・情報の活発な交流や生活の基盤となる交通体系・情報ネットワークの確立に努め、壱岐の生活・生産・文化機能を向上させるとともに、地域の個性を発揮し、魅力を高める地域づくりを行う。

### (1) 交通体系の整備

#### 島外との交通

島の玄関口である港湾・漁港の機能充実、ターミナル・アクセス道路等の周辺整備による港の利便性のさらなる向上を図る。

航空路の利便性の向上に努めるほか、航路については、船舶の大型化・高速化、フェリー内の空間の充実、各交通機関の乗り継ぎなどの待ち時間解消を交通事業者に働きかけ、住民・観光客等の交流促進、壱岐定住化促進（福岡の通勤圏化）を図る。

#### 島内交通

地域活性化の基盤となる幹線道路の交通の円滑化、安全性向上、防災機能向上のため、幅員の拡幅・歩道整備など、国道、主要地方道、一般県道の計画的な道路整備による幹線道路網の形成を進める。

生活道路といわれる市道等は、計画的な道路改良や維持・補修に努めるとともに、地域の協力を得ながら狭い道路の機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人に優しい道路として整備を進める。

公共交通機関は、郷ノ浦町を中心にバス路線が配置されているが、マイカーの利用や人口減少により乗合バスの利用者数は減少している。交通弱者といわれる高齢者や子ども、障害者などの通院、通学、また買い物など日常生活の移動手段として乗り合いバスを確保しつつ、地域の実情に応じた運行形態の見直しに努めるとともに、コミュニティバスの運行等、公的な交通手段についての将来的な展望に立った調査・研究を進める。

本島と架橋されていない有人島として大島・長島・原島の三島があり、市営の三島航路により本島と接続されている。本航路は島民の通院・通学・通勤・日用品の買出し運搬等の生活航路として欠くことができない唯一の交通機関であるため、安全な航行のための施設の整備・改修を行い、また当該航路の実情にあった経営改善を図り、航路の維持に努めて

いく。

また、観光については、乗合バスの不足などからタクシーやレンタカーを利用せざるを得ないが、借り上げ料が本土と比較して高額なため、旅行費用の割高感を与えている状況であるので島内２次交通の改善を図る。

## （２）通信体系の整備

情報通信技術は、時間や距離という離島のハンデに関係なく情報を収集・発信することができ、住民生活の利便性を向上させ、産業でも必要不可欠なインフラとなっている。壱岐市では加入者系光ファイバー網を地域情報通信基盤施設整備事業で整備し、防災情報の提供、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信・自主放送サービス（テレビの難視聴世帯の解消）低額な超高速インターネットサービス等を提供している。

今後これらのインフラを住民サービスの向上に活用するため、独居老人等見守りシステムの導入や教育、福祉、医療、防災、行政等の各分野での検討を行う。

また、携帯端末の急速な普及は無線環境の早急な整備が望まれていて、情報活用の多様化に対応できる施策や人材の確保・育成、相談窓口等の設置など、行政の支援体制を整える。

## （３）人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化

本土との人の往来に関しては、壱岐市、対馬市と福岡市の博多港を結ぶ「フェリーきずな」が国の交付金を活用して建造され、平成２４年４月に就航した。就航に併せて、この航路すべてのフェリーとジェットフォイルの運賃が２割引き下げられたため、島民の経済的負担軽減と壱岐地域の経済活性化が期待される。今後は航路運賃が本土における基本的な移動手段であるＪＲ並みとなるよう、さらなる低廉化を関係各所に働きかけていく。

物資の流通に要する費用、特に、島内産品の本土地区との輸送に関するコストは、農業、水産業をはじめとする地場産業の競争力を低下させる要因となっている。

このため、本土地区との輸送コストの低減を図り、農業者や水産業者の経営の安定に資するため、輸送コストに対する支援を行う。

また、農林水産物の輸送コスト対策として加工流通施設の整備等を進め、離島の実情にあった流通体系を構築する。

## 2 産業振興等に関する事項

農業、水産業、地場産業である焼酎・ウニ加工は、景気の低迷や輸入品の増加などにより伸び悩んでいるが、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっている中、安全でおいしい農産品・水産品・加工製造品を生産して壱岐のイメージ向上を図るとともに、第1次産品生産者・加工業者・消費者・販売業者などが連携して産地ブランド化を推進し、就業機会の創出や所得の向上につなげる「めざせ日本一！いきいき食の原産国構想」に取り組む。

既存の産地ブランドとしては、島内の全5漁協でケンサキイカの出荷方法を改良し品質に基準を設けた「壱岐剣(いきつるぎ)」がある。今後は個々の業種で付加価値の高い産品を開発するとともに、壱岐島全体の知名度向上のために異業種にわたる統一ブランドが必要であり、販売者、製造・加工業者、漁協、農協、観光業者等が連携して、基準や販売方法を検討し「壱岐ブランド」化を推進する。

また、他の産地との競争力をつけるために、原材料の共同仕入れや産品の共同販売による運送経費や販売経費の縮減を図る異業種連携について検討する。

豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、観光産業と連携・補完することで交流人口の増加を図る。

### (1) 農業

肉用牛、水稻、葉たばこの基幹作物を中心に、いちご、アスパラガス、メロンなど施設園芸を振興し、高収益型農業による経営の安定化を図り主業農家を確保していく。さらに、安全でおいしい農畜産物の生産による壱岐のイメージ向上を図るとともに、有機農業等の認証制度やエコファーマー認定制度の活用による産地ブランド化、耕種・畜産連携による資源循環型農業の推進により環境に優しい環境と調和の取れた持続的な農業を推進する。また、省力的な農業経営を推進し、多様な担い手を確保・育成するとともに、水源涵養や自然環境の保全など公益的役割を担っている農地の有効活用を図る。また、自然豊かな壱岐の魅力を発信しながら、観光と連携してグリーン・ツーリズムの推進を図る。

特に肉用牛は、壱岐市の農業産出額全体の過半を占める基幹作目であり、第10回全国和牛能力共進会での好成績を活かし「長崎和牛(壱岐牛)」ブランドの確立を積極的に推進するとともに、繁殖雌牛の整備を進め肉用牛の改良を加速化する。一方、高齢化等による飼養頭数の減少を止めるため、集落営農組織による牛飼いへの取組やヘルパー組織による労力支援システムの構築などを推進し、生産基盤の強化を図る。

流通対策は、福岡都市圏等大消費地への流通拡大を図るなどマーケテ

イング活動を強化するとともに、消費者と直結した産地直販、農産物直売所の増設や地元スーパーでの地場産野菜コーナーを開設する等、島内需給を推進し、農業団体・行政が連携し流通の強化に努める。

また、地場産業との連携による加工商品の開発、生産体制の整備を支援するとともに地産地消の推進を図り、さらに農業の6次産業化の推進を図る。

このような農業生産活動を支えるため、優れた経営感覚を有する認定農業者や地域営農組織等多様な担い手を確保するとともにイターン、Uターンなどの島外からの農業従事希望者の受け入れ態勢を整備する。また、ゆとりある、意欲に満ちた農業経営を確立するために家族経営協定の推進に努める。

さらに、農業経営の基盤となる農地の整備を推進し、畑地帯においては水源確保に努める等、立地条件に応じた区画整理を推進する。また、農業生産条件の不利の補正、耕作放棄地の発生防止と解消、多面的機能を有効に整備する。大区画ほ場を中心に農作業受託組織・集落営農等の確立、大型施設・機械を導入することで効率化・高度化を推進し、担い手への農地の集積、耕作放棄地の利用等農地の流動化を図る。併せて、農村生活環境整備のため、農道の整備、地域の実情にあった生活排水処理施設等を推進する。

## (2) 水産業

水産業の振興のため、生産基盤の整備については、港内の静穏度を高め、短期蓄養を容易にするとともに、漁船の安全係留、漁業就業者の高齢化に対応した施設等の漁港整備を推進する。また、周辺海域の生産性を高めるために魚礁設置などの漁場整備、藻場造成により漁場環境の保全を図るとともに、関係機関と連携し磯焼け対策に関する調査・研究を推進する。併せて、密漁対策の強化など漁場の維持管理を図る。さらに、漁村生活基盤整備として地域の実情にあった生活排水処理施設の整備等を推進する。

栽培漁業・資源管理型漁業の推進については、地域栽培基金の活用、種苗生産施設の整備等により大量かつ安定的な種苗放流を展開するとともに、地域にあった資源管理手法を導入することで、資源の適正管理と持続的利用を図る。また、市内の漁業集落の種苗放流、清掃活動等の地域活動を支援する。

流通・加工対策については、その体制を整備するため、流通面では離島の不利な条件を克服し、流通の迅速化、効率化を図るとともに、活魚出荷や水産加工、壱岐の主要水産物であるイカ、寒ブリ、ウニ等、地域の資源を活かしたブランド化による漁獲物の高付加価値化を図る。また、

福岡都市圏等大消費地への流通拡大を図るため、産地と消費者を結ぶ情報ネットワークや効率的な出荷体制の整備を図る。さらに、島内住民や観光客による地場消費の拡大のため島内流通体制の整備を推進する。加工面では加工施設の整備を支援するとともに、漁村加工のほか地場産業や観光等と連携し、加工販売をする6次産業化の推進を図る。

このほか、担い手の育成・支援については、認定漁業者の確保、漁業後継者の育成、壱岐島外からの新規就業者増加を目指して就業情報発信を強化するとともに、既存漁業者に対する各種施策を推進し、漁業者グループへの活動支援を行う。

### **(3) 地場産業**

地場産業については、優れた特産品や名産品の原料の島内生産の振興を図るとともに、焼酎、ウニなど既存の特産品について、付加価値を高めるため原材料の島内生産・確保の推進を図り、また、新たな壱岐ブランド商品の開発、産地ブランドの確立を推進する。

特産品の知名度向上や島内流通体制の促進を図るとともに、定期的な情報発信を実施し、通信販売を含めて流通販売システムを再構築する。

地場産業の後継者、起業者を支援し、伝統産業の保存継承等を推進する。企業誘致のため、積極的な働きかけと支援に努める。

### **(4) 商業**

商業については、商店の近代化、店づくり、人材・後継者の育成、消費の島外流出防止対策等を、商工会等関係機関と連携して推進することで、個々の商店が消費者にとって魅力のある店として活性化を図るとともに、活気ある商店街を作るため、空き店舗等を観光・福祉施設として活用し商店街の活性化を図るなど、住民・観光客が積極的に利用できる様々なスペースの提供を推進する。また、壱岐の風情ある街並みを演出し、散策できる心豊かな空間を創出する。さらに高齢者にも優しく便利な生活の支援となる場づくりに努める。

その他、農・水産業と連携した朝市等の開催を支援する。

## **3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項**

壱岐では、島内の人口が3万人を割り、高齢化が深刻となっている。高等学校の卒業生で就業希望者や島外進学者の卒業後の島内における就職が重要な課題である。

壱岐の次世代を担う若年層の島内定着を推進するために、高等学校及び公共職業安定所と連携して新規学校卒業者の採用枠確保に努める。

また、島内において、優秀な人材の確保、壱岐地域の過疎化の防止及び地元企業の活性化を図るために、労働力需給のミスマッチの解消に努めるとともに、離島という不利な条件に左右されない業種や高速通信網が整備された壱岐の利点を活用できる業種に的を絞った企業誘致活動を積極的に行うなど、雇用の場の確保に努める。

#### 4 生活環境の整備に関する事項

壱岐は、海岸線とみどりが織りなす優れた自然環境に恵まれている。自然環境は農・水産業、観光業の重要な資源として島を支えていて、島民の生活と島を訪れた人々の心にやすらぎと潤いを与える大きな役割を持っている。この豊かな環境を維持していくために「蛸が乱舞！悠々快適いきいきアイランド構想」に取り組む。

自然・生活環境を保全するためには住民の環境保全意識の高揚が重要である。

このため、住民が身の回りにある自然の価値を認識し、自然環境の保全・管理に主体的に参加できる仕組みづくりや、学校教育、社会教育の場において環境保全意識を啓発し、自然保護活動の指導者やボランティアの育成を進める。

現在、各地域で老人会、婦人会、ボランティアグループなどが海岸清掃、花いっぱい運動、廃棄物の減量やポイ捨てゼロ宣言などの運動に取り組まれているので、その連携を支援し、河川・海岸等の清掃活動、植樹緑化や花いっぱい運動などの活動を全島的に展開する。またNPOや地域づくり団体への緑地の管理委託などについて検討し、環境を住民自身の問題として取り組む住民意識の啓発を進める。

生活・消費活動の多様化に伴い増加傾向にあるごみが環境に深刻な影響を及ぼしているため、これまで整備した廃棄物処理施設での広域かつ効率的なごみ処理を継続するとともに、住民や事業者に対するリサイクル活動の普及・啓発及び生ごみの液肥化を推進し、廃棄物の有効活用によるごみの排出量の削減を目指す。

環境保全のため、風力発電や太陽光発電等、地域資源を活用した新エネルギーを積極的に取り入れ、活用分野の拡大を目指す。

また、自然を守るだけでなく、島内外の人々の自然体験、癒しの場として活用するため、河川・海岸・山林等を自然に配慮して整備し、生態系の維持を図りつつ、自然と調和した公園としての壱岐山桜の里のような、地域特性を活かした公園などの整備を進める。

居住環境については、市街地や住宅密集地における住環境の整備を図るとともに、豊かな自然環境を活かした定住促進のための住宅地の整備

に努め、老朽化した公営住宅の計画的な改修及び、新しい住宅需要に対しても、若者の島外流出を防ぎ、U・J・Iターンの要望に応える整備に努める。また、島民の憩いの場となる公園、緑地の整備を進め、住民の協力により街並みの確保及びその景観確保の啓発活動を行い、快適な住環境の整備に努める。

上水道（簡易水道含む）については、地下水だけに依存しない給水体制の実現のため節水型社会づくりの普及と水利用の合理化を推進する。併せて老朽施設の計画的更新・耐震化の推進及び事業統合による効率化を図るとともに安全で良質な水道水の安全供給を推進する。災害時のライフライン確保のため、耐震性に優れた施設整備や供給ルートの多重化を進めるとともに水道事業の安定経営を図る。

下水道事業については、公共下水道、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽など、地域の実態に応じた排水処理施設を整備し、海や河川の水質保全と生活環境の改善を図る。また、住民に対し排水処理対策の必要性について啓発活動を行い普及に努める。

汚泥再生処理センターにおいて、し尿処理、汚泥再処理を行うとともに、正常運転に努める。

生活の安全を確保するために、行政は消防施設・設備の充実、救急体制の強化、緊急時の情報確保・ライフラインの確保などの危機管理体制を整える。また交通安全の確保や防犯設備の整備に努め、住民が安心して暮らせる環境づくりを行う。併せて住民参加による火災予防運動、交通安全活動、防犯活動を実施し、安全を守る意識を高める。さらに、高齢者の地域見守り活動などを含めた消費生活に関するトラブル防止や食の安全・安心確保対策などにも取り組み、すべての住民が安全に安心して暮らすことができる社会づくりを進める。

## 5 医療の確保等に関する事項

島内の医療機関は中核となる壱岐市民病院の他、病院6施設、一般診療所17施設、歯科診療所10施設が設置されているが、2次医療に必要な診療科目が不足しているため、島外への患者流出が続いている。

壱岐地域における唯一の総合的機能を有する壱岐市民病院にあっては、2次救急と災害拠点病院に指定され、産科、小児、精神、結核、感染症等の政策医療、あるいは不採算医療分野の機能を担うとともに、地元医師会と充分協議しながら医療機能の連携強化を図り地域医療体制の確立を目指し島内の医療サービスの充実に努め、地域公共ネットワークを活用した診療情報ネットワークシステムを構築する。

また、医師の臨床研修制度の影響により医師が都市部に偏在し、病院

勤務医の過重労働等により離島勤務医師が不足しているが、壱岐地域も取り分け医師確保が困難な状況にあるため、離島勤務医師の住環境施設や常勤看護師の就労環境施設を整備し、医師・看護師確保対策の充実を図る。

保健予防は、生活環境の変化や高齢化の進展に伴う生活習慣病等の増加による医療費・介護給付費の適正化が課題である。住民組織、職域、行政機関が連携をとり、住民自らが健康をつくる・守る取組ができる支援体制や環境づくりを推進するとともに、市民病院においては生活習慣病に対する医療の確立のために健診センターの充実を図る。

2次離島の妊婦及び島内産科医療機関での出産が困難な妊婦については、妊婦健診や出産にかかる交通費等の経済的負担の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を確保する。

また、妊婦、乳幼児から高齢者に至るまで、各種健康診査の受診率の向上を図り、保健指導体制の充実に努め、「壱岐市健康づくり計画」「壱岐市食育推進計画」に基づき、関係機関と連携をとりながら住民協働で住民主体の健康づくりの推進を図る。

## 6 介護サービスの確保等に関する事項

介護保険関連の入所施設（平成24年4月1日現在）として、特別養護老人ホーム2施設（定員160人）、介護老人保健施設2施設（同160人）、介護療養型医療施設2施設（同26人）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1ユニット（同9人）が整備されている。入所待機者の解消を図るため、今後、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を推進する。

介護サービスについては、高齢者のニーズにあったサービスを提供するため、在宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実を図るとともに、介護サービスに従事する人材の養成、確保や資質向上を図り、また、利用者のサービス選択機会の拡大に向けて事業者の参入促進や育成に努め、高齢者福祉施設の機能拡大、サービス充実に努めるなどサービス供給基盤の充実を図り、介護が必要な人を地域全体で支える社会の実現に努める。

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

社会福祉を充実させ、生涯を健康で快適に暮らしていくことができる壱岐を目指し「蛸が乱舞！悠々快適いきいきアイランド構想」に取り組む。



## (1) 高齢者福祉

吉岐の老齢人口は平成24年3月31日現在で9,384人、高齢化率は31.9%となっている。要介護の出現率は21.1%で、多くの元気な高齢者が地域に暮らしている。伝統文化・技能の継承、青少年健全育成活動など高齢者が専門知識・技能を活かせる環境を整備し、高齢者の積極的な社会参加の促進に努める。さらにシルバー人材センターのさらなる充実を図り、高齢者の就業の場の確保に努めるなど、高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、いきがいをもって生活できる環境作りを推進する。高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として、地域の活性化を図る。また、高齢者の働きやすい職場環境や能力の開発について研究を行う。

高齢者の健康の維持・増進を図るとともに、在宅で安心して暮らせるよう、生活支援サービスの充実にも努める。

## (2) その他の福祉

障害者福祉については、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者施設の整備、在宅サービスの充実、早期発見・早期療育の体制充実に努め、誰もがその人らしい生活行動ができる社会づくりを推進する。また、障害のある人の地域での参加・交流ができる環境づくりに努める。

児童、母子・父子福祉については、幼稚園や保育所等を活用して保育サービスの充実を図り、保育機能や幼児教育を充実するとともに、満3歳未満の医療費無料化等、福祉医療制度の充実や、第2子以降の出産祝金支給の継続など、安心して育児ができる支援体制を整備・継続する。併せて、育児と仕事の両立を支援する体制づくりや、ひとり親家庭の援護強化・福祉向上に努め、地域の実情に即した、地域での多様な子育て支援体制の整備を図る。

また、児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)支援を必要とする若者の増加等、近年の社会情勢が複雑、多岐に変化することにより発生する諸問題に、保健・医療・福祉など関係機関のさらなる連携強化を図り、地域福祉のシステムやコミュニティづくりを推進し、諸問題に丁寧に対応できる支援体制の充実・拡大を図る。

社会福祉協議会活動を支援し、住民、ボランティアの参加による地域福祉推進体制の確立に努める。また、学校教育・社会教育での福祉意識啓発に努めるなど、福祉の心を育む機会となる学校でのボランティア体験を支援するボランティア指導者の発掘、ボランティアの育成に努める。

島内のボランティアグループでは、重度障害者の旅行の支援や、サマーキャンプの開催、一人暮らしの老人への配食サービス、住宅補修サービス、理髪サービスなどの活動が行われている。これらの活動の継続に

努め、また複数のグループの連携を図る。

全ての人にとって暮らしやすい、バリアフリーのまちづくりを推進する。

## 8 教育及び文化の振興に関する事項

日本を代表する弥生時代の遺跡である「原の辻遺跡」(国指定特別史跡)をはじめとして、県内に類を見ない巨石古墳群、元寇の古戦場、朝鮮出兵時に豊臣秀吉の命により築城された勝本城跡(国指定史跡)など、古代から近代に至る貴重な歴史的遺産が数多く存在する。これら大陸との交流を背景とした歴史・文化遺産は地域の財産であるに留まらず、日本の歴史にも深いかかわりを持つ全国的にも貴重な遺産であり、この遺産を保存・活用し次世代に継承することは、地域の果たすべき重要な役割である。

原の辻遺跡の復元・整備を中心に、双六古墳や鬼の窟古墳など島内の歴史的遺産との連携を図り、交流人口の拡大ひいては「しまごと博物館」「しまごと大学」「しまごと元気館」の3つのしまづくりの方向性に基づく壱岐全体の振興につなげるための研究拠点施設「壱岐市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」を、貴重な歴史的遺産や豊かな自然環境などとともに、体験、研究、学習、観光等の舞台として活用しながら、持続的な活性化を目指す。

さらに、古墳公園の整備、壱岐巨石古墳群の調査、歴史民俗資料館の整備などにより、文化遺産の保護・継承及び有効活用を図る。

また、原の辻遺跡の展示機能、学習機能を充実し、学校(幼稚園)教育における教科指導等や高校生の離島留学制度「東アジア歴史・中国語コース」、歴史をテーマにした生涯学習講座などに活用する。

青少年の育成については、総合的な学習の時間を通して、健やかな心身、創造的な知性、豊かな感性を養い、国際化、情報化に対応した「自立できる人づくり」を進める。

また、特色ある学校づくり、個性を伸ばす教育を進め、老朽施設の改修、時代に対応した教育施設・設備の整備に努め、過疎化・少子化の中、教育効果を高めるため学校規模の適正化に努める。さらに、地域への学校情報の提供、地域の人材活用など、開かれた学校づくりを進め、育成団体・社会教育関係団体と連携して、家庭・学校・地域社会が協力して、多様な修学機会の確保に努め、青少年の教育、健全育成を進める。

生涯学習については、生涯学習センター等多様化した生涯学習ニーズに対応した施設・設備の整備を図り、各施設間の情報ネットワークを構築するなど、誰もが気軽に学習できる多様な学習機会を整備し、生涯学

習社会の形成に努め、住民の意識の高揚や利便性の向上を図る。また、生涯学習の指導者確保に努めるとともに、生涯学習推進組織、教育機関、社会教育関係団体、民間による総合的な組織の整備を推進し、学習成果をボランティアなどとして活用し地域社会の活性化につなげる。

生涯スポーツについては、体育施設の整備、充実に努め、指導者の養成や確保、関係団体の育成を図り、各種大会や教室の開設に努めるなど、誰もが気軽にスポーツに取り組める機会を拡充する。

芸術・文化の創造については、地域に根ざした特色ある、「壱岐ならではの」の芸術・文化を創造し、壱岐神楽や山笠などの伝統文化とともに、次世代に伝承する。

優れた芸術・文化に触れる機会や活動の場を増やし、個性的な文化環境づくりに努める。

島外の施設を含めた各地の文化施設のネットワークを構築し、文化施設の積極的活用を促進するとともに、各種団体・サークル活動を支援し、地域に根ざした特色ある芸術・文化を創造、継承する環境づくりに努める。

寛延3年（1750年）から続く壱岐最大の夏祭りである郷ノ浦町の祇園山笠や、室町時代以前から伝承され、国の重要無形民俗文化財に指定されている壱岐神楽、江戸時代から行われていたと思われる勝本浦の御幸船（船競漕）などの伝統行事を次世代に継承していく。

また、和太鼓集団が結成されて島内外・国外とも交流が行われている。地域にこのような新しい文化を創造し、定着させる活動を継続、展開する。

## 9 観光の開発に関する事項

壱岐は、自然・歴史・温泉・神社・仏閣・祭り・イベント・食材・土産品など多彩な観光資源に恵まれ、また、福岡に一番近い長崎県土という特性を有している。そこで、当地域を生活に身近で消費者ニーズに応えた多彩な品揃えのコンビニエンスストアに見立て、観光関連事業者をはじめ、農業、水産業、地場企業及び住民が一体となって、「いつでも」「だれでも」「気軽に」「便利に」「満足のいく」多様な魅力の観光とする「いきいきわくわく観光コンビニエンス構想」に取り組む。

夏型観光からの脱却を図るため、観光資源の有効活用、滞在交流型観光の充実、及び効果的な情報発信が必要となってくる。

猿岩や左京鼻、日本の渚百選に選ばれた筒城浜をはじめとする海浜などの自然景観、原の辻遺跡や風土記の丘、鬼の窟古墳などの歴史史跡、湯ノ本温泉、勝本浦の街並み、イルカパーク、体験・アウトドア施設な

どの既存の観光施設を整備し魅力を高め、また巨石古墳群や神社仏閣などを観光資源として見直して、広域的・一体的な整備を進める。特に歴史史跡と周辺観光スポットを組み合わせた周遊ルートの開発、整備に取り組む。

壱岐では以前から、民宿が農業・漁業を体験させる修学旅行の受入れを進めてきた。また、平成20年度には、子ども農山漁村交流プロジェクトの受入モデル地域の指定を受け、体験型修学旅行の推進に取り組んできた。この活動・実績を土台に、農業者との連携、体験メニューの充実、体験施設等の有効利用を図るため、民宿・農協・行政・観光団体等を中心として、グリーン・ツーリズムの取組を展開し、先進地視察、研修会、体験メニューの検討などを行っている。旅行ニーズの多様化により、ニューツーリズム(エコ・健康・産業・文化)を創出するとともに、引き続き修学旅行等団体の受入を継続する。また、歴史遺産に関する文化体験型観光の開発についても検討する。

観光客の満足度を高め、リピーターが訪れる島であり続けるために、島民ひとり一人が「おもてなし」の必要性を理解し、島民をはじめ観光事業者や関係団体、市が一体となった運動として、おもてなし力の向上に取り組む。

滞在交流型観光をこれまで以上に推進するために、体験インストラクターや観光ガイドの養成・スキルアップに重点的に取り組むとともに各組織のネットワーク化と連携を図っていく。

また、受入体制の充実と並行して、壱岐が「観光コンビニエンス」であることを広く知らしめるためマスメディアやITを活用し、福岡を拠点として高度情報化に対応した効果的な観光情報の発信を行い、モニターツアーを実施して口コミによる壱岐の知名度・イメージ向上を図る。

さらに、農・水産業、飲食業、商業、地場産業などの異業種連携体制づくりを推進し、観光の場において、壱岐の農産物・水産物が積極的に活用されるよう努め、観光の振興を島全体の振興につなげる。

## 10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

壱岐は、自然や歴史的文化遺産など豊富な交流資源をもち、九州と韓国・中国の間に位置しているため歴史的にも大陸との交流が盛んであった。この特性を活かして、国内のあらゆる分野での交流と、国際交流の推進に努める。特に一支国博物館や原の辻遺跡周辺を歴史遺跡研究の拠点として、研究者や考古学愛好家の交流、国内外の遺跡所在地域との交流を推進する。

壱岐サイクルフェスティバル(6月)や、壱岐の島新春マラソン大会

(1月)は行政と住民が協力して開催され、島外からの参加者も多い。これらのイベントへの参加、さらにはイベントをきっかけとした他地域との交流が期待される。

夏季には海水浴場でのイベントが、各地で商工会・青年団等の主催で開催されている。

また各地域でまつりや市(いち)が開催されているが、地域住民を対象としたものが多い。これらのイベントや伝統行事は地域間交流の素材となるため、観光客等島外者の参加を視点に入れたイベントに発展させていくことが期待される。

生活・文化・産業・余暇などあらゆる分野での多様な交流を進めるために、民間と行政が連携して一支国博物館・埋蔵文化財センター等を地域振興の交流拠点として地域活性化に努めるとともに、地域間交流を深めて、定住化を促進する。

また、日本とアジアの交流が活発になるにつれて増加すると思われる外国人の来島者を迎えるために、国際感覚豊かな人材を育成するなど、民間と行政が連携して、国際交流事業を推進する。

## 1 1 自然環境の保全及び再生に関する事項

豊かな自然環境を維持していくためには、白砂青松の維持、磯場の保全等と併せて環境保全意識の高揚、健全な生態系の保持等が必要である。

住民が身の回りにある自然の価値を認識し、自然環境の保全・管理に主体的に参加できる仕組みづくりや学校教育、社会教育の場において、環境保全意識を啓発し、自然体験活動の指導者やボランティアの育成を進める。

また、河川、海浜、山林等の防災上の整備はもとより、生態系の維持を図り、自然環境の保全を推進する。

海岸漂着物については、外国からの漂着物が多く、その中でもプラスチック製品が多数を占めている。この漂着物については海岸線の景観の悪化にとどまらず、海洋環境や漁業にも影響を与えている。

民間のボランティア団体などと連携をとりながら、自然環境及び景観に配慮しつつ、漂着物の撤去事業を推進する。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項

全世界的な問題である地球温暖化とエネルギー資源の減少が深刻化するなかで、再生可能エネルギーの利活用を推進する必要がある。

再生可能エネルギーについては、全国的に様々な取組が行われていて、長崎県内においても、海洋温度差発電、バイオマス発電、洋上風力発電、

潮流発電等の実験計画などが進められている。

吉岐では、風力発電及び太陽光発電の利活用を行っているが現在の取組を継続するとともに、吉岐の地理的な条件を考慮して、他の実証実験等により発電効率が高いと考えられる素材も活用した、複合的なエネルギー対策について検討を行う。

なお、離島におけるガソリン等の石油製品の価格は、輸送費用が高いことなどの事情により本土地区と比べ割高になっており、住民の日常生活や農業、水産業をはじめとする島内の産業に多大な影響を与えているため石油製品の価格低廉化が必要である。

このため、ガソリン、軽油、重油等の石油製品の価格の低廉化を図られるよう国などの関係機関に働きかけを行う。

### 1 3 国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項

河川・海岸については、環境に対する関心の高まり、自然回帰の欲求に応え、自然に配慮した河川・海岸の計画的な整備を進め、住民や観光客のふれあいの場の整備に努めるなど、自然に近い状態で生態系に配慮しつつ防災機能を高め、安全な国土の形成を目指す。

災害に強い地域づくりとして、防災拠点施設等公共建設物の耐震化や避難施設の整備、消防防災通信設備の充実、道路防災対策、橋梁の耐震化、河川、砂防、治山、急傾斜地等の整備を行い、洪水氾濫や崖崩れ等の未然防止に努め、また、関係機関と連携を図り防災体制を強化するなど、自然災害の発生防止に努めるとともに、ハザードマップ作成を支援することや防災教育を推進することなどで住民の防災意識の高揚、自主防災体制の確立を推進する。また、吉岐市は、玄海原子力発電所が海を隔てて、吉岐市最南端から約24km隔てたところに立地し、原子力災害が発生した場合、30km圏外の吉岐市北部に避難しなければならず、状況によっては島外への避難を余儀なくされることから、住民の避難のための大型輸送船等が接岸可能な港湾・漁港整備や駐車場、ヘリポート等周辺施設の整備や避難用幹線道路の整備を図る。

### 1 4 人材の確保及び育成に関する事項

産業を活性化して吉岐を振興するために、農業、水産業においては、認定農業者や認定漁業者等の確保・育成に努めるとともに、島外からのU・J・Iターン就業希望者に対する支援を行う。

また、地場産業の後継者、起業者を支援し、伝統産業の保存継承を推進するとともに、商店の人材、後継者の育成を商工会等と連携して推進する。

観光においては、体験インストラクターや観光ガイドの確保・育成に努める。

さらに、地域のニーズに応じて、地域おこし協力隊などの制度を利用し外部人材の活用に努めるとともに、空き家の活用等により人材の確保及び育成のための条件整備を図る。

## 1.5 その他離島の振興に関し必要な事項

豊かさを実感できるしまづくりを実現するためには、しまづくりの担い手として、壱岐の住民・NPOや地域づくり団体等の各種団体・産業界・教育界・行政がそれぞれの役割を認識し、多様な関わり合いの中で、個性的で主体的なしまづくりに取り組んでいく必要がある。

このため、地域のまちづくり活動を活性化し、ふれあいとぬくもりのある地域づくりのための事業を実施するとともに、これらの活動のネットワークづくり・リーダーの育成を進める。また、住民の意思をより一層行政に反映させ、行政に対する住民の理解が深められるよう広報・広聴活動を充実させ、情報公開制度の確立に努めるなど住民参加のまちづくりを推進する。

また、人権擁護対策を強化し、男女共同参画社会の実現に努め、全ての住民にとって穏やかで平和な社会を築く。

地方分権、少子高齢化、広域的な行政課題に対応するため、行財政基盤の強化、効率的な財政運営を推進する。





## 五島列島地域振興計画



## 五島列島地域振興計画

### 1 地域の概況

#### (1) 概要

五島列島地域は九州の最西端に位置し、長崎港から西へ五島灘を隔て約100kmの海上に、129の島々が西南から北東へ、約150km(含む男女群島)にわたって連なっている。

行政区域は、市町村合併によって、平成16年8月1日にそれぞれ誕生した五島市(下五島地域)と新上五島町(上五島地域)の1市1町からなる。

上五島地域は、五島列島の北部、中通島・若松島など7つの有人島と60の無人島から構成されており、人口は22,074人、面積は213.98km<sup>2</sup>である。

下五島地域は、五島列島の南西部、福江島・奈留島・久賀島など11の有人島と51の無人島から構成されており、人口は40,622人、面積は420.87km<sup>2</sup>である。

五島列島地域は、比較的平坦な福江島を除いて、地形は極めて複雑で、海岸線は屈曲に富んでいて、海と山が織りなす美しい自然景観により西海国立公園に指定されている。また、ヤブツバキが多く自生する日本有数の椿の島である。

気候は、対馬暖流の影響を受けて温暖な海洋性気候である。

東シナ海を隔てて中国大陸と接する本地域は、奈良・平安時代に、遣唐使船の日本最後の寄港地となるなど、大陸交流の拠点となった。また、江戸時代には、キリシタンが新天地を求めて移住した地でもある。このような歴史のなかで、地域内には教会や寺社をはじめとして多くの歴史的、文化的遺産が残っていて、様々な郷土芸能や伝統行事等が継承され、独特の地域文化を形成している。

#### (2) 交通

本土間航路については、フェリーが有川～佐世保間、福江～奈留～奈良尾～長崎間、福江～若松～青方～博多間に、ジェットfoilが福江～奈良尾～長崎間に、高速船が有川～佐世保、鯛ノ浦～長崎間に運航中である。

空路については、福江空港～長崎空港間、福江空港～福岡空港間にプロペラ機が運航している。

#### (3) 産業・交流

五島列島地域の就業人口は、平成22年の国勢調査によると第1次産業の割合が14.7%で長崎県全体の7.9%を大きく上回っているものの、その割合は減少傾向にある。また、第2次産業も13.9%（長崎県19.5%）と減少傾向にある一方で、第3次産業は70.4%（長崎県69.2%）と増加傾向にあり、従来の農業・水産業主導型の産業構造から第3次産業へ移行している。

水産業については、西日本有数の漁場で、まき網、一本釣、曳縄、刺し網等の漁船漁業や定置網漁業、魚類・貝類等の養殖業が営まれているが、漁獲量の減少・輸入魚の増加等による魚価の低迷や燃油価格の高騰等による経費増大のため漁家の経営は厳しい状況にある。

農業については、下五島地域では比較的平坦地が多く、水産業に次ぐ主要産業であり、肉用牛、豚、葉たばこ、米を基幹作物とし、野菜、茶も増加している。上五島地域は、平坦地に乏しいため、自給的農家が大半を占めている。

工業においては、豊富な水産品を原料とする蒲鉾等の練り製品や干物といった水産加工品などの加工食品や、建設資材などが主な製造品となっている。また、伝統的な産品として、あご製品、五島手延うどん、かんころ餅、椿油等各種椿製品、サンゴ工芸品などがあるが、経営の安定化と販路の拡大が課題となっている。

商業は、交通・通信網の整備や大型店の出店等により消費構造が大きく変化する中で、小規模な商店がほとんどである本地域において、消費の流出を食い止めるとともに、観光産業振興等による島外消費者の流入を図ることが課題となっている。

五島列島地域は、美しい自然景観と、遣唐使やキリシタンの歴史など数多くの歴史・文化遺産に恵まれていて、観光産業は水産業、農業に並ぶ本地域の基幹産業となっているが、離島という地理的条件による旅行運賃の割高感もあり、観光客数は近年、おおむね横ばいで推移している。

交流拡大に向けた取組として、上五島地域の「トライアスロンイン上五島」、下五島地域の「五島長崎国際トライアスロン大会」などスポーツを活かした交流の推進や、恵まれた自然環境や素材を活用した滞在交流型観光の充実、教会巡りなど韓国をはじめとした東アジア地域との交流にも力を入れているところである。

また、五島～長崎航路のフェリーが約30年ぶりに新造され（平成23年4月「万葉」、平成24年12月「椿」就航）就航に併せて五島～長崎航路のフェリー及びジェットフォイルの運賃が2割値下げされており、交流人口拡大に向けた好材料となっている。

さらに、現在、本地域では「長崎県EV・PHVタウン構想」の主要プロジェクトとしてEV（電気自動車）等とITS（高度道路交通シス

テム)が連動した未来型ドライブ観光システムの構築に取り組んでいて、これらを観光産業の振興にもつなげようとしているところである。

## 2 離島振興の基本的方針

五島列島地域の振興に向けては、五島列島全体の広域的な視点に立って、総合的な交通体系の整備、地域情報基盤の整備、基幹産業である水産業や農林業をはじめとする各産業の振興、交流人口増大へ向けた取組、生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実など、格差のない均衡ある発展を目指していく。

また、同時に上五島地域、下五島地域がそれぞれの特性を活かしたまちづくりを進め、目指すべき姿を実現するための具体的な方策との整合性を図っていく。

このため、離島振興の基本的方針については、五島列島地域全体の振興方針を定め、共通する課題に連携して取り組んでいくとともに、地域ごとの取組として、上五島地域、下五島地域それぞれの地域の特長を活かした取組を掲げていく。

### (1) 五島列島地域全体

#### 優れた地域資源を活かした活力あるしまづくり

五島列島地域には、「椿」「教会」など豊かな自然、優れた歴史的文化的資産とともに、新鮮な魚介類、野菜、五島牛、五島豚、椿油、五島手延うどん等多くの魅力的な物産資源を有している。これらの地域資源を最大限に活用し、農林水産業や観光等の産業振興による雇用の確保並びに交流人口の拡大を図っていく。

特に、本地域に自生する椿の本数は推定約900万本と日本一を誇る規模であり、椿油の生産量でも、過去10年間に4度日本一となっている。この地域資源である「椿」を地域振興に最大限に活かすため、「椿による五島列島活性化特区」として指定を受けた国の総合特別区域制度を活用し、地場産業の振興や観光産業の振興、雇用の創出を目指す。

また、五島に住む方々の思いを活かし、地域が一体となって地域づくりやコミュニティの活性化に取り組んでいくとともに、「安全・安心のまちづくり」のための社会基盤整備を積極的に推進する。

#### 豊かな自然環境を活かしたエコのしまづくり

本地域では、EV(電気自動車)の導入など地球環境にやさしい「エコアイランド五島」の取組が進められている。

その一つとして、世界遺産候補を有する本地域において、「長崎県E

「V・PHVタウン構想」の主要プロジェクトとして、EV等とITS（高度道路情報システム）が連動した未来型ドライブ観光システムの構築や、EVとエネルギーシステムが連携したエコアイランドの実現を目指すプロジェクトが行われている。こうした取組により、他地域に先駆けてEVが普及した社会システムを創造し、交流人口の拡大、地場産業の振興等を図っていく。

また、五島市椏島周辺では、系統連係した浮体式洋上風力発電施設としては国内初の「浮体式洋上風力発電実証事業」が国により行われており、今後、こうした海洋エネルギー発電など五島列島地域の自然環境を活用した再生可能エネルギーの利用促進の動きを地域振興につなげるよう取り組んでいく。

### **独自の歴史・文化的資産を活かした魅力あるしまづくり**

本地域は、東アジアと地理的・歴史的にも非常に身近な関係があることから、東アジアをターゲットにした観光客誘致に取り組む。

また、遣唐使など大陸との交流の歴史を物語る寺社や、世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の旧五輪教会堂、江上天主堂、頭ヶ島天主堂をはじめ島に点在する教会堂など、島の歴史と暮らしが創った貴重な資産を大切に保存・継承するとともに、これらを地域資源として活かしていく。

## **（２）地域ごとの取組**

### **上五島地域（新上五島町）**

#### **ア．基本理念**

上五島地域は、紺碧の海や椿林などの豊かな自然に恵まれ、水産業を中心として、水産加工や五島手延うどん、椿油製品製造などの地場産業で発展してきた。また、遣唐使など大陸との交流の歴史を残す遺跡・神社や29を数えるカトリック教会など、特色ある歴史と文化遺産を有している。

今後、これら地域の魅力を活かした滞在交流型観光での交流人口の拡大を図るとともに、地産地消による島内経済の循環、環境対策、伝統文化・芸能の継承などにより、地域の活性化を図っていく。また、子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに合った生活環境や医療・福祉の充実、雇用機会の拡充、地方分権時代への対応など、生活の質の向上と自立を目指し、すべての人が住みよいまちづくりを目指す。

以上のような考え方から、上五島地域の離島振興の基本理念を次のよ

うに定めるものとする。

## つばき香り豊かな海と歴史文化を育む自立するしま

### イ．基本的方向性

#### にぎわいを創る地域交流の促進

地域の自然や歴史を活かした観光資源の開発・充実・連携を図るとともに、多様な観光ニーズや外国人観光客にも対応できる人材育成やシステムづくりに取り組む。こうした取組の推進及び住民生活と円滑な経済活動のためには、人や物がスムーズに移動できることが重要であり、そのための道路網や港湾・漁港施設の整備を進めるとともに、地域間の人的ネットワークづくり、バス路線や航路の充実・確保と運賃の低廉化のための取組を進める。

さらに、グローバル社会に対応するためには、情報インフラの整備に加え、外国との交流や国際社会に貢献できる人材の育成・確保が必要であり、それに必要な学習環境の整備等に努める。

#### 安全、便利、快適な生活環境づくり

地球温暖化防止対策の取組、資源循環型社会の推進など地球に優しい環境衛生システムの構築を図るとともに、地域特性に合うエネルギーの利用に努めるなどエコアイランドとしてのまちづくりを進める。

快適な生活環境づくりには、多様化する居住ニーズにあう公営住宅の供給が必要であり、また、増加傾向にある空き家の有効活用や周辺環境に悪影響を及ぼす廃屋対策、地域コミュニティなどの場となる公園・緑地の整備も進めるなど、人口定住促進のための住環境整備に努めるとともに、安全性の高い水質管理を行い、水源の確保や老朽施設の更新等を計画的に進め、安全で良質な水の安定供給にも努める。

安全確保については、各種防災対策施設整備やハザードマップ作成などを推進するほか、住民に対する防災・防犯・交通安全に関する適切な情報を提供し、防災等に対する意識の向上を図るとともに、災害・犯罪・交通事故等を未然に防ぐための基盤整備に取り組む。

#### 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実

健康で安心して暮らせる社会づくりのためには、保健サービスや相談機関の充実を図るとともに、医療体制の整備と、住民一人ひとりが互いに支えあい協調しあう地域福祉社会の形成が重要であり、関係機関が連

携を密にして各種取組を推進できるよう環境整備に努める。

少子化が急速に進展する中、共働き家庭やひとり親家庭等も増加傾向にあり、育児不安の増大、家族や地域の子育て機能の低下など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に対応できる総合的な子育て支援システムを確立し、子どもを生き育てる環境づくりを進める。

また、急速な高齢化の進展に対応できる環境の整備や必要な各種サービス等の充実を図るとともに、増加傾向にある障害者が住みなれた地域や家庭で快適な生活が送れるよう必要な環境整備に努め、社会参加を促す施策を展開する。

### **自立する産業の育成、雇用の確保**

水産業、農林業、商工業の振興により、就業機会の拡大・定住促進を図る。

上五島地域の基幹産業である水産業については、水産資源の維持・増大のための栽培漁業や資源管理型漁業、水産加工業を推進するとともに、漁家の経営安定や後継者の育成・確保のための各種施策に取り組み、恵まれた漁場や新鮮で高品質の魚の魅力を活かした漁業の振興を図る。

農業については、農業生産基盤が零細で条件不利地であることを踏まえ、地産地消を基本とし、意欲の高い農業者に対しては、島外出荷用作物づくりの推進や新規作物の研究・導入を図る。

林業については、人工林の利用間伐を進め、島内外への木材出荷を拡大する。また、椿油の増産のための森林整備を行うとともに、森林の持つ公益的機能の増進を図る。

商工業については、商工会と連携しながら、地域商業の活性化や既存工業の振興、地域資源を活かした加工業の育成・強化、先端技術や情報を活かした新しい企業づくりを進めるとともに、食品産業や地域内産業と農林水産業者との連携を促進し、6次産業の育成・強化に努める。

### **しまの誇り・文化の育成**

次代を担う人材の育成のため、幼児教育、学校教育を通じて、必要な環境の整備や教職員の資質向上等に取り組む。

また、住民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、生涯学習やスポーツ・レクリエーションへの関心が高まっている。こうした動きに対応した施設の整備・充実に努め、地域での幅広い世代の交流を図るとともに、地域が有する貴重な有形・無形の伝統文化を保存・継承する施策の充実に取り組む。



## 参加と行動による協働のまちづくり

厳しい財政状況の中で、行政組織見直しによるスリム化、定員管理の適正化を図りながら、町職員の質の向上と行政の効率化に努め、良質な行政サービスを提供する。併せて、情報公開をさらに促進し、まちづくりの主役は住民であるとの理念のもと住民の声を広く集め、住民、NPO法人やまちおこし団体などと行政が連携を密にして、魅力あるまちづくりを進める。

また、女性の社会参加が進み、男女平等についての意識改革が定着しつつあるが、依然として職場・家庭・地域における固定的な性的役割分担が根強く残っている現状を踏まえ、男女が性別にとらわれず、対等な社会の構成員として、自分らしい生き方ができる社会づくりのための施策を進める。

## 下五島地域（五島市）

### ア．基本理念

下五島地域は、青い美しい海と緑豊かな自然環境に恵まれ、この豊かな資源を活かした農業や水産業とともに発展してきた。しかし、現在、離島という厳しい環境の中で、公共事業の減少、農林水産業の低迷などによる雇用の場の縮小、また集落の過疎化、人口減少が続き、地域活力が低下している。

一方、遣唐使など大陸との交流拠点としての歴史とともに、教会や寺社などの文化遺産を有し、これらは、豊かな自然環境と併せて地域の魅力を高め、交流を促進させてきた。このような魅力ある豊富な地域資源を有している下五島地域は、今後、個性の一つである海に囲まれた海洋都市としての魅力や椿をはじめとした豊かな地域資源を最大限に活用し、農林水産業をはじめ、各種産業の振興や再生可能エネルギーの活用など、地域における創意工夫を生かしつつ、人口の著しい減少の防止並びに定住の促進に努める必要がある。

また、地域経済の振興につながる様々な施策を展開していくことにより、すべての人が、五島のすばらしさを実感し、夢を持ちやすさのある暮らしを送ることができる地域づくりを目指していく。

そして将来を担う子どもたちに誇りを持って引き継いでいけるまちを実現する。

以上のような考え方から、下五島地域の離島振興の基本理念を次のように定めるものとする。

## しまの豊かさを創造する海洋都市

### イ．基本的方向性

#### 市の内外を連携する交通・情報ネットワークの整備

市民や観光客の市内外への行き来が容易になることを目指し、交通機関の利用料金の低廉化や生活道路の整備、バス路線の運行形態の見直しなど市内外の交通環境の充実に向けた取組を進めていく。また、様々な情報を容易に入手でき、多様な手段で情報発信ができる情報ネットワークの充実のために、保健、福祉、医療の福祉サービスや生活環境の情報提供、ケーブルテレビの自主放送の充実など、情報通信基盤を活用した新たなライフスタイルの支援に取り組む。

#### 個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり

自然環境の維持保全、安全で生活しやすい空間の構築を目指し、不法投棄の防止活動やリサイクル体制の確立など自然と共生した安全快適な生活環境づくりを進めていく。また、各種防災対策施設整備やハザードマップ作成を推進するなどの自然災害に備えた防災対策の強化、消防力・救急力の充実、交通安全対策の推進や防犯対策など、安全なまちづくりへの取組を行う。

#### すべての人々が安心して住めるまちづくり

すべての人々が心身ともに健康を維持し、安心したやすらぎのある生活をおくることができる社会の実現のため、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病や要介護状態とならないための予防の推進に努めていく。また、次世代を担う子どもたちを育てるための支援の充実や高齢者や障害者が安心して暮らせるよう地域住民による高齢者の集いの場の運営やお互いの声かけ、近所の見守りなど、地域全体で支える体制を充実し、可能な限り自立した生活を送ることができるまちづくりを進めていく。

#### しまの多様な文化やスポーツを通して人が輝く社会づくり

多くの市民が教育・文化活動に生き生きと参加し、異なる世代間や他の地域の人々と交流することは、生きがいづくりや、自己実現につながる。このため、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、国際交流活動などそれぞれの世代が生きがいを持って暮らし、学び、働き、余暇を楽しむことができる環境づくりを進めていく。

また、児童生徒が、生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく力を養うため、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図り、「生きる力」を育む、特色ある学校づくりを進めていく。

### **地域の特性を活かした自立的な産業の育成**

地域の特性を活かした産業が拡大し、生産額等が増加するとともに、多様な産業の魅力が向上し、若者の島内定着やU・Iターン等による就業者が増えることを目指し、地域に根付いた産業の活性化やITの積極的な導入、農林水産業と観光の連携など五島らしさを活かすことができる産業育成に、市民、行政が一体となり取り組んでいく。

また、自立した産業の振興を進めていくためには、豊かな資源を活かした農林水産業の振興や観光の振興が重要であり、農林業については、生産基盤の整備や特産品のブランド化、地産地消などの取組、水産業については、漁場の整備・保全、資源管理型漁業、特産品のブランド化、地産地消などの取組、観光については、おもてなしのできる人材の育成、地域資源を活かした観光ルートづくりなどの取組を進めていく。

### **市民と行政の連携による新しい市の創造**

市民が積極的に市政に参加できる環境を整え、市民と行政との対話を通して、市民・地域主体のまちづくりを推進することで、住民自治・地方自治が進んだ市民が主役の行政運営を実現していく。また、財政運営の効率化、限られた財源の中で効果的で高度な行政サービスを提供することを目指し、市民と行政の役割分担を明確にし、市民協働によるまちづくりを進めるとともに、事務事業の見直しや民間委託推進などの行政改革を推進し、効率的な行政運営を実現する。

### 3 計画の内容

#### 上五島地域（新上五島町）

##### （１）交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

海上交通については、住民の経済的負担の軽減、利便性の向上はもとより、観光客などの交流人口の拡大等を目指し、航路の高速化、サービス改善、ダイヤの維持改善、高就航率の船舶導入、安定的な料金低廉化などを交通事業者に働きかけるとともに、港湾・漁港の整備に努め、利便性及び安全性の充実・確保に努める。

空路については、現在、定期便の運航はないものの、民間機の離着陸や自衛隊の訓練等で利用されている上五島空港について、今後、チャーター便の利用や災害時の緊急搬送などでの利用も考えられることから、引き続き、空港機能を維持しつつ、更なる活用策の検討に努める。

島内交通については、地域の拠点を結ぶ国県道や、地域の発展や産業の振興に資する町道や農林道の整備に努めるとともに、歩道の整備や交通安全施設の設置にも努め、安全な道路づくりを進める。

島内バス路線については、運行回数の確保、運行路線の見直しなど、維持改善に努めるとともに、観光地としてのイメージづくりの観点から、周囲の景観に調和する待合所建設の促進と維持管理に努める。

情報通信網等の整備として、光ファイバー及び無線LANによるネットワークを活用して、新上五島町内の各種情報通信格差是正に取り組み、町と本土間高速通信インフラ確保に努め、安定したブロードバンド環境の構築・整備を図るとともに、地域住民が各種情報の受発信を容易にできるよう、情報リテラシー（情報活用能力）を高めるための学習環境の構築と人材の育成を図る。また、地上デジタル放送の安定的な視聴ができるよう町内テレビ中継局の充実、テレビ共同受信施設組合の支援に努める。行政の情報化については、情報通信基盤を活用したクラウド活用を推進し、従来の業務のあり方を見直して行政の簡素化・効率化や透明性の向上など自治体の業務改革を推進し、それにより住民サービス・利便性の向上を図る。

物資の流通について、離島航路は、住民の日常生活はもとより経済活動の基盤となっており、特に、輸送コストの本土との格差は、農林水産業をはじめとした地場産業の競争力を低下させる要因ともなっているため、国、県、町が連携して、こうした不利条件の解消、格差の是正を図るための施策に取り組む。

## (2) 産業振興等に関する事項

水産業については、担い手の減少や就業者の高齢化が進む中、持続的漁業生産と漁村の活力維持を図るため、新規就業者への総合的な支援を行い、将来につなぐ漁業の担い手としての育成強化を図る。

漁場環境の調査・改善や栽培漁業を計画的・効率的に推進するとともに、稚貝・稚魚の棲み場である藻場の回復・造成に努め、稚魚の放流など漁業者自らの取組による資源管理型漁業を推進する。また、マグロやマハタなど新しい魚種の導入による複合型養殖業への転換と新技術の開発・導入を促進し、持続的、安定的な養殖業を育成する。

これら漁業者の資本装備の高度化や経営の近代化を図るため、共同利用施設整備の支援や諸融資制度の活用を促進するほか、漁業協同組合の組織・機能の強化による漁業者の経営基盤の安定と生産活動の活性化を促進するとともに、作業の効率化や安全性の確保等に配慮した漁港施設の整備と漁業集落環境の改善にむけた施設整備に取り組む。

農業については、後継者、新規就農希望者、他産業の定年退職者等、多種多様な人々を農業従事者の対象者として位置づけ、JA、生産組織、地域、行政等が一体となって掘り起しを行い、実践や研修活動を通じて担い手の育成・確保に努める。

また、農作業体験、季節料理、祭りなど、その地域に根付いた活動を農家や民宿を通じて体験する仕組みづくりを推進し、都市住民との交流を進める。

耕作放棄地の発生防止や解消を図るため、意欲の高い農業者等による復旧・解消活動への支援を通じて、担い手への利用集積による農業支援を推進するとともに、飼料作物や甘しょ等の作付け拡大など、地域の実態に即した取組を行い農地の保全と有効利用に努める。

農道等の農業用施設の整備・維持管理、農地の集積、近代化施設の整備、機械化による農作業の効率化を推進し、安全で安心な地場製品の生産性の向上を図り、「地産地消」を基本として、給食センターなどの大口消費先との連携強化を図るとともに、島外出荷用作物づくりの推進や新規作物の研究・導入を図り、農業の振興を進める。

イノシシやシカなど有害鳥獣対策については、農作物の被害防止対策に取り組み、捕獲した有害鳥獣の有効利用を促進する。

肉用牛については、優良雌牛群の整備による繁殖能力の向上及び飼養技術等の向上による付加価値の高い子牛生産と増頭や低コスト生産によって経営の安定化を図る。同時に伝染病予防対策や発生時の危機管理について、国、県、町が連携して体制の強化を図る。

林業については、木材生産を着実に進めるとともに、木質バイオマス

資源としての利活用を進める。さらに、水資源の涵養・防災・健康増進・水産資源に対する環境保全など、森林の持つ多種多様な公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備と林道等路網整備を促進する。また、町の花木であり、町内に自生する椿を活用した産業の振興につなげるため、椿林管理と作業道の整備を実施するほか、農地として活用が見込めない耕作放棄地や山林・原野等に椿の植栽を行い、景観美化や椿油の増産に取り組む。

商工業については、地域に密着した誰もが楽しみながら買物できる商業環境づくりや、高齢化など地域の実情に即した宅配等の顧客サービスの促進を支援する。

商工会との連携を密にし、経営基盤の強化や魅力ある商店街づくりに伴う融資や制度資金の活用を進めるとともに、後継者の指導・育成を図る。

各産業間の連携を強化し、観光とタイアップした産業の振興、特産品の研究開発、販路拡大などによる上五島ブランド化を推進する。また、既存企業の支援と併せて、ICT産業(情報通信技術)や起業家の支援、6次産業化の推進に努める。

### **(3) 就業の促進に関する事項**

商工会の活動を強化し、関係機関と連携しながら、起業家育成に必要な研究開発支援、研修など包括的メニューを充実する。

「つばき産業振興計画～つばきアイランドプラン～」及び「椿による五島列島活性化特区」による計画に基づき、住民との協働によるつばき関連事業を展開し、観光事業に活用するとともに、椿製品の生産増大・販売促進を通じて、就業機会の創出と地域経済の活性化を図る。

五島手延うどんのさらなるブランド力の向上と全国的な知名度アップを図るとともに、新たな特産品等の開発を支援し、島内経済の活性化、就業機会の創出を目指す。

### **(4) 生活環境の整備に関する事項**

上五島地域は、広い範囲を西海国立公園に指定され、また、若松瀬戸の一部は海域公園地区に指定されている。美しく豊かな自然環境は、農林水産業や観光業などの重要な資源であり、環境に配慮した下水処理の充実や海岸清掃など住民活動と一体となった自然環境の保全に努める。

ごみの分別収集の徹底やマイバッグ運動の推進によるレジ袋の削減、家庭から出る生ごみの減量化など、身近なところから資源循環型の地域社会を目指す。

住環境については、老朽化した公営住宅の改修・建替えなど、住宅困窮者に対して低廉良質で、かつ若者から高齢者、障害のある方にも安心して生活できる住宅の供給を推進する。また、空き家等を有効活用し、Ｉターン希望者等の受け入れ体制の充実を図る。

さらに、高齢者や障害者等の活動を支え、すべての人が安全で安心して暮らせるよう住宅や住環境のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、土地利用計画や道路建設計画等の関連施策との連携を図りながら、地域の特性を活かした魅力ある生活空間の確保に努める。

また、行政、警察、住民との連携強化を図りながら、住民の防犯意識と地域ぐるみの防犯体制の強化に努め、防犯灯や街路灯の設置に対する支援など、防犯に対する環境整備に取り組む。

水道施設については、水源における水質の監視体制の強化に努めるとともに、高度な水質基準を保つため、ダムの水質改善や浄水施設の整備に取り組む。また、渇水や将来の水需要に対応するため、水源施設の維持確保に努め、老朽化した施設の合理的・効率的な更新事業により、給水コストの縮減に努める。

#### **( 5 ) 医療の確保等に関する事項**

誰もが安心して医療を受けられるよう、平成 21 年 6 月に策定した「新上五島医療再編実施計画」をもとに、医師をはじめとする必要な医療スタッフの確保を図るとともに、訪問看護や医療機関における役割分担など、医療提供体制の充実を図る。

離島医療・救急医療支援システムを活用し、専門医の診断・治療が必要な救急患者などについて、国立病院機構長崎医療センター等への遠隔診断による医療支援の要請や、ヘリコプターによる救急搬送等を行うなど離島医療の充実向上を図る。また、がん検診支援システム等を追加するなど、住民の健康に寄与するシステムの構築に努める。

健康管理については、疾病の予防や早期発見のため、関係機関と連携を密にし、特定健診・各種がん検診受診を奨励し、受診者の増加に努める。

また、健康（運動・食育）知識の普及をはじめ、生活習慣の改善に取り組む健康指導、心の健康づくりや感染症等に対応するための啓発活動など、医療機関と連携を図りながら健康づくりに関する施策を展開する。

#### **( 6 ) 介護サービスの確保等に関する事項**

各種福祉サービスの周知を徹底するとともに、介護者の相談等を包括

的に支援するため、地域包括支援センターの充実に努める。また、介護保険制度の効率的な運用を図り、在宅福祉事業、地域支援事業の充実、介護予防に努める。さらに、寝たきりやひとり暮らしの高齢者などが安心して暮らせる独居老人等安否確認ネットワークの構築に努める。

民間移譲した養護老人ホームをはじめ、民間活力の導入も視野に入れた生活支援ハウス、福祉センター等の効率的な運営を図り、高齢者が地域において安心して暮らすことができる環境整備に努める。また、福祉サービスの量的・質的整備を進めるため、福祉体制を担う人材育成に努める。

### (7) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を見守り・支援するネットワークを整備する。また、高齢者の生きがいと健康づくりのために地域ミニ・デイサービス及び転倒予防教室の普及拡大と継続支援を行う。さらには、高齢者のための様々な生涯学習について情報提供を行い、生きがい学習としての環境の整備を図るとともに、高齢者の経験や知識・技能を活かすシルバー人材センターの活性化やPRを支援する。

子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもを安心して育てる環境をつくるため、子育て支援センターを中心に児童館等と連携を図りながら、ボランティアの参加を積極的に促し、地域ぐるみで子育て支援及び児童の健全育成に取り組む。

保育所については、幼稚園も含めて統廃合や入所定員について検討するとともに、延長保育、障害児保育等、多様なニーズに対応し、より充実した保育サービスを実現するために、保育士の資質の向上、保育施設の整備促進に努める。また、療育支援については、こども発達センター及び保育所の障害児保育と連携を図り、町全体の支援体制の整備促進に努める。

障害者福祉については、心身障害の早期発見や早期療育のため、母子保健対策の充実に努める。また、地域において障害者が自立した生活を営むため、各種障害福祉サービスの基盤整備に加え、障害者本人がサービスを選択し利用することができる相談支援体制の充実・強化を図る。さらに、地域社会全体が障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、今後地域社会における障害者福祉活動の支援を積極的に行う。

なお、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、民間業者等にも協力を得ながら、すべての人が安全に利用できる施設整備を促進するとともに、住民ボランティア活動への参加促進と地域における身近な福祉活動への支援を行う。



## ( 8 ) 教育及び文化の振興に関する事項

「新上五島町教育振興基本計画」に基づき、新しい時代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つための環境整備を計画的に進める。

幼児教育については、幼児期の特性や幼児の個性を踏まえた学習環境の充実を図るため、計画的な職員研修を実施して、職員の資質及び指導力の向上に努め、認定こども園への移行を視野に入れた町内の保育所・幼稚園の統廃合を検討する。また、老朽化した施設を改修するなどの環境整備を推進する。

学校教育については、過疎化による児童生徒数の推移に対応した学校の再編成を図り、教育水準を維持向上させるため、通学の利便性確保及び年次計画に沿った各教育施設の整備促進を図るとともに、国際感覚の習得や情報化社会に対応した基礎知識を身につけるため、外国語教育や情報化に対応したICT環境の整備に努める。また、学校図書館図書標準の達成及び設備充実を計画的に進める。さらに、ふるさと体験学習や環境学習、高齢者との交流、地域ボランティア活動等への参加を通して、郷土への理解を深め豊かな心と個性を伸ばす教育の充実を図る。

校舎や体育館等学校施設は、「学校施設整備基本方針」に沿った施設整備に取り組み、遅れが指摘されている耐震化を推進するとともに、施設の改修・改築を積極的に推進し、教育環境の向上に努める。また、老朽化した教職員住宅の計画的な改修・改築により教職員の快適な住環境を確保し、老朽化が著しい物件については、安全性を考慮し計画的な解体に努める。

いじめや児童虐待等の問題に対応するため、学校、家庭、地域のネットワークを構築し、いじめの防止及び早期発見に努め、児童生徒や保護者への相談・指導活動の強化を図る。

高校・高等教育については、奨学資金制度の効果的な運用を図り、高校・高等教育への就学を支援する。

生涯学習については、生涯学習の拠点として公民館を整備拡充し、住民が集う場の充実に努めるとともに、学んだことを活かせる場を提供し、主体的な活動のできる生涯学習ボランティアの育成に努める。また、学校の地域学習支援、地域での生涯学習活動の推進や地域性を考慮した出前講座を開講するとともに、学習効果の発表の場としての文化発表会など広域的な交流機会の提供に努める。

生涯学習機会の増大のため、各年齢層のニーズを的確にとらえた生涯学習プログラムの提供、特色のある公民館講座等を開催し、自主活動グループを増やし、地域の活性化に努める。また、読書ボランティア協力のもと住民の読書活動を積極的に支援していくとともに、町内図書館ネ

ネットワークの活用などにより住民が利用しやすい図書館づくりを推進する。

スポーツ・レクリエーションの充実については、体育・スポーツの生活化と競技力の向上を図るため、施設設備の充実や指導者の養成確保に努めるとともに、誰もがスポーツに親しむ機会を提供し、住民の健康・体力の保持増進と心ふれあう地域社会づくりを進める。また、スポーツ・レクリエーションへの関心の高まりに対応するため、既存施設の改修や学校体育施設等の積極的な活用を促進し、スポーツ団体等の活動の場の拡充に努めるとともに、交流大会・広域的な交流イベントへの積極的な参加など、スポーツを通じた地域間交流の促進に努める。

伝統文化の保存・継承については、住民が伝統文化に接する機会を拡大し、豊かな文化を感じとり、ふるさと新上五島町の伝統・文化を誇りに思い、継承していくような環境の整備を図る。

文化活動の支援については、文化協会を中心に住民が芸術・文化に接する機会を拡大し、文化活動に対する意識や関心の高揚に努めるとともに、文化活動団体の発表、主催事業を支援し自主的活動ができる団体の育成を図る。

文化財保護については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指し、文化財としての適正な保存活動に努めるとともに、火災等の災害から文化財を保護するための体制を整える。また、地域の歴史や文化資源の調査・研究を行い、その文化的価値を明らかにするとともに適切な保存に努め、さらに、文化財の展示のあり方や活用方法について検討する。

## ( 9 ) 観光の開発に関する事項

地域産業と協調・連携したブルー・ツーリズム、エコツーリズムなど自然豊かな地域の特性を活かした自然体験型交流促進事業を展開するとともに、「長崎EV&ITSプロジェクト」による未来型ドライブ観光の推進と運営の充実に努め、交流人口の増大を図る。

五島手延うどんの製法伝承や各種体験交流を目的とした施設やメニューの充実、教会巡りやグルメツアー、温泉等の目的別に対応する観光商品の開発により、修学旅行生をはじめ観光客の誘致を目指す。

また、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けた巡礼ガイドの拡充、おもてなしのしまづくりなどの受入環境整備を図る。さらに、多様な観光ニーズに応えるため、外国語も話せる観光ガイドやインストラクターなどの観光人材の育成強化を図るとともに、魅力的な観光地であることを国内外にアピールし、より多くの観光客を誘致でき

るよう、情報発信機能の充実を図る。

### **( 1 0 ) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項**

地域間交流については、離島体験施設や合宿施設など各種交流施設の整備・充実、イベントなどを通じた観光客等との交流促進、スポーツや文化を通じた交流活動の推進に努める。

姉妹町村をはじめ、国内の地域や学校、団体などの相互交流の体制づくりに努めるとともに、出身者や縁故者などを通じた多様な交流ネットワークの形成を目指す。また、新上五島町ふるさと応援団「上五島カンコ俱樂部」を通じて、新上五島町のサポーターを増やし、新たな交流拡大につなげていく。

国際交流の環境整備については、観光案内板などの外国語表記や、外国人来訪者に対応できるボランティア通訳などの体制づくりを進める。また、住民一人ひとりが国際社会に貢献できるよう、語学教育や生涯学習における外国語、外国異文化講座の充実などに取り組み、さらに、国際感覚を養い、文化の違いを認めあう国際的視野に立った人材の育成を目指す。

### **( 1 1 ) 自然環境の保全及び再生に関する事項**

西海国立公園に代表される豊かな自然環境の保全に努めるとともに、住民や事業所等への協力を働きかけ、クールビズ・ウォームビズやアイドリングストップ運動を推進するなど、身近なところから、地域が一体となって地球環境保全に向けて取り組む環境づくりに努める。

さらに、学校や各種団体、事業所等を対象とした環境学習機会の拡充など環境保全に関する普及啓発に努め、さらに、住民、事業所、行政などが、それぞれの役割に応じて、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルの見直しを進めることで、資源循環型社会の形成を目指す。

また、ごみの不法投棄のパトロールによりその抑制に努めるとともに、民間団体、国等と連携を図り、海岸線に繰り返し漂着する漂着物の回収処理を行うなど、しまの景観と生活環境の向上を目指す。

### **( 1 2 ) エネルギー対策に関する事項**

地球環境保全や災害等に強いエネルギー供給に向け、風力・バイオマス・太陽光・海洋エネルギー等、上五島地域の地域特性にあった再生可能エネルギーの研究・活用を推進する。併せて電気自動車に代表されるクリーンエネルギー自動車の導入を図るなど、エコアイランドとしての

取組を積極的に進める。

また、離島における石油製品の流通コストは、本土と比べて割高となっているため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等を国に要請するなど、石油製品価格の低廉化に努める。

### ( 1 3 ) 防災対策に関する事項

上五島地域は、豪雨や台風の常襲地帯であり、これまでも各種の自然災害が発生しているため、道路防災、橋梁の耐震化、急傾斜地崩壊対策や海岸の保全などの施設整備、ライフライン断絶時の迅速な災害応急対策など、災害に強いまちづくりを推進する。

また、我が国のエネルギー供給確保対策上重要な役割を担っている上五島地域の洋上石油備蓄基地について、油流出やタンカー火災等が万一発生した場合に備え、緊急連絡、応急対策等の体制を強化する。

防災対策の充実については、防災行政無線のデジタル化及び維持管理に努めるほか、防災計画に基づき、各関係機関との連携や地域防災体制・危機管理体制の強化を図る。また、災害危険箇所や避難場所の周知徹底による住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成に取り組む。

消防団組織と消防防災施設の充実については、地域を守る消防団組織を強化するため、組織の見直しや待遇の改善等を進め、団員の確保や充実に努める。また、消防ポンプや積載車の更新をはじめ、水利の拡充、消防詰所の改修など消防防災施設の整備・改修を計画的に推進し、防災力の向上に努める。

### ( 1 4 ) 人材の確保及び育成に関する事項

一人ひとりの生き方が尊重され、それぞれの学習ニーズに応じていつでも自由に学び、その結果がまちづくりに反映されるよう生涯学習機会の充実と基盤整備に取り組む。また、それぞれの地域や様々な分野で活動の中心となる人材の育成に努めるとともに、NPO法人やまちおこし団体等の育成を行い、円滑に協働事業が実施できるような環境づくりに努める。

地域の課題や情報を共有し、地域の実情にあった特色ある地域づくりを進め、継続的な活動が行えるよう地域担当職員の配置や地域リーダーの育成に取り組む。また、住民による自主的な地域づくり活動を支援する新上五島町地域活動支援事業補助金を活用してコミュニティ活動を支援する。さらに、大学との連携やＩターン者等の受け入れなどにより島外からの人材を活用するとともに、郷土人会など、地域活性化の大きな

力となる島外サポーターの増加に努める。

### ( 1 5 ) その他離島の振興に関し必要な事項

まちづくりの主役である住民と行政が連携して魅力的なまちづくりの研究・活動を行うために「島の将来を考える町民会議」を開催し、地産地消による島内経済の循環、環境対策、伝統文化・芸能の継承などによって地域を活性化し、生活の質を向上させて、人が住みよいまちを形成することを目指す。

さらに、住民の連帯感の醸成や地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「地域支え合い( I ) C T モデル事業」を展開し、住民に有益な情報を共有することにより、「人と人とのつながり」の強化を図る。

また、男女が性別にとらわれず社会の対等な構成員として、自分らしい生き方ができる社会づくりのため、男女共同参画社会へ向けた意識づくり、家庭・地域・職場における男女共同参画の推進、誰もが安心して暮らせる環境整備に取り組む。

地域において住民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費生活相談体制の充実、相談員等の人材の確保及び資質の向上に加え、消費者教育・啓発活動の推進や消費者団体等との連携の確保など消費者行政の充実・強化を図る。

## 下五島地域（五島市）

### （１）交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

本土間航路については、長崎～福江間フェリーの新船建造に伴い、運航時間の短縮や運賃の低廉化が図られ、島民の利便性が高まっている。さらなる船舶の安全な航行はもとより、船舶の快適性・高速化と運賃の安定的な低廉化並びに島内交通に配慮したダイヤ再編を運航業者に対し、働きかける。

航空路線については、長崎、福岡航空路の維持をはじめ、利用者が利用しやすい運航ダイヤの確保を働きかける。

島内交通については、住民の日常生活において、必要なバスの路線維持に努めるとともに、交通空白・不便地域を解消する運行形態について検討する。また、港湾・漁港の整備や沿岸航路の維持・確保など、利便性の向上に努める。

地域内の道路については、地域の拠点を結ぶ国県道や、地域の発展や産業の振興に資する市道や農林道の整備とともに、歩道の整備や交通安全施設の設置にも努める。また、狭小区間の拡幅など危険な区間の解消に努めるとともに、経年劣化による路面の補修や橋梁の長寿命化を図るための整備、定期的な点検を行うなど、安全な道路づくりを進める。

五島市の超高速通信回線（光ファイバー）の整備状況は、旧5町と旧福江市の一部で敷設されていて、その他の地域はケーブルインターネット、ADSL、ISDN回線である。今後は、市内全域での超高速通信回線の整備を目指し、地域の情報化を推進していく。

情報システムについては、今後、情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図る。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保するための取組を進めていく。

輸送コスト低廉化については、離島地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものであり、国、県、市が連携して離島の不利条件の解消に努め、離島の自立的発展を図るべく、本土との格差の是正、離島産品の移出増大を目指した取組などを進めていく。

### （２）産業の振興等に関する事項

農業振興については、農業をとりまく環境は、長引く景気低迷や生産資材の高騰による所得の減少、高齢化による担い手不足など依然として

厳しい状況である。

この局面を打開するため、農地の基盤整備を推進し、集積化による担い手農家の経営規模拡大や作業の効率化による所得拡大を図るとともに、永続的な農地の有効活用を促進する。

担い手不足等により発生した耕作放棄地については、ブロッコリーや高菜、麦などの土地利用型作物の作付け拡大や、肉用牛経営における省力化につながる放牧の推奨、飼料作物の作付け拡大など、地域の実情に合わせた方法で解消していく。

農業経営を圧迫している生産資材等の高騰や、農作物流通の妨げの原因である海上輸送コストについては、都市部における販路拡大やブランド化の推進による産地力の強化を図るため、輸送にかかるコスト助成を行い、本土地区農業とのハンディキャップを解消する。

併せて、化学肥料・農薬を低減した環境にやさしい農業を実現し、「安心・安全」を求める消費者ニーズに応える作物の生産を推進する。

地元農産物の地産地消については、直売所や学校、老人福祉施設、病院等での活用を推進し島内の消費拡大を図る。

担い手対策については、下五島農林総合開発公社の事業を中心に新規就農者対策に積極的に取り組み、農業後継者や認定農業者を中心とした地域農業の担い手の育成を推進する。

畜産の振興については、肉用牛の生産額が増え、畜産経営が安定するよう、新規参入者・経営規模拡大希望者の支援や優良雌牛の導入事業等を実施するとともに、ヘルパー組織による労力支援システムの構築などの推進により、生産基盤の強化を図る。また、耕作放棄地等を利用した放牧を推進することで、耕作放棄地の解消と低コスト・省力化を図る。

養豚については、人工授精等の新技術導入・定着により、生産率の向上を図り、所得向上を目指す。また、五島地鶏については、低コスト・省力化を図るとともに、飼養羽数・飼養農家の増加を目指し、島外への販路拡大につなげる。

有害鳥獣対策については、現在、罠による捕獲やワイヤーメッシュ、漁網の設置による進入防護対策を中心に行っている。今後は、鳥獣の習性を利用した防護策を講じるとともに、新しい捕獲技術の研究や捕獲に従事する者の拡大、圃場と鳥獣生活圏との緩衝帯の設置など、棲み分け対策を行い、被害の拡大を防止する。

林業の振興については、計画的に林道や林業専用道の整備を進め、低コストで効率的な木材生産の向上を図る。また、適切な森林整備により、森林の持つ機能が発揮できるよう取り組むとともに、公共施設の整備に当たっては、島内産木材の活用を図る。また、椿油の増産のため椿林管理と作業道の整備を実施し、さらに、農地として活用が見込めない耕作

放棄地や山林・原野等に樅の植栽を行い、景観美化や樅油の増産に取り組む。

水産業の振興については、海洋環境の変化等により、沿岸海域で進行している磯焼け対策を実施するとともに、増殖場の整備や沿岸域における魚礁の設置等による育成場・漁場機能の改善、向上を図る。また、種苗放流や小型魚の再放流など資源管理型漁業を推進する。

併せて、漁業就業者は、長期にわたり減少を続け、高齢化も進んでいることから、新規漁業就業者の確保と漁業を継続していくための対策を図り、人材を確保・育成し漁業生産力を維持していく。

また、燃油高騰や離島流通コスト等による漁業経費の増加や魚価の低迷等から、漁家経営はますます厳しい状況にあり、漁村地域の衰退が進んでいる。その対策として、漁業者自らが創意工夫して取り組む新しい漁法や鮮度保持技術の導入などを支援するとともに、輸送コストの軽減、販路開拓や鮮魚、水産加工品等のブランド化推進、地元加工業者との連携による6次産業化等によって魚価向上を図り、収益性の高い、安定した経営体の育成をめざしていく。

特に、マグロ養殖については、曳縄漁業による天然種苗の採捕やまき網漁業との連携による餌料の確保、地元消費の定着化など地域一体となった推進体制を維持するとともに、生産・出荷の基盤となる漁港施設の整備に努める。

漁村における体験及び交流の取組については、地域漁業や伝統漁法の体験や海浜環境を活用したふれあい体験など島外観光客の受入体制を構築し、漁村地域の活性化を図っていく。

漁港施設については、既存施設の長寿命化を図ることにより、利便性・安全性の保持を図るとともに、浮棧橋、防風柵等を整備し、高齢者等も安心して快適に働くことができるよう就労環境の向上を図り、持続的な漁業生産力を確保する。また、防波堤の整備等により災害に強い漁港漁村の形成を目指していく。

郊外大型店の出店、人口減少の影響等により、空洞化が進んでいる中心市街地については、大型店にない魅力ある商店街づくりと、核となる施設の整備を進め、商店街に来る方の増加に努める。また、商店街経営者の意識改革や後継者の育成など現状打開に向けた支援や人が集まる企画、仕掛けづくりといった取組を積極的に行い、商店街の一体的な活性化に努める。

物産振興については、これまで長年に渡り、九州、関西圏で開催してきた物産展により、五島の産品は安心・安全でしかもおいしいとの評価を得ているところである。今後は、大消費地である都市部での優良顧客の獲得を図り、新たなエリアでの販路拡大を強化し、さらなる五島ブラ



ンド化を推進する。

### **( 3 ) 就業の促進に関する事項**

企業誘致については、優遇制度の検討を図りながら、これまでの情報関連産業以外の分野にも視野を広げ、製造業等多くの雇用が見込まれる企業を中心に誘致活動を進めていく。また、誘致活動においては、関係機関との連携を強め、離島の優位性を調査、研究し、就業の促進、定住人口の拡大に努めていく。

基幹産業である第1次産業等の低迷による雇用環境が厳しい中、地域資源を活用した事業や雇用を創出する起業家に対し、必要な経費の一部を支援することにより起業しやすい環境を整備し、雇用の増大や新産業の創出を推進する。

### **( 4 ) 生活環境の整備に関する事項**

ごみ処理については、11の有人島を有している下五島地域にとってごみ処理費用は多額の経費を要するため、8分別から多種品目分別へ移行することにより、資源リサイクルの推進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会を実現する。

また、し尿処理については、2次離島の運搬手段の確保や処理施設の老朽化に伴うし尿処理施設の統合整備により、堆肥など新たなバイオマス資源としての活用を推進する。

適正な污水处理環境の整備は、環境にやさしく豊かな生活環境を目指すうえで五島市において喫緊の課題である。特に2次離島地域の污水处理人口普及率が8%と全国平均86%に比べ極端に低く、その対策として2次離島地区において、浄化槽設置整備事業の推進を図る。また、福江島においても浄化槽の優先整備地域の設定や単独浄化槽からの転換対策等を推進する。福江地区公共下水道整備事業については、将来人口の減少や社会情勢の変化に対応した事業計画の見直しを図る。

排水環境が未整備の地区については、道路排水の整備など、計画的な排水施設の整備を行う。

住宅については、良質な住環境の整備を図るため、狭小で老朽化した公営住宅の建て替えや管理戸数の見直しを進めるとともに、高齢化等に対応したバリアフリー化を推進する。

水道施設については、年々進行する人口減少、過疎化に起因し、料金収入の低迷や点在する集落への安定供給に対する維持費等が大きな負担となっている。今後は、計画的に施設の統合などコストの削減に向けた取組を行う。また、生活用水の安定供給のため、新たな水源の確保や浄

配水池の整備、老朽管布設替、配水管整備等を実施し、水道施設の充実を図る。

#### **( 5 ) 医療の確保等に関する事項**

医療の充実については、地域住民に対して、質の高い医療を提供し、安心・安全な生活の実現を図るため、中核病院である五島中央病院との連携を強化し、医療の提供に支障が出ている地区への医師派遣や高度医療機器の充実を図り、安定的な医師確保対策等に取り組む。

また、ICT（情報通信技術）を活用した医療情報の共有化については、医療機関をはじめ、保健施設、薬局など幅広い分野において、電子カルテの導入を行い、地域医療が連携するネットワークを構築することで、多受診、多投薬の防止につなげ、医療費の抑制を図る。

2次離島及び遠隔地の診療所については、常駐医の確保に努めるとともに、歯科を既存の診療所に増設するなど、無歯科医地区を解消し、医療の確保に努める。

救急医療体制については、既存の海上自衛隊ヘリ、県防災ヘリに加え、ドクターヘリの導入により救急搬送体制が確立されているが、2次離島内の搬送及び時化の場合の搬送体制が確立されていないことから、2次離島における救急患者搬送体制の構築に努める。また、救急車に救急患者の医療情報を共有化するシステムを導入し、適切な救急搬送体制の構築を図る。

産科医療機関が未設置の離島地域については、妊婦の出産にかかる交通費等を助成し、経済的な負担軽減と母子ともに健全な出産の支援を図る。

#### **( 6 ) 介護サービスの確保等に関する事項**

介護保険法施行後、介護サービスの受給者や事業所が年々増加し、サービスの利用が急速に拡大する中、サービスの質に対する要望が高まってきている。このため、介護サービスが必要な方へ、有効で効率的なサービスが提供されるよう、積極的な情報提供や提供されるサービスの評価、人材の育成・確保、事業者指導など、サービスの質の向上に努める。

また、介護サービス事業所の少ない2次離島地域においては、高齢者自立支援事業として、デイサービス事業の実施や在宅で受ける訪問介護・訪問看護等に係る事業者への船賃助成、配食サービス等を継続して行い、介護サービスの地域間格差の軽減に努める。

#### **( 7 ) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項**

五島市は、国・県に比べて高齢化が進行していて、全人口に対して65歳以上の方の占める割合が33.1%（平成24年3月末時点）に達し、今後もますます少子高齢化が進行する見込みである。このような現状を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防事業や地域のボランティア団体等が主体となって行う健康づくりへの支援など高齢者福祉施策に取り組む。また、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供できる「地域包括ケアシステム体制」及び、地域の住民、関係団体、関係機関等が相互に連携し、高齢者を見守る「地域見守り体制」の構築に向け、取組を推進する。

高齢者の生きがいづくりとして、老人クラブやシルバー人材センターへの支援を行い、高齢者が地域とのかかわりを持ち続け、生きがいのある生活ができるよう取り組んでいく。

また、高齢者が気軽にスポーツ活動を楽しみ、健康の保持増進・体力の維持などが図られるよう、スポーツ大会の開催や活動の支援に努める。

障害者福祉については、「障害者が自立して生活できるまち」を目標とし、障害福祉サービス及び相談支援など、事業の円滑な実施を図る。また、障害福祉施設（就労継続支援事業所・グループホーム・ケアホーム）の整備支援や居宅確保のための助成等を行うなど、障害者が自立して生活できるよう支援を行う。

児童福祉については、保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、相談支援体制づくり、保護者のニーズに対応した細やかな保育サービスの提供、子どもが安心して過ごせる場所づくり及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図る。

## （8）教育及び文化の振興に関する事項

学校教育の充実については、今日の教育課題を見据えた各種研究を実施し、教職員の授業力向上と児童生徒の学力向上を目指す。また、外国語指導助手（ALT）を確保し、国際教育の推進や外国文化を学ぶ機会を創出する。

特別な支援や配慮を要する子どもについては、幼稚園、小中学校への支援員の適正配置を行い、適切な教育活動を行う。

また、学校に登校できない児童生徒については、適応指導教室を引き続き開設し、指導員複数体制によりさらに支援機能を充実させる。

ICTの活用については、授業、校内研修などにおいて、利活用を円滑に進めるため、教員の活用を支援するサポート体制の確立や各学校への機器及びデジタル教材等の整備・充実を図る。

生涯学習の推進については、学習の場の確保が重要であることから、住民ニーズに対応した学習機会の提供や既存の公民館施設の利用延命化を図るための早期改修・補修を実施する。また、島外から専門的な講師を招聘するなど生涯学習の場の創設に努める。

生涯学習の拠点となる市立図書館については、施設の老朽化により早期改築が必要なことから施設・設備の整備を図り、誰もが気軽に利用でき、多様な学習機会が創出できるよう努める。

文化の振興については、市民団体による舞台発表などの開催を支援し、多くの市民が文化芸術に触れ、参加する機会を創出する。特に青少年を対象に、本物の舞台芸術等を鑑賞できる機会を創出し、市民の文化力向上に努める。また、文化施設についても、利用しやすい環境づくりに努め、併せて利用者に安心安全な施設としての整備を進める。

文化財の保護については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指し、文化財としての適正な保存活動に努めるとともに、火災等の災害から文化財を保護するための体制を整える。

また、未発掘資源の調査研究を進め、保存に努めるとともに、伝承芸能や民俗行事の記録保存など、将来にわたり継承できるような取組を進める。併せて、これらを地域資源として活用する方法を検討する。

スポーツの振興については、スポーツ・レクリエーションを核とした交流のまちづくり、しまづくりに向けて、広い年齢層に開放・利用され、様々な住民ニーズに応えられる施設の充実を図る。

また、スポーツ合宿、競技大会やレクリエーション交流活動など積極的な誘致を図るとともに、気軽に参加できる各種大会や教室等のイベントを開催する。併せて、スポーツ人口の拡大に不可欠な団体の育成と各種指導者の養成確保に努める。

## ( 9 ) 観光の開発に関する事項

観光振興については、従来の発地型観光だけではなく、地域が自分たちの持つ観光資源を活かして旅行商品の造成を行う滞在交流型観光の推進を図る。

トライアスロン大会については、年間を通して大会のPR活動等を行う。また、他地区のロング大会開催地（佐渡、皆生、宮古）との連携を図り、国内4大大会としての認知度向上と参加者の増を目指す。椿まつりについては、2020年国際ツバキ会議の開催が五島市に決定していることから、さらなる「椿の島・五島」の認知度の向上が図られるよう、イベント内容の充実や効果的な宣伝活動を行う。

また、観光ガイドの育成については、長崎県総おもてなし運動を基本

に、市内観光事業者を対象とした観光客接客研修会を開催し、まち歩きマップや滞在交流型観光商品など新たな観光コースに特化したガイドの育成を行う。

さらに、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けた巡礼ガイドの拡充も行う。

EVの活用については、「長崎EV&ITSプロジェクト」により、EVの導入や急速充電器等の関連施設が整備され、市民や観光客などへの利用が進んでいる。今後は、ITSを活用し、豊かな自然、歴史遺産などの目的地情報や観光イベント情報等がスマートフォンやEVレンタカーのカーナビから受信できる、未来型ドライブ観光システム（長崎みらいナビ）の運営の充実とそれを活用した観光振興に努めていく。

### **（１０）国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項**

国内他地域との交流については、都市部住民の小・中学生をターゲットとし、農業体験民泊などの滞在交流型観光による積極的な誘客と訪れる人が地域の人々とふれあう機会を創出するため、支所地域を中心に民泊事業を実施する農家、漁家を増やし、受入体制の強化と内容の充実を図る。また、都市住民と五島市とをつなぐコーディネーターの育成やスキルアップに努め、交流人口の増加につなげていく。

国外の地域との交流については、東アジアからの誘客をテーマに、県観光連盟等と連携を図りながら、現地説明会や現地旅行会社、マスコミへ宣伝活動等を実施する。特に韓国人観光客誘客対策として、国際交流員を配置し、文化の交流や情報発信など交流人口の拡大に向けた事業の推進を図る。

また、外国人観光客にとって障害となっている言葉の問題を解消するため、看板、標識、案内板、パンフレット、インターネットを多言語表示への改善し、外国人観光客の受入れ環境の整備・向上を図る。

### **（１１）自然環境の保全及び再生に関する事項**

西海国立公園に代表される豊かな自然と景観の保全については、自然環境への配慮や生物の多様性確保など、自然のシステムにかなった海域や土地の利用を推進することで、豊かな資源を後世へ引き継ぐ。

不法投棄対策として、投棄ごみの撤去や監視パトロールを実施することにより、生活環境や自然環境、さらに観光資源としての景観を守る。

繰り返し漂着する漂流・漂着ごみは、主な発生源が外国であり原因を断つことが困難であることから、継続的な回収作業の実施が必要である。

一方で、今後も人口減少、集落の過疎化など地域住民の力が弱まって

いく中で回収、処理等にかかる負担が恒久的に生じていることから、国、県、市が連携した対応策を検討するなど、良好な景観及び環境の保全に努める。

また、放置漁船対策として実証試験等による効率的な処理方法を検討し、将来的に多数発生するFRP廃船漁船の対応を図り、漁村地域の環境美化に努める。

### (12) エネルギー対策に関する事項

東日本大震災以降、原子力発電の代替エネルギーとして、再生可能エネルギーが注目されている。下五島地域においても、環境省の実証事業として椋島沖で浮体式洋上風力発電が実施され、発電能力や環境への影響などが調査・検証されている。

下五島地域は、地理的にも風力・潮力・波力・太陽光発電などに適した場所であり、その地域資源を再生可能エネルギーへ利活用する可能性は大きく広がっている。

現在、12基の風力発電が稼働しているが、今後は、太陽光、風力、バイオマス、海洋エネルギー等の導入促進に向けた調査・研究を行い、環境・新エネルギー分野の産業創出や新しい産業における雇用の創出、起業の推進につなげる。

また、離島における石油製品の流通コストは、本土と比べて割高となっているため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等を国に要請するなど、石油製品価格の低廉化に努める。

### (13) 防災対策に関する事項

下五島地域は、四囲を海に囲まれ本土から隔絶されているという地理的条件により、豪雨や台風等、災害時のライフラインの断絶による食料品や生活物資の不足、避難所における生活環境の悪化等が懸念される。

このため、道路防災、橋梁の耐震化、急傾斜地崩壊対策や海岸の保全などの施設整備、ライフライン断絶時の迅速な災害応急対策など、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域で活動する消防団及び自主防災組織、常備消防との連携の強化、人員の確保と充実を図り、消防力の充実と地域の防災力の向上に努める。

また、住民へ緊急防災情報を瞬時に伝達できる体制として、防災行政無線を整備し、確実な防災情報の提供を図る。併せて、防災備蓄倉庫の整備と備蓄物資の確保を図るとともに、本土からの緊急輸送体制の構築に努める。

所有者が行方不明の空き家や資力がなく放置されている建物について

は、老朽化等により周辺住民に危害を及ぼす恐れがあるため、解体・撤去等、安全対策に努める。

#### ( 1 4 ) 人材の確保及び育成に関する事項

今後ますます人口減少、少子高齢化の進展による地域力の低下が懸念される中、住民が地域の振興に主体的な役割を果たし、地域の課題解決や住民活動を進めていくことは、最も大きな課題である。そのため、NPO法人やボランティア団体の活動助成のさらなる充実を図り、自分達の住む島の将来を自ら真剣に考え、地域の活性化に寄与する人材の育成に努める。

離島外の人材の活用については、基幹産業の担い手不足、地域行事やコミュニティの衰退・弱体化が予見されるところであり、地域おこし協力隊などの地域外からの人材誘致を行っている。また、五島市出身者をはじめ、五島市を愛しふるさととして応援する「ふるさと市民」は年々、登録者数が増え、全国各地で五島市のPRや地元産品の流通拡大に寄与している。今後は、ふるさと市民と島民との交流機会の創設による交流人口の拡大や地域おこし協力隊などの活動による集落の維持・発展や地域の活性化等を模索し、併せて、交流の拠点施設として廃校舎や空き家を活用することにより、さらなる島外の人材活用の場の創出に努める。

#### ( 1 5 ) その他離島の振興に関し必要な事項

五島市は、平成16年8月に1市5町による合併を行い、厳しい財政状況のもと、住民サービスの向上を図るため、経費削減に努めるとともに、効率的な行政運営に努めてきた。今後は、合併から10年が経過し、地方交付税が段階的に減額され、大幅な財源不足を生じることが見込まれることから、行政改革大綱に基づくさらなる事務事業の見直しなど、行財政基盤の強化に努める。





## 平戸諸島地域振興計画



## 平戸諸島地域振興計画

### 第1節 地域の概況

本地域は、九州の西部、長崎県本土の北部に位置する一島一町（小値賀町）とその属島及び本土市（佐世保市・平戸市・松浦市）の属島からなり、西は小値賀町及び佐世保市宇久島から東は伊万里湾に至るまで、東西約100kmの広大な海域に点在しており、南西は五島列島に、北東は佐賀県の玄海諸島、さらに壱岐水道を隔てて壱岐島に相對している。特に小値賀町、佐世保市宇久島は東シナ海に面し、我が国の領域、排他的經濟水域の保全上、重要な位置にある。

小値賀町及び佐世保市宇久島は、五島列島の最北端に位置し、平坦な小値賀島を除いては丘陵山岳で起伏が多く、平地に乏しい。

佐世保市の高島・黒島はいずれも起伏に富み、平地に乏しい。大島・度島・高島（平戸市）は平戸島の周辺にあり、平戸市から航路で1時間以内の距離に散在していて、いずれも起伏の多い丘陵地形で平地に乏しい。

青島・飛島・黒島（松浦市）は伊万里湾の沖合に点在し、本土松浦市と航路で1時間以内の距離にあり、低平な溶岩台地である。

本地域の気候は、対馬暖流の影響により、寒暖の差が少なく、温暖多雨で、外洋に面した地域においては、冬季を中心に季節風が強い。

本地域一帯は、西海国立公園、玄海国定公園に指定されており、恵まれた自然環境の中にある。文化財に指定されているアコウ樹や野崎島の九州鹿に代表される貴重な動植物も多く、美しく豊かな海に囲まれている。

黒島（佐世保市）は、江戸時代に平戸藩の馬牧場が置かれていたが、享和3年（1803）に廃止され、島の開拓が推進された。その頃から、各所から潜伏キリシタンが移住し、密かに信仰を続けていた。明治33年には、ロマネスクスタイルの黒島教会が建てられた。高島（佐世保市）の中心部には、縄文から弥生時代にかけての宮の本遺跡があり、石棺やカメ棺に埋葬された人骨約40体が出土している。江戸時代には黒島と同様に、松浦藩の馬牧で、寛永17年（1640）には異国船警戒などのための見張所が置かれた。

大島（平戸市）は、的山（あづち）大島とも呼ばれる。肥前風土記には「大家島」と記され、古くから海上交通の要衝として知られていた。遣唐使船が寄航し、元寇の戦場でもあり、倭寇の中継地としての役割も果たした。また、スギの自生が少なく、花粉の「避粉地」としても知られるようになってきている。度島は、旧石器・弥生時代の遺物が出土し、

古墳もある。天文3年(1554)にキリスト教が布教され、キリシタンの島となったが、慶長2年(1597)に平戸藩主の命で改宗を強いられた。昔から伝わる「盆ごうれい」は大名行列形式で島内の神社、仏寺を回って奉納する島を挙げての行事で、県の無形文化財に指定されている。高島(平戸市)は、太平洋戦争当時は軍の要塞となり、今も砲台跡が残る。

黒島・青島・飛島(松浦市)は、文永11年(1274)の文永の役、弘安4年(1281)の弘安の役と2度にわたる元寇の戦場となったものと推定されており、随所に遺跡が存在している。また、飛島はかつて炭鉱の島として大いに栄えた。

小値賀町はかつて遣唐使の寄港地であり、捕鯨で栄えた時期もあった。もともとは二つの島だったのを干拓で一つの島にしたもので、当時の工事でたおれ死んだ牛の霊を供養する牛の塔が残っている。宇久町は五島発祥の地と言われ、平清盛の弟である平家盛が壇ノ浦の合戦後、この地に逃れ、宇久氏になったという伝説があり、その後7代を経て福江島まで南下し、五島列島一円を支配した。

本地域の人口は、昭和35年の33,937人をピークに流出が続いており、減少の一途をたどっている。平成22年の国勢調査では8,694人にまで減少し、ピーク時の1/4以下まで落ち込んでいる。

## 第2節 離島振興の基本方針

### (1) 基本理念

本地域は、五島列島北端に位置する二つの群島型離島と北松浦半島及び平戸島に付随する本土近接型離島から構成され、豊かな自然と独特の歴史・文化に彩られた地域である。

近年、日本は高齢人口が急増する一方、生産年齢人口が減少しているが、離島地域においては、既に本土地域に先行して高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおり、この流れは計画の期間である10年間でさらに加速すると予想される。

したがって、人口減少や高齢化が急速に進む離島地域では、社会・経済環境の規模縮小が想定され、それぞれのしまが持つ文化、特性、魅力といった豊かな地域資源を次世代に継承していくことは難しい。

そこで、これらの資源を次世代へ確実に引き継ぐために、国内あるいは海外といった島外地域との連携・交流の活性化を図ることで、人口減や高齢化によるしまの社会・経済環境の規模縮小といった構造的かつ現実に迫った課題の克服を目指す。

交流活性化の効果としては、認知度向上や交流人口増加、Uターン・

Iターンの獲得ばかりではなく、島外地域の経済活動を島内に取り入れ、循環させることで、住民の医療福祉といった生活基盤・インフラを守り、充実させるための投資が可能となる。そうすることで、しまに住む人々の生活水準を維持し、人口減少に歯止めをかけることが可能となる。

現在、各市町において、民泊や滞在交流型観光など観光商品の開発、観光・地域産品販売施設の整備や都市圏におけるアンテナショップの開設など、島外地域との交流活性化に資する取組が既に始まっている。

また、県の施策としても、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」における世界遺産登録のための活動など、関連する地元地域や本土地域との連携により県外あるいは海外との交流活性化を目指す取組が実施されており、離島地域相互或いは離島地域と本土地域との連携により、島外、県外或いは海外地域との交流活性化を図っているところである。

これらの取組は、地域を象徴する事業として定着したものもあれば、まだ実証段階にあるものもあり、完成度や知名度にはばらつきがある。

しかし、当計画においては、これらの取組が、それぞれの地域がこれからの時代に危機感を持ち、乗り越えるための意識の萌芽であることを認識し、成長・深化させるべきものと捉える。

以上により、

**「次代につなぐ連携交流のしまづくり」**

を振興の基本理念とする。

## (2) 基本的方向性

基本理念の実現に向けた施策の基本的方向性を下記の3つと定める。

つなぐ・・・本土との交通アクセス  
つくる・・・誇れる産業の創造  
まもる・・・しまの暮らし

**つなぐ・・・本土との交通アクセス**

本土との交通アクセスは、離島住民にとって最も重要な関心事である。渡航費用の軽減やダイヤの利便性向上など、本土へのアクセスを改善することは、離島住民の生活水準の向上に欠かすことはできず、さらに、

本土との交流を活性化することに繋がる。そこで、本地域では、本土との交通アクセスを改善するため、以下の取組を実施する。

#### **( ) 離島航路の運賃低廉化**

離島交通が抱える最大の課題は渡航費用である。離島航路は『海の国道』とも例えられ、住民にとって必要不可欠なインフラと捉えられるが、ガソリン代相当分を遥かに上回る運賃設定となっていて、本土内の移動と比べ費用面でのハンディキャップを抱えている。そのため、離島航路の運賃低廉化の手法を検討する。

#### **( ) 住民・観光客の利便性向上のためのダイヤ改善**

本地域では、公営、民営の航路があり、いずれについても経営状況は厳しい状況にあるが、乗客にとっての利便性向上が必要不可欠であるとの観点からダイヤ改善のために必要な措置を継続して実施する。

#### **( ) 安全・快適な港湾漁港施設・設備の整備**

フェリーが安全に離着岸できる港湾・漁港の整備、浮桟橋の設置や待合施設等の更新により乗降時の環境を整備し、利用者の快適性向上に努める。

また、離島の基幹産業は農林水産業であるが、本土との物流手段として、港湾漁港施設・設備の機能維持は必要不可欠である。そのため、老朽化した既存施設の更新等により、各種主要ハードの機能維持を図る。

### **つくる・・・誇れる産業の創造**

次代につなぐしまづくりのためには、しまの基幹的産業である農林水産業や、当地域の持つ豊かな自然・歴史・文化を資源とした観光業などしまの産業の総力を結集し、全国あるいは海外からの需要を掘り起こす必要がある。そのために、本土地域や他の離島では得られない「この島ならではの」を再発見、あるいは開発し、発信するための取組を行う。

#### **( ) しまの価値を高める新商品開発と輸送コストの低廉化**

これまで、農林水産物そのものが離島産品の「売り」であったが、販売ターゲットの範囲を拡大させるためには、ロットが確保でき保存も利く加工品等の新商品開発が必要となる。競争力のある商品の開発のためには、試作、マーケティング、施設整備等、販売が軌道に乗る前にイニシャルコストが必要であるため、事業者にとっては相当のリスクを負うこととなる。そのリスクを軽減し、新規事業に取り掛かり

やすい環境を整備するために新商品開発にかかる補助制度を継続・創設する。

また、産業振興にとって海上輸送コストがネックとなっていて、輸送コスト低廉化の補助制度の創設など、生産者等の負担を軽減することにより、離島製品の競争力の向上に努める。

### **( ) 産業分野の連携による新たな価値の創出**

現在、離島で進めている新しい取組（民泊、滞在交流型観光など）と既存の産業を結びつけることにより、より魅力的な観光メニューの造成や農林水産業の新しいターゲットの獲得につながる。また、本土地域との消費窓口の拡大（例えば、本土地域の直売所との連携）により、本土の消費者が離島の産品を手にする機会を提供する。これらの1次産業、2次産業、3次産業の円滑な連携のための支援を実施する。

### **( ) しまの産業を支える人材の育成**

産業振興のためには、新商品開発等の支援の他に人材育成に関する支援も必要である。地理的、コスト面でのハンディキャップを抱える離島の産品が市場に受け入れられるためには、離島産品ならではの強みや独自性を知り、消費者に訴えていく必要がある。そのために、研修会や先進地視察、離島間での交流促進事業等を実施し、島内生産者、地域おこし人材の育成を図る。

## **まもる・・・しまの暮らし**

交流活性化に資する取組の一方で、島の住民が安心・安全に暮らせる医療福祉体制の整備も重要な課題である。

離島においては、本土並みの患者搬送体制が確保できず、また、分野によっては島内で十分な診療が実施できないため、医療従事者の確保や医療施設、機器の整備・充実については早急に取り組むべき重要課題である。また、航路・空路での搬送体制の整備や本土医療機関との連携が不可欠であることから、離島では実施困難な専門分野の診療については本土までの交通費軽減措置を継続するなど、以下の4項目について重点的に取り組む。

### **( ) 医師、看護師など医療従事者の確保**

まずは、島内における医療従事者を確保することで、初期的・安定的な医療を提供することができる。また、重病時など緊急的な処置が必要とされる場合においても島内に医療従事者がいることで生存率に

大きな違いがある。特に宇久島、小値賀町においては、本土までの移動に時間を要することから、島内での医療従事者の確保は必要不可欠である。

#### **( ) 医療施設、機器の整備・充実**

離島における医療ニーズに対応するためには、人員の確保の他、施設や機器の整備も必要である。今後の高齢化に伴う医療ニーズの増加に対応するためにも老朽化した機器の更新は随時行う必要があり、また、施設の更新についても計画的に実施していく必要がある。

#### **( ) 本土医療機関との連携強化、搬送体制の確保**

離島においては、高度医療技術が要求される専門分野における医療体制の確保が困難であることも事実である。また、本土地域に近接した離島においては医師が常駐していない地域もある。

このような離島の医療体制で対応できない緊急時や医師の存在しない地域においては、本土医療機関との連携を強化することやドクターヘリ、一般漁船による搬送体制を整備・拡充することにより、離島住民の医療ニーズに円滑に対応する。

#### **( ) 本土への交通費軽減のための補助制度の継続**

離島地区に医療機関がない場合、また、医療機関があっても定期的に本土の医療機関での受診が必要（人工透析など）な場合があり、当該事例においては、渡航費軽減のための補助を実施している。当該事業は今後も島民にとっては必要な措置であるため、今後も継続して実施する。

このように、島の住民が安心して暮らすことのできる環境を整備することで住民の地域に対する愛着が一層湧き、来島者に対しても自信をもって島の良さを伝えることができる。

また、学校教育・社会教育の充実は、地域活動維持のための重要な資源である「ひと」の育成につながる。本土地域との教育の機会均等を図り、子どもたちの生きる力と確かな学力を育成することはもちろんのこと、離島ならではのコミュニティを生かした伝統文化の継承や郷土学習教育の実施等、地域全体で心豊かな子どもを育てることによって、次代を担う子どもたちが自分たちの住む離島地域に誇りや愛着を持ち、将来的には、地域に貢献できるような人材の育成や、地域の伝統ある歴史・文化の継承・保存に繋がる。

本土地域との教育の機会均等を図るような施策を実施するとともに、地域との連帯感に富んだ個性豊かな教育を推進し、充実した教育環境



を作る。

### 第3節 計画の内容

#### 1 交通施設の整備及び人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に関する事項

近年の交通部門における規制緩和の進展は、都市部では廉価で多様なサービスの強化が可能となる等、効果は大きいですが、離島においては採算性の悪い航路及び空路の撤退、減便、合理化も考えられる等、住民の日常生活や産業活動への影響、都市部との格差の拡大が懸念される。

このため、本地域における旅客貨物輸送の主流である航路については、離島の産業振興及び住民生活の利便向上のため、港湾・漁港の整備、航路網の改善再編をはじめ、高速化、就航時間帯の拡大等による輸送力の強化と快適性の向上に努める。

佐世保市に属する宇久島は、平成24年3月に行った島民アンケートによると、航路についてダイヤの不便性や、乗降時及び船内のバリアフリー化について改善の要望があげられていることから、利便性の高いダイヤへの改正、船舶のバリアフリー化について、関係機関と連携しながら改善策を検討する。黒島・高島は、航路改善を行うとともに、航路運営の安定化を図る。

大島・度島・高島（平戸市）は、各島間のつながりはなく、それぞれ平戸市と生活圏を形成している。海上交通については、住民のニーズに対応した船舶の大型化・高速化やダイヤ、運賃等の運航体制を検討し、島民の経済的負担の軽減を図るため島民旅客運賃の低廉化を実施する。また、フェリーが安全に離着岸できる港湾・漁港施設の整備等による乗降客の快適性の確保に努める。

黒島・青島・飛島（松浦市）は、引き続き不足している島民の足の確保に努め、将来的には、フェリー規格の見直しや、これに伴う浮棧橋の設置など総合的な対策見直しを講じ、航路運営の改善を図る。

小値賀町については、高速船の就航等により、本土との時間的距離はかなり短縮されているものの、高齢者等が通院のために利用する佐世保航路のフェリーについては、船体が古く、バリアフリー対応となっていないことに加え、昼に島に帰る便がないことから、フェリー乗降時のバリアフリー対策や、利用者のニーズに合わせたダイヤ編成について要望していく。

航空路については、県営小値賀空港の定期航空路線が平成18年4月に廃止されたものの、ヘリコプターによる急患移送や医師派遣、海上自衛隊の慣熟訓練等に活用されている。近年、観光面で注目を浴びる中、この貴重な施設を有効活用することが、今後の小値賀町の振興においても重要な課題となっており、帰省客やビジネス客のニーズに合わせたチャーター便の運航、空路を活用した観光ツアーの造成、スカイスポーツ等空港を活用した新たな観光客層の誘致により、空港の維持及び利活用を促進する。

島内交通については、公共交通機関としてのバスが、大島（平戸市：民間）宇久島（第3セクター）小値賀島（第3セクター）で運行されている、このうち、宇久島及び小値賀島については、民間バス事業者が撤退したため、平成4年4月及び10月からそれぞれ第3セクターによる運行に切り替え、高齢者や障害者等の交通弱者にも配慮した小型低床バスや、高齢者への無料パス制度の創設など、厳しい経営ながら自治体自ら住民の足の確保に努めている。今後も住民のニーズに対応したダイヤの編成や路線の再編を行い、島内バス路線の維持確保に努める。

また、道路整備維持については、県道、市町道など道路網の整備を引き続き推進する。島内の交通道路網の整備については、車両の増加、大型化への対応や、緊急車両が通行できない区間もあることから、未改良区間についての整備促進及び既設道路の維持改良、舗装等の整備を図る。

また、離島地域であることにより、人の往来や物資の流通に特別の費用がかかっているため、これらについて各地域の実情に応じた補助制度の継続と低廉化に向けた施策の充実に努める。

## 2 通信施設の整備その他に関する事項

住民への主要な情報伝達手段となる防災行政無線の整備については各地で進んでいるものの、情報通信設備については、現実的には、人口集積度の低い地域では民間による情報通信基盤整備が進まない状況にある。

加えて、情報化の進展に伴い、地域間の情報インフラ格差の問題が表面化しており、離島においては、光通信回線やケーブルインターネットといった超高速通信が利用できない。

各島において、情報通信基盤は、医療・福祉・教育・防災・災害対策分野など様々な分野において有効なインフラであり、また、企業誘致や産業振興、情報格差是正のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与することから、今後、超高速通信等のブロードバンド環境の整備等、情報基盤の確立に向けて、民間事業者への働きかけ等について引き続き検討

を行う。

### 3 産業振興等に関する事項

農業については、水産業とともに主要産業で、肉用牛、葉たばこ、米が基幹作物である。

農業粗生産額は約23億円と平成12年から横ばいで推移しているが、基幹的農業従事者の年齢構成は、60歳以上の割合が72%と高齢化が急速に進行している。

各地とも、新規就農者の育成・確保と安心して就農できる所得向上が課題となっている。

以上の現状を踏まえ、ながさき農林業・農山村活性化計画の県北地域振興方針に沿って、農業の振興を図る。

離島においては、本土からの隔絶性により、生活物資の移入や生産品の移出に関して海上輸送のコストが上乘せされる。特に、離島の基幹産業である農林水産業にとって、農林水産物の島外への出荷、生産資材等の本土からの購入の両面で、海上輸送のコストが産業振興のネックとなっている。離島の物流について、詳細に実態・構造を把握し、離島と本土間の流通構造を改善することで、自立した流通構造の確立を図る。

佐世保市の宇久島においては、総貯水量が68万3千 $\text{m}^3$ で受益農地が350haに及ぶ地区最大の農業用ダムが、供用を開始して30年以上が経過している。将来的には機能低下が懸念されることから、今後ダム施設等の機能診断を行い、必要が認められた場合は適切な対策を実施する。畜産については、古くから受け継がれている放牧地を有効活用し、低コスト生産及び規模拡大により収益性を図る。

平戸市においては、葉たばこや露地野菜の効率的な作業体制を構築するため、機械導入による省力技術体系を推進する。また、肉用牛の増頭対策による所得の確保を図るとともに、キャトルセンターの有効活用による生産コストの削減や省力化を推進し、さらに、耕種農家との連携により、相互の経営協力の中でコスト低減による所得の向上を推進する。

農業の担い手の確保については、後継者不足が進む中、新規就農者の育成及び優良農地の確保が不可欠であることから、新規学卒者等に対する就農支援を行うとともに、農業振興を支えるための専門技術を持つ人材の育成・確保に努める。併せて、意欲ある農業者への農地集積の推進、農地情報を活用した耕作放棄地の発生抑制や再生利用に努める。また、女性や高齢者等の担い手を有効に活用するため、輸送コストが抑えられる軽量な豆類や花き類等の導入を検討するとともに、収穫時期における

人手不足を解消するための労働力支援対策を行う。

有害鳥獣対策は、近年イノシシによる被害が増えていることから「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策について地域一体となった取組を進める。

林業については、森林の公益機能を図る観点から、森林の保全を行い、水源涵養及び暴風対策に努める。

松浦市においては、特に黒島地域における恵まれた土壌を活かして生産されている、品質・市場評価ともに高いジャガイモについて、流通コストの改善や新規就農者に対する支援等により、産地の維持・拡大のための取組に努める。また、畜産業に関しては、市の単独事業により母牛飼養頭数の維持及び質の向上を図ることで、所得の向上に繋げる。

小値賀町においては、地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、担い手公社を中心に地域一体となって農業所得の向上と、農業経営の安定を資するため、新規就農者への支援、農地集積への支援、特産品生産拡大とそれを活用した土産品の開発を実施し、第6次産業化に繋がるよう総合的な農業振興対策を推進する。

また、作物の価格安定や加工も視野に入れた保存施設の整備検討、自然災害から農水産物を守るための森林保護対策、海上輸送コストの低廉化対策を推進し、生産者等の負担軽減を図り所得向上に繋げる。

次に本地域の水産業は、多くの良好な漁場に囲まれており、まき網、一本釣、ごち網、刺網、小型底引網、まき網、魚類養殖等が営まれている。本土地域に比べ、地域内の漁業就業者の割合は高く、地域経済・社会を支える重要な基幹産業となっているが、水産資源の減少、燃油・飼料等の高騰による操業コストの増、主要魚種単価の低下、従事者の減少・高齢化や後継者の減少、消費者の魚食離れにより、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また漁業センサスによると、本地域の総生産量は14万トンで10年前と比較してほぼ横這いとなっているが、漁業就業者数については約4,700人と10年前と比較して約2割の減少となっている。

以上の現況を踏まえ、長崎県水産振興基本計画に沿って、資源増殖と沿岸環境の保全を目指す漁場づくり、将来を担う人材の育成、漁業管理体制の見直しと取締りの強化、収益性の高い漁業生産体制の構築、付加価値の高いブランド製品の育成強化に取り組むこととしている。

佐世保市の宇久島においては、磯焼け現象により、根付資源であるアワビ漁獲量は減少が著しい。黒島、高島においては、風浪の被害に加え、

干満の差が大きいので漁獲物の陸揚げ作業等に重労働を強いられている。そのため漁船の安全な係船や就労環境の改善など、漁港の利便性向上が求められている。さらに、漁場環境の悪化が進んでいることから、漁獲量の安定のために、つくり育てる漁業への支援及び磯焼け対策等の漁場環境保全も重要な課題となっている。宇久島・黒島・高島ともに離島漁業再生支援交付金事業を活用し、種苗放流など漁場の生産力向上に関する取組や地域水産物を活用した特産品の開発などに取り組んでいる。

これまで漁港の整備、築いそ、魚礁の設置等の整備を行ってきたが、アワビ等の漁獲高が激減していることを踏まえ、磯焼け対策として藻場の回復の促進を図る。また、風浪対策として護岸・防波堤等の新設・改良を行うとともに、防風フェンスの設置による就労環境の改善に努める。さらに、魚介類の種苗放流を行い、水産資源の保全や増殖を図ることに努めるとともに、水産物の付加価値向上のための取組を推進する。

平戸市においては、漁場環境の変化に伴う水揚げの減少や経済のデフレ傾向に伴う長期の魚価の低迷、高齢化の進行と後継者不足など多くの問題を抱えている。水産資源の再生産にとって重要となる藻場を回復させるため、磯焼け対策及び赤潮対策などを実施するとともに、人工魚礁漁場の整備や種苗放流などの資源管理型漁業の推進により、生産基盤の維持・安定を図る。また、漁業生産活動及び流通の拠点である漁港の充実を図る。

農水産物の付加価値向上を図るため、加工品開発への支援を行うとともに、平戸本土の直売所施設との連携による農水産物及び加工品の流通体制を確立し販売力の強化を図る。また、離島の基幹産業である農林水産業にとって、農林水産物の島外への出荷、生産資材等の本土からの購入の両面で、海上輸送のコストが産業振興のネックとなっていることから、離島の物流について、詳細に実態・構造を把握し、離島と本土間の流通構造を改善することで、自立した流通構造の確立を図る。

松浦市においては、青島、飛島地域において、漁船漁業に関しては、引き続き離島漁業再生支援交付金事業により、漁場の生産力の向上を図る。また、養殖業に関しては、新魚種の導入により漁家の所得向上につなげ、経営の安定化を図る。さらには、鮮度保持、品質管理の徹底、ブランド化、輸送コストの低減等を図るための各種施策を講じ、併せて、都市圏の消費者へのPRなど、アンテナショップの活用をはじめとする側面的な支援により、消費の拡大を図る。なお、老朽化した漁港施設に関しては、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を行うため、市が実施する水産物供給基盤機能保全事業を県としても積極的に支援していく。

小値賀町においては、漁業も農業と同様にその取り巻く環境は、魚価の低迷、後継者不足による従事者の高齢化、燃油の高騰、海洋環境の変化による藻場の衰退、農産物と同様に割高な輸送コストによる経費増など大変厳しい状況にある。その対策として、資源回復を図るための資源管理型漁業、水産資源の生息環境となる漁場保全、後継者対策、燃油高騰対策補助金の交付、輸送コスト改善事業補助金の交付を実施している。

今後は、悪化傾向の漁場環境の改善に努め、漁業就業者の高齢化に対応した安全で効率的な漁港施設の充実を図り、また、漁港機能の長寿命化を図るため、機能保全事業を活用し施設の維持、補修に努め、漁業集落の生活環境の整備を推進し、後継者対策・高齢者や女性の漁業活動への積極的な支援を行う。

商業については、島内消費向けの食料品や日用雑貨品の販売、あるいは対個人サービス業等に従事している店舗がほとんどである。工業にしても、食料品製造及び船舶の修理が主たるもので、建設業は町内の公共工事に依存しているのが現状である。規模的にも脆弱な基盤に加えて、高齢化、過疎化による人口の流出や通信販売・訪問販売などによる消費力の流失とともに、第1次産業（農業・漁業）の不振、公共工事の大幅な減少が町内の消費や投資を停滞させており、商工業の経営に大きな影響を与えている。

こうした状況の中、今後は、経済全体の底上げを長期的な視野から進めていくために、島内消費ばかりでなく、島外需要の開拓を図り、特産品の開発を推進するとともに、観光産業に如何に結び付けていくかが課題である。

佐世保市の宇久島について、商店街の販売サービスの充実を図るため、住民生活ニーズに基づく市場性の把握を商業者が主体的に実施できるよう、その手法や必要な情報提供の推進を商工会等関係機関と連携して推進する。

また、特産品の販路拡大に関する取組への支援を行うとともに、魅力ある商品の創出を図るための基盤強化等を推進する。

平戸市においては、本地域の自然環境、歴史・文化遺産等の地域資源を活かした滞在交流型観光の推進により、都市と離島の交流人口を拡大し、新たな産業ビジネスの活力と地域の活性化を図るための環境づくりを支援する。

小値賀町においては、商工会の機能強化を一層進め、連携をとりながら商工業者の育成を図り、併せて地産地消等の各種イベントを実施する

など、島内の購買を推進し、地元産品の消費の拡大を促進する。さらに、観光客への新しい土産品や料理の開発等も急務であり、特産品の開発促進を図り、観光や交流人口増加による商工業の活性化を進める。また、商工会と行政が連携して、高齢者の見守りを兼ねた、注文配達等を進めていく。

#### **4 就業の促進に関する事項**

本地域の主要産業である漁業・農業について、若手漁業者の活動支援、新規漁業就業者や新規就農者の育成・確保に努める。

平戸市においては、そこに新たな生産技術や情報通信体制を含めたノウハウを導入することによって生産物の付加価値を高め、農水産物直売所をはじめとした販路の拡大を行う。また、観光という視点から、本地域が持つ歴史や文化、自然などの地域資源と融合化した産業の育成を図り、交流人口の拡大とともに、雇用の創出に繋げる。

#### **5 生活環境整備に関する事項**

生活環境整備については、概ね最低限の整備はされているが、老朽化に伴う効率の低下などが課題となっている。ただし、人口減少に伴い、施設の需要も低下することが考えられ、施設の更新や大幅な改修については、慎重な検討が必要となる。施設の改修に併せて、施設の負荷軽減を図るため、ごみの減量化などの取組を実施する必要がある。また、消防団等の組織においても、高齢化に伴い組織率が低下しているため、団の再編・統合を行うことで、機能維持を図る。

佐世保市の宇久島においては、分別方式を本土の制度に統一し、本土へのごみ中継輸送のための設備、体制の整備を図る。

黒島（佐世保市）の上水道整備については、地元住民に対する意向を調査するとともに、地元水源を利用した水道施設整備の実現の可能性を検討する。

し尿処理については、安定的かつ確実な収集が行われるよう、引き続き海上輸送に係る費用の補助を行う。

公園緑地の整備については、地域住民が日常的に、健康運動、野外レクリエーションや交流・活動の場として利用されている多目的広場の維持に努める。

平戸市においては、将来にわたる水の安定供給を確保するため、海底送水管等の水道施設の整備を図る。

ごみ処理及びし尿処理については、生活様式の変化に伴うごみの減量

化、再資源化、再利用を推進するとともに、適切な処理に努める。

また、景観、環境衛生面の改善、河川・海洋の水域汚濁防止と快適な生活の確保を図るため、継続して浄化槽の計画的な普及整備に積極的に取り組む。

消防防災については、今後の人口動向や地理的・地形的条件を勘案しながら、消防団組織の編成を検討するとともに、自主防災組織の育成を図りながら、その機能が十分に発揮できるような体制を整備する。また、防火水槽や消防車両などの消防施設・設備の計画的な整備を進める

松浦市においては、引き続き合併浄化槽の設置の推進により、日常生活を送る上で快適な生活環境の確保を図る。一方で、定住促進施策を実施することで離島地域の振興を図り、島民と新たな住民とのコミュニティ活力の創出を目指す。

小値賀町においては、ごみ・し尿処理については、施設の老朽化に伴う施設更新手法について検討する。また、ごみの減量化を図るため、現ストックヤードの増築、生ごみの減量化のため各家庭での堆肥化の促進、不用品の再利用システム構築、空き家解体による建築廃材の再利用システムの導入、不法投棄の取締まりや海岸清掃等の環境美化活動の継続などの取組を実施する。またし尿及び下水処理施設については、機能統合を進めコスト縮減を図る。

公営住宅については、老朽化した住宅のリフォーム等を行い、住環境の整備を行う一方で住宅需要の動向を見ながら民間空き家の活用と公営住宅の建替えを検討する。簡易水道については、人口減少する一方、下水道整備に伴い需要は横ばい状態が続くものと推測される中で、コストの縮減をさらに強化するとともに計画的な施設の維持補修に努める。

飲料水供給施設については、野崎、六島の2地区の小離島では、飲料水供給施設の管理運営を続けているが、安定水源の確保と安心安全な水の供給を維持しながら、利用者数の変動に応じた効率的なシステムの構築を図る必要がある。

## 6 医療の確保に関する事項

本地域の医療機関は、一般診療7、歯科診療所3であるが、一島一町及び本土市の属島など人口規模の小さい島が多いため、十分な医療体制の確保は難しい状況にある。

大島・度島（平戸市）、宇久島・黒島・高島（佐世保市）、青島（松浦市）、小値賀島には、人口規模に応じた診療所が設置されているが、診療所がない島については、往診対応や、近くの島・本土の医療機関に依存



しており、無歯科医の島も多い。

診療所が置かれている島でも、医師、看護師等の確保には長年苦勞をしている。

救急医療については、診療所のある島では初期救急医療は確保できるが、診療所のない島では、救急患者の搬送には、チャーター船等による搬送を行っているが、夜間や時化時の対応に不安が残る状況である。また、高度かつ緊急な医療を要する場合は、県防災ヘリコプター、海上自衛隊ヘリコプター等により、本土の医療施設に搬送している。

このような現況を踏まえ、初期救急医療については、無医地区からの搬送体制の確立を含め、地域の各診療所での対応体制を強化するとともに、第2次救急医療については、本土の協力病院等との連携の緊密化により、円滑な救急医療体制の整備を図る。

医療体制の充実については、関係医療機関やへき地医療支援機構との協力により、医師、看護師等医療従事者の絶対的確保に積極的に取り組むほか、医療機器の充実や高度な情報通信機器を利用した総合的な医療システムの導入を進め、住民に対する本土と離島との医療サービス格差の是正に努める。

医療機関の設置が困難な島については、高齢者が安心して通院できる交通手段の確保に努めるほか、巡回診療、定期的な保健師等の派遣による健康相談、栄養指導、定期健診等の他、島内で診療困難な専門的な医療分野の受診については本土への交通費助成を実施し、島民の健康管理に努める。

また、周産期医療については、母子ともに健全な出産を迎えられるよう、離島の妊婦の出産に伴う交通費等の経済的負担の軽減に努める。

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

介護サービスについては、過疎化に伴い、高齢化率が上昇の一途をたどる各島は、今後も少子高齢化の傾向が一段と進むことが予想される。特に団塊の世代層が高齢者となって超高齢化社会が一層加速することになる中で、介護保険事業制度に則った介護サービスの質・量の充実が急務となっている。

介護保険事業の基本は在宅サービスであるが、独り暮らしの高齢者や、高齢者世帯及び認知症高齢者の増加により、多種多様な在宅サービスが求められていて、既存のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、入浴サービスなどの基盤整備をより一層充実させていく必要がある。しかしながら、本地域における介護サービスは、利用者が点在していることから、サービスコストが上昇し、経営的に非効率になるため、新たな民間事業所は参入しにくい状況にある。

こうした現況を踏まえ、介護サービスの充実に向けて、本土関連施設との連携体制の構築とともに、サービスの利用及び提供の際にかかる渡航費を利用者及びサービス提供事業者に助成すること等で、新規の民間事業所の参入を促すとともに、高齢者が本土地域と同様のサービスを受けられる環境の整備を図る。また、ホームヘルパー等の人員確保を通じて、マンパワーを結集し、地域住民が積極的にボランティア活動に参加できるような体制の整備を図る。

また、本地域において、高齢者が要介護状態に陥らないための予防的施策を講じることは、介護保険の健全な運営のためにも重要な課題であり、地域の実情に応じた高齢者の健康づくりに関する事業を支援し、元気な高齢者づくりを推進する。このため、バスの乗車証等の助成制度の維持に努めることで、高齢者が生きがい活動や蓄積した能力を生かした活動等で積極的に社会参加できるよう支援し、また、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の充実に努めることで、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるやさしいまちづくりを進める。

また、障害を持った人が居住する場所に関わらず、住まいや働く場所、活動の場を確保できるよう、社会的に自立できる環境の整備や、福祉回数券、旅客船利用券の交付など、日常生活における支援を継続するとともに、障害者の社会参加のためのバリアフリー化を推進する。

児童福祉については、少子化社会が進行する中で、保育所への入所児童数が減少し、運営費収入が落ち込んでいるが、次代を担う子供達を心身ともに健やかに育むための環境整備や、仕事と子育ての両立支援など、地域の実情に即した、多様な子育て支援体制の整備を推進する。

また、徐々に増えつつある母子家庭・父子家庭については、経済的・社会的に不安定な環境にあることから、行政や母子寡婦福祉会等の連携等によって実態把握・相談指導体制を図り、地域社会から孤立しないように地域ぐるみの支援を行う。

## 8 教育及び文化の振興に関する事項

本地域には、高等学校2校（本校2校）、中学校5校（本校5校）、小学校7校（本校6校、分校1校）、小中学校併設校1校が設置されているが、過疎化及び少子化による児童・生徒数の減少が著しい状況にあるため、学校の統廃合が進み、複式学級や小中学校併設の実施、及び検討をしている学校もある。

こうした現況の中でも、各地域の特色を生かした教育を実践することで、児童生徒の生きる力と確かな学力の育成を図っていく。宇久島・小値賀島で実施されている小中高一貫教育により特別に編成された教育は

学力の向上や将来の自分の姿を描くことなどに効果が現れている。さらに高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する支援による修学機会の確保に努める。その他にも、ALTなどによる英語教育の実践や、学校給食の完全実施への取組、廃校になった校舎を活用した地域との交流や学校間での交流などを通じ、確かな学力と、豊かな心を育む教育を推進する。

また、学校教育と社会教育、地域住民が一体となってこどもの育成や伝統文化等の継承活動を行うことで、コミュニティ意識の向上を図る。

本地域には、それぞれの島に特徴ある歴史的・文化的財産が多数存在している。黒島（佐世保市）においては、黒島天主堂が、小値賀町の野崎島においては、旧野首教会堂が世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の一つになっている。さらに黒島は平成23年には、島全体が「佐世保市黒島の文化的景観」として、また、小値賀町については平成23年に野崎島を含む地域が「小値賀諸島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定された。また、大島（平戸市）の神浦集落は、平成20年に国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受け、現在、町並みの保存を行っている。その他にも、多数の遺跡が各地に存在している。これらの文化財や遺跡は、観光資源としての一面も併せ持っていて、引いては島の活性化にも繋がることから、有効活用のための保護と活用の推進、及び調査未着手の文化財の詳細な調査の実施を行う。

また、各地域に残る伝統文化については後継者不足が懸念されていることから、住民の郷土の文化財への関心を高め、地域文化の伝承及び郷土愛の育成を図る。

## 9 観光に関する事項

本地域は外洋に囲まれ、豊かな海洋資源と自然環境に恵まれている。また、元寇やキリシタン、捕鯨など国際性豊かな歴史的、文化的史跡が各地に残っている。これらに着目し、本地域特有の魅力ある観光資源の創出、活用を促進する。

さらに、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなどの滞在交流型観光のさらなる推進や、観光客のニーズにあった観光振興を展開するため、観光客受入のための人材育成の支援強化を図る。

同時に、観光関連産業と農業、水産業、さらに商工業等の有機的結合により、島全体の産業活性化及び雇用の拡大、地域の特産品の高付加価値化を図る。

各地域の主な展開は以下のとおり。

宇久島については、今後「民泊」事業など新たな観光商品の造成を行うほか、観光客受入のための人材確保や地域住民の協力体制を確立し、観光振興を推進する。

黒島（佐世保市）については、黒島天主堂、串の浜岩脈など観光的に価値が高いものが数多くあり、個人客の増加が見込まれるため、観光客が島内を周遊する移動手段の確保を行うとともに、これらの特性を十分に活用し、観光振興に努める。

高島（佐世保市）については、体験プログラムを造成し、併せて受入体制の強化を図っていくことで交流人口を増やし、地域活性化につなげていく。

具体的には、島のPRを行うとともに、島内ガイド等の人材確保、育成を行っていくほか、「SASEBO時旅」などでの新たな観光商品の造成につなげる。

大島（平戸市）においては、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた神浦集落の町並みを活用したまちづくりや、スギ林が少ないことを利用したスギ花粉患者のセラピーツアーの企画にNPOが取り組んでいる。これらを新たな観光資源として取り入れるとともに、本土観光とも連携した観光施策を推進する。

青島・飛島（松浦市）においては、豊かな自然や人材を活用した滞在交流型観光が全国に広く知れ渡るまでに成長しているが、一方で、受入時期が集中しているため、閑散期における一般客の誘客について、支援を行うとともに、一般社団法人まつうら観光物産協会及び一般社団法人まつうら党交流公社、市の密接な連携のもと、離島を含む広域的観光ルートを確立し、さらなる交流人口の拡大を図る。

小値賀町においては、旧野首教会堂などのキリスト教関連遺産を中心とした史跡、遺跡を教育委員会と協働で整備を行うことで新しい観光資源として開発し、歴史探訪型観光を推進する。

また、旧野崎小中学校を改修した自然体験型の宿泊施設「野崎自然学塾村」を活用した滞在交流型観光等により着実に交流人口が増加しているが、今後も、農業体験などを中心とした小値賀町の特色を活かした滞在交流型観光に加え、古民家整備事業の実施により、これまでとは異なる所得層の島内への取り込みを目指していて、観光による離島の活性化のさらなる推進を図る。

## 10 地域間交流に関する事項

本地域の優れた自然環境、文化、伝統、歴史は、生活にゆとりや潤い

を求める都市型住民のニーズに十分応えられる資源であり、これらの特性を最大限に発揮し、都市住民との地域間交流のさらなる活性化に取り組む。

また、地域間交流にはソフト面の充実が不可欠であり、地域住民の創意工夫を活かした体験型プログラムの開発や観光ガイドの育成、地域からの積極的な情報発信を推進する。

宇久島（佐世保市）においては、島内で利用できる「しま共通地域通貨」を、来島者を対象に販売することで、島内の観光消費の拡大を促進するとともに、地域間交流の活性化を図る。また、UIターンや二地域居住を促進するため、空き家・空き地情報を収集・活用しながら、ホームページや都市部でのイベントを通じ、地域の魅力の発信に努める。

平戸市においては、離島でのサバイバル体験交流やしま体感交流、避粉地体験ツアーなど、地域の特性を活かした体験活動、歴史・文化活動を継続的に実施し、交流人口の拡大を図る。また、近年のスローライフ志向の強まりから、自然環境に囲まれた中での田舎暮らしや二地域居住を望む者が増えていて、定住人口の拡大のための情報発信や受入体制の整備に努める。

小値賀町においては、平成14年から「おぢか国際音楽祭」を開催し、国の違い、文化の違いを超え、音楽を通じた交流を行っている。今後は、一流演奏家による音楽アカデミーとしての機能も重視しながら、さらなる交流人口の拡大を狙って、引き続き事業を推進する。また、島内で利用できる「しま共通地域通貨」を、観光客等を対象に販売することで、島内の観光消費の拡大を促進するとともに、地域間交流の活性化を図る。

## 1.1 自然環境の保全及び再生に関する事項

本地域の良好な自然環境を維持するため、自然環境の現状把握や保全を行い、住民や事業者の自然環境保全意識の向上、開発による自然環境破壊の防止に努める。

具体的には、市民団体等と連携し、希少野生生物の生息状況等の調査や保全活動を行うとともに、イベントやパンフレット等による自然環境保全意識の啓発活動や環境に関する研修・講座などを開設し、地域リーダーやボランティアを育成する。

また、開発行為実施者に対し、自然環境への配慮を行うよう、指導・助言・啓発活動等を行う。

外国由来のものを含む漂流・漂着ごみにより、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行への支障や漁業への被害

などが引き起こされていることから、ボランティア活動や事業委託による海岸漂着物の回収・処分を行い、海岸線の自然環境の保全を図る。

## 1 2 エネルギー対策に関する事項

地球温暖化防止の取組のひとつとして、環境負荷の少ない自然エネルギーの有効活用を図る必要がある。

佐世保市においては、バイオマス燃料等の新エネルギー活用の可能性について検討を行うとともに、環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電設備の設置支援を行う。

再生可能エネルギー事業を推進していくためには、地域住民の合意形成が必要なことから、平戸市においては、親子参加による施設見学や職場体験等を通じ、住民への理解を進めているところであり、今後、この地域エネルギーを新たな観光資源に位置づけ、エネルギー教育をテーマとした修学旅行等の受け入れや本地域の自然や歴史・伝統文化等の資源と融合した旅行商品の造成を図るなど、地域活性化に繋げていくとともに、太陽光などの新たな再生可能エネルギー事業を推進する。

なお、ガソリン等の燃油価格は、本土と比較しても割高であり、島内移動に要する燃油代は大きな負担となっている。また基幹産業である水産業においても、近年の燃油高騰は漁獲量の減少と併せ、水産業の更なる低迷を招いている要因となっている。このため、ガソリン等の燃油価格の実質的な引き下げについて関係機関への要望など、価格の低廉化に努め、住民生活の安定と第一次産業をはじめとする島内産業の振興を図る。

## 1 3 国土保全施設等の整備、防災に関する事項

本地域は台風常襲地域に位置し、季節風による波浪も厳しいので、高潮・波浪等から背後地の国土を守るため、海岸保全事業等を推進する。

併せて、離島特有の急傾斜地に集落が点在することから、がけ崩れや地すべりによる被害の危険性が高く、住民の生命・財産を守るため、適切な施設整備を実施する。

防災については、防災行政無線の整備を図り、緊急時の災害情報等を迅速かつ的確に市民へ伝達するとともに、地域が主体となった防災体制の充実を図るため、防災訓練の実施及び自主防災組織への活動支援強化を行う。

また、本地域の一部については佐賀県玄海町にある原子力発電所から30km圏内に位置することから、災害発生時の避難誘導、応急救助等、適切に対応できる体制の確立を図る。

#### 14 人材の確保及び育成に関する事項

地域活動の維持・活性化を担う地域のリーダーとなる人材の育成を図るため、離島住民に対する研修会への参加や先進地視察、都市と離島・離島同士の交流促進に努めるとともに、若手漁業者の活動支援、また新規漁業就業者や新規就農者の就業支援等、育成・確保に努める。

市民と行政が協働し、島を取り巻く環境や求められるニーズの的確な把握、島の資源の再発見、その活用方法や島の優位性の把握などについて、他地域の先進的な地域づくりの手法も参考としながら協議していくとともに、その地域課題に取り組む市民活動団体の立ち上げや活動を継続していくための支援に努める。

さらに、離島出身者等の外部人材の活用に努めるとともに、空き家の活用等により人材の確保及び育成のための条件整備を図る。





## 蠣浦大島地域振興計画



# 蠣浦大島地域振興計画

## 第1節 地域の概況

### 1 地勢・気候・人口

本地域は、西彼杵半島西北端に位置する西海市に属し、有人島の江島・平島と、無人島の御床島・芋島・中ノ島・端ノ島の6島で構成されている。面積はそれぞれ、江島2.60k㎡、平島5.49k㎡、中ノ島0.067k㎡、端ノ島0.016k㎡、御床島0.065k㎡、芋島0.045k㎡で、蠣浦大島地域全体では8.283k㎡である。

地勢は全般的に低山性で丘陵型であり、気候は対馬暖流の影響を受ける海洋性気候で、平均気温約16度、年間降水量約1,700mmで、冬季は季節風が強く自然環境は厳しい。

江島は、遠見岳を頂点に南西に緩やかな斜面が開けている。島全体は海岸線に乏しく、東南に面した海岸に入江が見えるだけでなく、周辺は無数の岩礁が連なっている。

平島は、島の一部が西海国立公園に指定されており、荒々しい海岸と白岳の男性的な景観が素晴らしい。

人口は、平成22年の国勢調査時点で、江島が169人、平島が244人で、蠣浦大島地域全体では413人となっている。平成12年から平成22年の10年間で28.5%減少していて、高齢化率も57.6%と、過疎化と高齢化が深刻な状況にある。

### 2 交通

本土と橋で繋がっている崎戸町蛸浦島から江島までは19.6km、平島までは31.5km離れていて、本地域の住民にとって、佐世保、崎戸、江島、平島、友住(新上五島町)間を1日1往復するフェリー航路(所要時間片道約3時間20分)が本土への唯一の交通手段となっている。フェリーの利用者は江島、平島住民及び工事関係者などが中心である。

島内交通については、江島地域は港湾周辺部に集落が形成されていて、道路も狭小であるため、バス等公共交通機関の運行はなされていない。平島は、集落同士の距離が離れているため、自家用車が主な交通手段となっているが、自動車を持たない高齢者等にとって買い物や通院のための移動手段の確保が課題となっていたため、平成21年度から地元NPO法人によって、1日4便の循環バスが運行されている。

### 3 産業

本地域の平成22年の就業者数は153人で、うち第1次産業が62

人で40.5%、第2次産業が5人で3.3%、第3次産業が86人で56.2%である。

江戸時代には捕鯨基地として栄えていたが、現在は、四方を海に囲まれ好漁場と天然の良港に恵まれた特性を活かした漁業が島の基幹産業となっている。しかしながら、水産資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高騰などの影響で漁業の経営環境は厳しさを増している。

農業については、以前は半農半漁の生活が営まれている時代もあったが、現在は、自家消費を目的とした零細な農業が営まれている程度である。

第2次産業としては、製造業と建設業の従事者がわずかながら存在するのみである。

第3次産業としては、食品や日用品を扱う商店などのほか、それぞれの地域の小中学校の関係者、医療福祉関係者などで構成されており、大規模な事業所はない。

観光資源としては、江島の碁石ヶ浜、平島の白岳及び平島灯台など美しい自然景観が主であるが、観光客数は少なく、平島に年間約400人が訪れている程度である。宿泊施設については、平島に1施設があるのみで、日帰りが困難な実状を考えると積極的に観光客の受入れを行うには宿泊の受け皿が不足している。

## 第2節 振興の基本理念及び基本的方向性

### 1 基本理念

本地域は、本土との交通の便が悪く、産業基盤が弱いため、若年層の流出が進み高齢化率が非常に高くなっている。また、本土から遠いため、ライフラインや日常的な生活機能については、極力地域内で確保できるような体制を整える必要があるとともに、救急医療などについては、本土との十分な連携体制の構築を図る必要がある。

また、本地域の美しい自然景観、イセエビなどの水産資源、捕鯨の歴史など、都市部にはない島特有の地域資源を有効に活用し、地域経済の安定的な発展と定住人口の確保を図り、島の人々が心身ともに健康で、生きがいを持って安心して暮らすことのできる豊かな島づくりを目指す。

### 2 基本的方向性

#### (1) 住みたくなるしまづくり

- ・島と本土を繋ぐ航路の維持存続及び島内の交通手段の確保に努めるとともに、道路等の計画的な整備・維持管理による交通環境の改善に努

める。

- ・時代の要請に応じた情報通信ネットワークの整備を行い、本土との情報格差の是正に努める。
- ・水の安定供給に資する水源の確保や老朽化施設の計画的な更新等、島のライフラインの確保に努める。
- ・合併浄化槽の普及促進や漁業集落排水施設の計画的な更新など島民が快適に生活できる基盤の整備を推進する。
- ・地すべりやがけ崩れ、高潮など危険性のある場所解消や島民の防災意識の高揚、消防訓練の実施による災害に強い島づくりに努める。
- ・島民と連携した漂流漂着ごみ対策など、島の美しい自然環境の保全に努める。

## **(2) いつまでも働けるしまづくり**

- ・島の基幹産業である水産業の振興を図るため、水産基盤の整備や水産加工品の開発、販路拡大の支援などに努める。また、Uイーターナーなど新たな漁業の担い手の育成及び確保による漁村活力の向上に努める。
- ・地域特有の「江島手作り醤油」の製造方法の次世代への伝承に努めるとともに、島の資源を活かした新たな特産品の研究・開発に対する支援に努める。
- ・地場産業と観光の連携によるブルー・ツーリズム等の滞在交流型観光の受け皿づくりを推進し、交流人口の拡大に努める。
- ・島周辺海域の潮流を利用した再生可能エネルギーの実用化に向けた取組を促進する。

## **(3) 安心して産み育て豊かに暮らせるしまづくり**

- ・島の生命を守るため、本土の医療機関等との連携による医療従事者や救急患者の受入れ先の確保に努めるとともに、診療施設や医療機器等の計画的な整備・充実に努める。
- ・島民が安心して老後を暮らせる島づくりを実現するため、相談体制や介護サービス提供体制の充実に努める。また、島民同士の相互扶助意識を高め主体的な見守り活動の促進に努める。
- ・島民が安心して出産や子育てができるような出産支援や保育の確保に努める。

## **(4) 生きがいと未来を創造するしまづくり**

- ・社会的変化に対応できる人材の育成を図るため、児童制度の資質向上を目指し、島内外の児童生徒との広域的な交流学习を推進する。
- ・島民の生涯教育の充実に努め、重要な役割を果たす拠点施設の改修に

努める。

- ・島の優れた自然環境や炭鉱、捕鯨などの歴史について文化財の指定を進め、魅力発信に努める。

### 第3節 計画の内容

#### 1 交通施設及び通信施設の整備等に関する事項

##### (1)交通ネットワークの確保

本地域の住民にとって、佐世保、崎戸、江島、平島、友住（新上五島町）間を1日1往復するフェリー航路が本土への唯一の交通手段となっているが、停泊時間も短く、日帰りでの利用が困難であることから、ダイヤの見直しや高速化などさらなる利便性の向上が求められているほか、船舶のバリアフリー化に対する要望も高まっている。

また、人口減少に伴う利用者数の減少等によって赤字が避けられない状況にあり、老朽化した船舶の更新に要する多額の経費負担など、新たな課題も生じていることから、運営状況や利用実態、老朽化した船舶の近代化・バリアフリー化の必要性などについて、事業者との連携及び調整を図りながら、航路の維持存続に必要な支援に努める。

さらに、航路は陸上交通と比較して運賃や流通コストが割高な状況にあるので、地域住民の負担軽減や交流人口の拡大、物流活性化を推進するため、関係機関への働きかけなど、運賃や流通コストの低廉化に向けた取組に努める。

島内交通については、江島地域は道路が狭小であるため、バス等公共交通機関の運行はされていない。平島は、自家用車が主な交通手段となっているが、自動車を持たない高齢者等にとって買い物や通院のための移動手段の確保が課題となっていて、平成21年度から地元NPO法人によって循環バスが運行されている。しかしながら、利用者数が少ないため、赤字運営となっていて、存続のためには行政による財政支援が不可欠である。

江島においても、港まで運行する交通手段の確保を求める声が上がっているが、島民の高齢化が著しいため、運行の担い手の確保が困難な状況である。

このようなことから、島民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担う島内交通の確保を図るため、NPO法人等が運行する循環バス等の運営に対する支援に努めるとともに、地域住民のなお一層の理解と参加協力を得ながら、地域が主体となった運営体制の強化や利用促進に努める。

## (2) 道路・港湾施設の整備

市道等の交通基盤については、交通環境改善のために優先性の高いところから整備を行ってきたが、地形や気候風土の問題もあり、本土と比較して舗装面の劣化が早く、継続的な維持補修が必要となっている。また、未改良、未舗装道路が存在し、一部路線については住民から拡幅等を求める声もあがっている。また、島民が高齢化しているため、急勾配の市道等については転倒防止用の手摺などの整備も求められている。

このような島の交通環境を改善するため、道路や港湾・漁港施設の老朽化や利用状況に関する情報の把握に努め、優先性、緊急性などを踏まえて計画的に整備を推進する。

## (3) 情報通信体系の整備

情報化の面では、地上波デジタル等への移行に伴う難視聴対策も完了し、既に100%の世帯で支障なくテレビ放送の視聴が可能となった。携帯電話の通話エリアも島内ほとんどのエリアで通話が可能である。

一方で、高度情報通信網については、本土から江島の基地局まで専用線で接続し、江島、平島両島内に無線LANによるブロードバンド・インターネットサービスの提供を行っているが、島民の高齢化により加入者数が減少しているため事業の採算性の低下が懸念されていることや、基地局から離れた位置にある平島では、気象条件等によって通信が不安定になるなどの問題が生じている。

また、本土の一部地域においては光ファイバー等のより高速な通信網の整備も行われているが、情報通信技術の進歩に伴い、取り扱うデータのさらなる大容量化も予想されることから、離島地域においても、時代の要請に応じた対応が必要である。

このようなことから、ブロードバンド通信施設や携帯電話通信施設の障害発生時の迅速な対応や安定性向上を図るため、通信事業者との連携強化に努めるとともに、本土との情報格差の解消を図るため、民間事業者と連携しながら、より高速な通信網整備の検討など、インターネットサービスの充実に努める。

## (4) 流通コストの低廉化

江島・平島では島外の医療機関に通院する人も多く、渡航に要する経費が高齢者等、収入が少ない人にとって大きな負担となっている。

また、漁業が基幹産業であるが、漁獲物の市場への出荷に要する輸送コストが漁業者等に経済的負担として大きいのしかかり、地場産業の競争力を低下させる要因となっている。本土から遠い地理的条件の不利を軽減し、地場産業の活性化を図るため、離島から本土への漁獲物等の効率的な流通体系の構築や輸送コスト低減策等の検討及び支援に努めると

ともに、漁業者の中には個人で市外の市場へ直接輸送する者も多いため、今後は地元漁協への水揚げを推進し、漁協運搬船の活用を促進することで流通の効率化を図る必要がある。

また、使用済自動車や老朽化した空き家の解体に伴う廃材等は本土に輸送して処分を行う必要があるが、島民にとって輸送コストが大きな負担となっていることから、使用済自動車等廃棄物の適正処分の促進を図るため、輸送コストに対する支援に努める。

## 2 産業の振興等に関する事項

### (1) 農業の振興

本地域では、販売を目的とした農業経営は行われておらず、島民の高齢化により耕作放棄地も拡大している。また、近年はイノシシによる被害が深刻化しているが、農業後継者がおらず耕作放棄地の解消が進まない現状においては、抜本的な対策が極めて困難な状況にある。その他、野生化したヤギが繁殖し、生活環境が悪化するなどの問題も発生していることから、島の美しい景観や生活環境の保全を図るため、島民と連携しながら、農地の活用策について検討を進め荒廃防止に努めるとともに、イノシシやヤギ等の有害鳥獣対策を推進する。

また、江島では、地元の農産加工グループによる「手造り醤油」が生産され、数量限定で販売されているが、担い手の高齢化により生産活動そのものが困難になってきている。その他、島内には椿が自生しており、地域の特産品としての活用も期待されている。

地域資源の保存を図るため、本地域で生産される「手作り醤油」の製法の、次世代への伝承に努めるとともに、島に自生する椿などの資源を活用した新たな特産品の開発などに努める。

### (2) 水産業の振興

漁業を基幹産業とする本地域では、イセエビをはじめ、タイやイサキ等の多様な魚種が漁獲される。しかしながら、近年は、漁場環境の悪化等により水揚量が減少していることに加え、燃油価格の高騰の影響等で経営環境は厳しくなっている。

また、漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力が失われつつあるため、新たな担い手の確保が課題である。

本地域は、四面好漁場に囲まれた漁業主体の島であることから、水産資源の保護・増殖、漁場環境の改善を推進するとともに、新規漁業就業者確保を推進することによって、漁村活力の維持、漁業経営の安定化に取り組む。

また、本地域はイセエビの産地として名高く、水揚げされる魚種も豊



富であることから、積極的なPR活動による販売促進に努め、付加価値向上によるブランド化を目指す。

漁港施設については、港内及び海岸整備も進み安全航行、高潮対策等の面で改善が図られてきているものの、今後は計画的な維持補修によって施設の老朽化対策を実施し、施設の機能保全・長寿命化を図る必要がある。

また、漁獲物の本土への出荷に要する輸送経費を助成し、不利条件解消、漁協共販率の向上による流通体制の構築を図る。

### 3 生活環境の整備に関する事項

#### (1) ライフラインの確保

水道については、江島、平島とも施設整備が完了し安定供給が図られているが、施設については老朽化に伴う計画的な更新が必要であるとともに、江島の水源は深井戸であるため、渇水などの事態を想定した予備の水源の確保が課題となっている。このため、施設の計画的な更新に努めるとともに、渇水などに備えた複数の水源確保に努める。

また、江島では、平成23年度に島内でプロパンガスの販売を行っていた事業者が撤退しガス供給が存続の危機に陥ったことにより、地域住民や地元漁協との協議を経て、初期投資に対する支援なども行い、なんとか事業の存続を図ることができた。今後、さらに人口減少が続いた場合、採算の確保が困難になることが見込まれ、事業者からは運営に対する支援も求められている。

LPGガスなど島での生活に必要なライフラインの確保を図るため、事業者との連携を図りながら支援に努める。

#### (2) 汚水処理の推進

江島の汚水処理は、漁業集落排水施設が整備されており、接続率も100%を達成しているが、施設の老朽化による機能低下が見られるため、計画的な更新が必要となっている。島民の快適な生活環境を守るため、漁業集落排水施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新に努める。

一方、平島は効率性の面から個人設置型の浄化槽整備に対する助成制度を設け、水洗化率の向上に努めているが、本土から遠距離にあるため、工事に要する経費が本土より割高となること、また、島内の維持管理体制が整っていないことなどから、未整備地区が残されている。

平島地域の合併処理浄化槽未整備地区については、環境保全に資する汚水処理施設整備の意義について島民の理解促進を図るとともに、浄化槽工事費及び維持管理費の増高対策に関する検討を進め、合併処理浄化

槽の普及促進に努める。

### (3)ごみ処理・リサイクル対策の推進

本地域で排出されるごみは、島内で分別した後、民間の定期フェリーや市営船で本土に輸送し処分を行っている。生ごみは、各家庭に設置されたコンポストやし尿汚泥処理センターで堆肥化し、島内の農地に還元されている。

ごみの再資源化及び減量化による処理コストの低減を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助制度の周知を積極的に行い、一層の普及促進に努めるとともに、島内には稼働停止したごみ焼却施設が残っていることから、施設の早期解体撤去に努める。

## 4 医療の確保等に関する事項

本地域には民間の医療機関がないため、市が設置する診療所が地域の1次医療を担っている。診療科目は内科が常設されているほか、月に2～3回歯科診療が行われている。その他の診療科目については、島外の医療機関を利用することとなるが、就労していない高齢者等にとって、島外の医療機関への渡航に要する経費の負担は大きい。本地域における1次医療の確保を図るため、長崎県離島・へき地医療支援センター等の関係機関と連携し医療従事者の継続的、安定的確保に努めるとともに、島外の医療機関利用にかかる島民の負担軽減を図るため、渡航経費に対する助成等の支援に努める。

救急患者については、大村市に常駐している県のドクターヘリで島外の医療機関へ搬送するよう連携体制を構築している。江島、平島にはそれぞれヘリポートを整備し、有事に備えた災害救助訓練等も実施している。しかしながら、ドクターヘリは日没から日の出までの救急患者搬送には対応できないことが課題である。このまま、島民の高齢化が進めば、救急搬送が必要なケースもさらに増加することが予想されることから、診療所に対応できない患者への専門的な医療機関の紹介や救急患者の受入れ先の確保を図るため、本土の2次医療機関、3次医療機関との連携体制を構築し、情報共有に努める。

診療所の医師等については、長崎県離島・へき地医療支援センターや自治体病院開設者協議会の連携により確保を図っているが、離島という不利な条件であるため、継続的、安定的な医師等の確保が課題である。

加えて、江島には旅館等の宿泊施設がないため、医師が学会等で不在の際の代診医の受入れに支障を来している。

老朽化した施設や医療機器等については、これまでも計画的な改修や更新に努めてきたが、医療の効率化と質の向上を図るため、今後も全自

動血球測定器やレントゲン、腹部エコーなど高額な機器の更新が予定されている。本土医療機関との診療情報共有や遠隔画像診断システムの導入なども将来的な検討課題である。

医療の効率化と質の向上を図るため、老朽化した施設や医療機器の計画的な整備・更新に努めるとともに、地域連携勉強会や学術講演会など離島医師の研修機会を確保し、地域医療機関との連携や医師間の交流を図る。

出産、子育ての面では、島内には産婦人科がないため、妊婦は島外の産婦人科を利用しているが、出産予定日前に島外に出て待機しなければならない、出産に要する経済的負担が大きくなっている。また、島内に保育施設がないため、子育て世代の母親の就労が困難であることから、保育環境の充実が求められている。このことから、島民が安心して出産や子育てができるよう、島外での出産に要する費用に対する支援に努めるとともに、島内での保育の確保を図るため、島民との協議を進め、実現可能な手法の検討及び対策に努める。

## 5 介護サービスの確保等に関する事項

高齢者世帯の多い本地域においては、医療、介護、予防、住まい、生活支援など多職種の連携による包括的支援を図るとともに、地域包括センターを中心とした相談体制、介護サービスの充実に努め、島民が島で安心して暮らせる環境をつくる。また、高齢化率の高い本地域の実状を踏まえ、2次予防事業対象者を的確に把握し通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業等による介護予防の推進に努める。

介護サービス事業所については、現在、市の指定管理施設である江島デイサービスセンター、平島デイサービスセンターがあり、これらの施設を拠点として西海市社会福祉協議会が、通所介護サービスと訪問介護サービスなどの提供を行っている。島民からは、介護状態になっても島で暮らすことができるよう入所施設等の設置要望があるが、今のところ参入事業者はなく、既存のデイサービス事業も赤字運営で、事業に従事する人材の確保も難しくなっている。

また、島外事業者によるサービスの提供も行われているが、島と本土を結ぶ定期航路の便数が新上五島町友住港発の1日1往復のみで日帰りができず、島外の事業者が定期便を利用してサービスの提供を行うことは困難であるため、事業者には崎戸港発で週2回1往復運航する市営船の利用を許可している。しかしながら、悪天候による運休や、乗船定員が少なく、他の目的での利用ニーズも多いため日程の調整に難があることなどから、定期的なサービスの提供が確実に実施できない場合がある

ので、本土とのサービス格差の是正が求められている。

サービスを提供する事業者にとっては、島と本土の往復に2時間を要するため、サービスの提供件数にかかわらず1日を費やすこととなり効率が悪く、それぞれの島で滞在時間が約2時間程度しか確保できないことも課題である。

このような厳しい現状を改善し、江島、平島の介護サービス基盤の安定確保を図るため、島内に事業所を置く社会福祉法人や民間事業者等の運営経費の収支不足に対する支援に努めるとともに、事業者と連携し、島内の介護人材の育成確保に努める。

また、市内他地域との利用者負担の均衡を図るため、島内でサービスの提供を行う島外事業者へ、介護サービスに要する費用の加算補助等を行うとともに、訪問リハ事業者に対し、事業運営の助成と介護サービスに要する費用の加算補助を行い島民の介護サービスの向上を図る。

また、住み慣れた地域で安心して住み続けられる島づくりに向けて、介護保険事業計画に基づき地域に密着したサービスを展開し、併せて、短期入所、通所介護、訪問介護が可能な小規模多機能型居宅介護事業所の誘致を図る。

本土との格差是正については、島民が介護サービスを利用する際に負担が必要となるサービス料の離島加算分について助成を行う。

## 6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

本地域は、高齢者世帯が多く本土との交通利便性も低いため、病気や要介護状態に陥った際に支えてくれる者がいない状態に不安を抱えている島民も多い。このような状況の中、一人暮らしの高齢者の見守りと栄養確保のため、事業所との連携による配食サービスを実施しているほか、江島では、平成24年4月から自主的な見守り組織として自治会を主体とした高齢者見守り隊が結成され活動が開始された。島民が安心して老後を暮らせる島づくりを実現するため、今後は緊急通報体制整備事業の普及に努めるとともに、事業所との連携による地域支援事業として高齢者の栄養確保と見守りのための配食などを実施する。また、島民同士の相互扶助意識を高め、引き続き主体的な見守り活動が促進されるよう努める。

島民の健康づくり支援策としては、生活習慣病等の健康教育や健康相談、保健指導や食生活改善指導などを実施している。今後も高齢化の進行が予想されるので、継続的な取組が必要である。島民の健康増進を図るため、各地区の行政区長や健康づくり推進員を中心として、特定健診受診率向上に取り組むとともに、生活習慣病の予防を重点施策として、

健康教室の開催や各種健診・検診による疾病の早期発見、早期治療、早世予防に努める。

また、小中学校の運動会に島民がともに参加するなど、都市部では失われつつある世代を超えた地域コミュニティの交流が今なお活発に行われているが、今後さらなる高齢化の進行が予想される中、島民が穏やかに生きがいを持って暮らすことのできる環境づくりの重要性が益々高まっている。高齢者の社会参加機会としては、地域行事を始め、老人クラブ、スポーツ、生涯学習など多岐に渡るが、これらの活動を促進し高齢者の地域活動への参加の機会を拡大するため、交通費等に対する助成を行うとともに、地域住民が仲間づくりや閉じこもり防止を目的として実施する主体的な取組や老人クラブ活動などに対する支援に努める。また、ハードの面でも交流施設の確保やバリアフリー化などの実施に努める。

## 7 教育及び文化の振興に関する事項

### (1) 学校教育の振興

平成23年5月1日現在で、江島地域は小学生1名、平島地域は小学生4名、中学生6名が在籍している。江島小中学校は、児童生徒数の減少により、一時は廃校の危機もあったが、現在はイターン者の定住により児童生徒が確保されたことで、存続が図られている。

学校施設については、平成21年度に、建築年次の古い平島小中学校の新築を行い、学習環境の充実が図られたが、江島小中学校についても耐震強度が不足しているため、平成27年度までに耐震改修を行う必要がある。しかしながら、児童・生徒数が少なく、将来的な見通しも不透明であることから、学校施設の複合的な利用も視野に入れた整備を検討する必要がある。そのほか、平島には海水浴場やプールがないため、子ども達に水泳を教えることができるような環境の整備を求める声も聞かれる。

このことから、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、学校施設の耐震化や大規模改修を計画的に推進するとともに、施設の有効利用を図るため、島内の他の公共施設との複合施設化についても検討する。

総合学習の面では、ふるさとを学ぶことにより豊かな心を育むことを目的に、島内はもとより、市内外の歴史、文化施設、事業所等の見学を実施した。また、コミュニケーション能力の向上などを図るため、市内外の学校との交流学习などにも取り組んでいる。

社会的変化に対応できる人材の育成を図るため、児童生徒の資質向上

を目指し、島内外児童生徒との広域的な交流学习を推進する。

さらに、高校修学については、通学に要する交通費や居住地に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図る。

## **(2)社会教育の推進**

江島・平島の小中学校は併設校であるが、島内におけるPTA活動も、島民と一体なった事業展開が行われている。また本土との交通の利便性が課題であるが、PTA連合会研修会やPTA研究大会にも積極的に参加している。

今後は、家庭教育学級を開催し、一層の家庭の教育力を高め、子どもの健全育成を図ることとしている。

子どもを持つ保護者が、本土との情報を共有できるよう、研修会、研究大会等の参加支援を行うとともに、親と子どもたちの学習環境の改善を図るため、PTA活動による交流事業や家庭教育学級の開催に努める。

## **(3)生涯教育の推進**

本地域では、地域の特性を生かした自前の講座や事業が積極的に行われており、その担い手となる役員も研修会等に参加し他市町との交流を深め資質の向上に努めている。

しかしながら、江島・平島においての生涯学習活動の推進においては少子高齢化や老朽化した施設の整備改修が課題となっている。

島民の主体的な生涯学習事業の推進により、地域に密着した人材の育成と地域づくりを目指すとともに、生涯教育や島民の集いの場として重要な役割を果たす拠点施設の改修に努め、本土からの講師派遣や公民館連絡会議を開催し、島民の生涯学習教育の充実を図る。

## **(4)歴史・文化等の保存、活用**

本地域は、県指定無形民俗文化財に指定された平島地域に伝わる伝統芸能「ナーマイドー」をはじめ、江島地域の捕鯨文化に関する史跡など貴重な資源を有している。

既に文化財に指定されている「ナーマイドー」については、正確な記録、次世代への保存・継承、市民への公開等の目的のために映像記録の製作などに取り組んでいるが、今後は炭鉱や捕鯨など、島の歴史や自然に関わる資源についても文化財指定を進めるべく、必要な調査、研究及び整備を図り、保護を行う。また、これらの施策を通じて、市内外に島の歴史、文化の魅力発信に努める。

## **8 観光の開発に関する事項**

本地域は、周囲の好漁場を目当てに都市部からの釣り客は平日休日を

問わず多いが、目に見える観光資源に乏しいため、観光を目的として島を訪れる人はほとんどいない。

海に囲まれた島ならではのロケーションは、漁業体験などブルー・ツーリズムへの活用による交流人口の拡大も期待されるが、事業展開を図るためには、観光客の受け皿となる人材の確保や組織の構築、宿泊施設の充実が必要であるなど課題が多い。

島の自然環境を活かしたブルー・ツーリズムの推進等による交流人口の拡大を図るため、漁業体験インストラクター等の人材育成や漁家体験民宿の登録の促進、PR活動等を推進し、観光客の受け皿の強化に努める。

## 9 国内及び国外の地域との交流促進に関する事項

本地域では、子どもたちに他地域の文化に触れる機会を提供し、豊かな心を育むため、学校教育の中で、市外との青少年交流事業や、島外の歴史・文化施設、事業所等の見学などに取り組んでいる。

島内・島外それぞれの地域資源を活かした体験交流を通じて子供の自立心を養うために、引き続き本土他地区との交流活動を推進する。

### 10 自然環境の保全及び再生に関する事項

離島ならではの海に囲まれた美しい自然景観は、一部西海国立公園区域にも指定されているが、近年は、島外から海岸に流れ着く漂流漂着ごみの増加が課題となっていて、地元住民による定期的な海岸清掃活動で一定の改善が図られているものの、人口減少や高齢化が進む島の現状から、今後、住民によるボランティア清掃だけでは限界が生じることが懸念される。また、本土からの釣り客によるポイ捨て等の不法投棄が見られ、マナーの向上に向けた啓発活動を推進する必要がある。

漂流漂着ごみの減少を図るため、海岸清掃活動の輪の拡大に努めるとともに、来島者によるごみの不法投棄などの観光公害を防止するため、港湾ターミナルや釣りスポットなど主要箇所への看板設置などによる啓発に努める。

また、本地域では松くい虫による被害が発生している。松林及び天然林の保全・保護と水源涵養林としての機能や景観の維持を図るため、松くい虫による被害拡大防止について継続的な対策を講じる。

### 11 エネルギー対策に関する事項

東日本大震災を機に再生可能エネルギーへの転換に注目が集まる中、

西海市では県と協力しながら産学官のワーキンググループを立ち上げ、潮流発電の実用化による新たな産業の創出に向けた検討を進めている。本地域の海域は、潮流が3ノット弱から4ノット強で、潮流発電の場としての活用可能性もあるため、将来的な実証実験の誘致なども視野に入れた取組を推進する必要がある。環境負荷の少ない循環型の社会を構築するため、産学官連携による潮流発電等の再生可能エネルギーの実用化に向けた取組を推進する。

## 1 2 防災対策に関する事項

本地域では漁港整備による高潮対策等の強化は図られてきたが、急傾斜地が多いため、台風や集中豪雨によるがけ崩れや降雨による増水などが発生していることから、自然災害による被害の抑制を図るため、急傾斜地や増水の危険性が高い場所など危険箇所の防災対策に努める。

消防体制については、江島、平島それぞれに1分団が設置されている。本土から遠く、火災発生時には基本的に島内の分団のみで消火活動を行うこととなるため、江島にはポンプ付積載車が1台、ポンプ付積載車(軽自動車)が3台、可搬ポンプが1台、平島にはポンプ付積載車(軽自動車)が5台、可搬ポンプ1台と、他地域と比較して充実した装備が配備されている。しかしながら両地域とも、島民の高齢化が進んでいるため、新たな団員の確保が困難で、団員数が定数に満たない状況となっていることから、住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時の行動力の向上や、身近な地域の人々が助け合う「自助共助」の考え方を一層浸透させる必要がある。

消防、防災体制の総合的な充実・強化を図るため、火災発生時の消火活動を担う消防団員の確保、消防車両・装備の近代化の推進、緊急時の避難体制の確立等に努めるとともに、火災予防や災害発生時の住民一人ひとりの行動力の向上を図るため、島民の防災意識の高揚や消防訓練の実施に努める。

また、策定済みの西海市防災計画では、防災情報伝達手段や災害時の避難場所への避難計画など、各種災害に対する防災体制の概要及び災害時における市、防災関係機関及び住民の役割を明らかにし、有事の災害に備えた計画内容としている。東日本大震災の教訓を踏まえた長崎県地域防災計画の修正が行われたことを受け、西海市において地震や津波への対策を充実するなど、計画の見直しを行っている。

## 1 3 人材の確保及び育成に関する事項

本地域の人口減少及び高齢化がこのまま進んだ場合、地域活性化はも



ちろんのこと、集落機能の維持にも支障をきたすことが懸念される。

また、地域の中に住むものにとっては当たり前で、気付かない隠れた魅力を発掘し、有効に活用するためには、島外の人材による支援も必要であると考えられる。

島の活力向上及び集落機能の維持を図るため、就業支援と連動したUIターンの推進及び空き家の有効活用等による定住促進に努めるとともに、集落支援員や地域おこし協力隊などの制度を活用し、島のニーズに応じた人的支援に努める。



# 松島地域振興計画



## 松島地域振興計画（松島）

### 第1節 地域の概況

#### 1 地勢・気候・人口

松島は、西彼杵半島の西側、五島灘に浮かぶ西海市の属島で、本土から約2kmの距離に位置し、面積6.39km<sup>2</sup>、周囲約16kmの島である。島の中央には標高218mの遠見岳があり、北は平戸島、南は角力灘に浮かぶ小島や野母崎半島、西には五島列島などを臨むことができる。島の北側には釜浦・西泊、南側には外平・太田などの集落があり、県道松島循環線が島の海岸沿いを1周し、各集落を繋いでいる。

本地域の周辺海域には、サンゴ、ウミトサカ、ウミウチワが群生し、ツノダシやサザナミヤッコなどの熱帯性魚類も生息する他、イサキ、コロダイ、アジの大群も観察できるたいへん美しくダイナミックな水中景観を有している。

気候は、対馬暖流の影響を受ける海洋性気候で温暖多湿であり、年間平均気温16.5度、年間降雨量は1,653mmである。夏場は南よりの風で比較的穏やかだが、冬場は北よりの風の影響で海がしけることも多い。

江戸時代は捕鯨基地として、明治から昭和初期までは炭鉱の島として栄え、最盛期には13,287人の人口を有していたが、昭和37年の炭鉱閉山以降は減少傾向が続いている。昭和56年に松島火力発電所が完成し、新たな就業の場が確保されことにより、一時的に若者のUターン等による人口の増加も見られた。しかし、発電所の平常操業化や関連企業の合理化などにより再び減少に転じ、平成22年国勢調査では人口605人、高齢化率38.8%で、本土と比較して過疎化と高齢化が進行している。

#### 2 交通

本地域の松島港と対岸の瀬戸港間の航路は、市及び民間2社により1日27.5便が運航されている。また、便数は少ないものの長崎市外海町の池島港・神浦港方面や、肥前大島港・面高港・佐世保港へも運航されている。航路の利用者としては、島民や島内に立地する松島火力発電所の従業員が多い。航路の便数自体は西海市内の他の離島と比較して充実しているが、悪天候による欠航が多いことなどから、松島、本土間の架橋が島民の悲願となっている。

島内交通としては、市営船の運航ダイヤに併せて、さいかい交通株式会社が1日15往復の路線バスを運行している。車などの移動手段を持

たない島民の日常生活の足として重要な役割を果たしているが、朝夕の通勤時間帯を除くと利用者数が少ないため、赤字路線となっている。

### 3 産業

本地域の平成22年の就業者数は274人で、うち第1次産業が13人で4.7%、第2次産業が41人で15.0%、第3次産業が220人で80.3%である。

第1次産業としては農業、漁業が営まれていて、農業では、馬鈴薯、甘藷、かぼちゃ、ブロッコリーなどが主要農作物となっている。漁業では、あじ、いか、まだい、はぎ類など多様な魚種が漁獲されているほか、ひらめの養殖などにも取り組まれている。

第2次、第3次産業としては、島内に火力発電所が立地していることから、発電所の関連産業に従事する者が多い。また、本土との交通の便が比較的良いため、島外の事業所に勤務する者も多い。

本地域の交流拡大の取組としては、桜坂、日本一小さな公園、捕鯨や炭鉱の歴史などの地域資源を生かしたまちあるきコースの設定、ガイドの育成等に取り組んでいる。

## 第2節 振興の基本理念及び基本的方向性

### 1 基本理念

本地域は、本土近接型離島で航路の便数も多いため、経済活動や生活機能の多くを本土に依存しているが、1次医療をはじめとする日常生活機能については、島内で確保できるような体制を整える必要がある。

また、地域の基幹産業である農漁業などの振興を図るとともに、農漁業体験、温暖な気候、豊かな自然環境、近海の美しい海中景観、炭鉱遺構などの地域特性を組み合わせたアイランド・ツーリズムの取組を促進し、観光振興による地域経済の活性化を図る。

### 2 基本的方向性

#### (1) 住みたくなるしまづくり

- ・交通の確保については、島と本土間との唯一の交通機関である船舶や島内のバス路線の維持存続に努めるとともに、道路の計画的な整備・維持管理による交通環境の改善に努める。
- ・時代の要請に応じた情報通信ネットワークの整備を行い、本土との情報格差の是正に努める。
- ・島民が快適に生活できる環境の構築を図るため、合併浄化槽の普及促

進に努める。

- ・地すべりやがけ崩れの危険性のある箇所への解消に努める。
- ・防災体制の充実強化を図るとともに、緊急避難体制の確立のため島民の防災意識の高揚や防災訓練の実施に努める。
- ・漂流漂着ごみの減少を図るため、海岸清掃活動の拡大に努める。

#### **(2) いつまでも働けるしまづくり**

- ・島の特産品であるそばの知名度向上や、地域に適した農産物の導入促進及び作付け拡大に努めるとともに耕作放棄地の予防、高付加価値化の取組を推進する。
- ・水産業の活力向上を図るため、水産資源の保護・増殖、資源管理型漁業の推進に努めるとともに、水産資源を活かした特産品の技術継承及び付加価値の向上、出荷体制の強化によるコスト低廉化を目指す。
- ・島内の雇用機会の拡大を図るため、島の基幹産業である火力発電所の増設に対する関係機関への要望に努める。
- ・松島桜坂まつり等の島内イベントの開催、農業や水産業と融合した総合的な滞在交流型の観光の推進による交流人口の拡大を図り、アイランド・ツーリズムの発展に努める。

#### **(3) 安心して産み育て豊かに暮らせるしまづくり**

- ・島の生命を守るため、本土の医療機関等との連携による医療従事者や救急患者の受け入れ先の確保に努めるとともに、診療施設や医療機器等の計画的な整備・充実に努める。
- ・島民が安心して老後を暮らせる島づくりを実現するため、相談体制や介護サービス提供体制の充実に努める。
- ・高齢者のいきがいづくりを図るため、老人クラブ等が自主的に取り組む活動を支援する。
- ・島民が安心して出産や子育てができるよう、出産に要する経費への支援や保育の確保を図る。

#### **(4) 生きがいと未来を創造するしまづくり**

- ・島から本土へ通学する子どもの安全確保などに対する支援に努める。
- ・島民の生涯教育の充実を図り、重要な役割を果たす拠点施設の改修に努める。
- ・島の優れた自然環境や炭鉱、捕鯨などの歴史について文化財の指定を進め、魅力発信に努める。

### **第3節 計画の内容**

## 1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

### (1)交通ネットワークの確保

本地域の松島港と対岸の瀬戸港間の航路は、市及び民間2社により1日27.5便が運航されているが、競合しているために厳しい経営状況にあり、航路の一本化など再編に向けた事業者間の調整が必要となっている。また、船舶の老朽化も進んでいて、更新に要する多額の経費負担なども課題となっていることから、島民の生活を支える航路の維持存続を図るため、航路再編や新船建造などについて、民間航路事業者等の関係機関との協議を進め、解決策の検討に努める。

さらに、航路は陸上交通と比較して運賃や流通コストが割高な状況にあるので、地域住民の負担軽減や交流人口の拡大、物流活性化を推進するため、関係機関への働きかけなど、運賃や流通コストの低廉化に向けた取組に努める。

また、便数は少ないものの長崎市外海町の池島港・神浦港方面や、肥前大島港・面高港・佐世保港へ運航されている。航路の利用者としては、島民や島内に立地する松島火力発電所の従業員が多く、航路の便数自体は西海市内の他の離島と比較して充実しているが、悪天候による欠航が多い。

島内交通としては、市営船の運航ダイヤに併せて、さいかい交通株式会社が1日15往復の路線バスを運行している。車などの移動手段を持たない島民の日常生活の足として重要な役割を果たしているが、朝夕の通勤時間帯を除くと利用者数が少なく、赤字路線となっている。島内交通の維持存続及び利便性の向上を図るため、島内バス路線に対する欠損補助等の支援に努めるとともに、島民のニーズに対応した路線や便数の確保について事業者との連携及び調整に努める。

### (2)道路・港湾施設の整備

島内の道路は、海岸沿いに島を1周する県道199号松島循環線が幹線道路である。火力発電所等への大型の搬入車両の通行による道路の傷みや舗装の経年劣化も見られるため、今後も必要に応じて整備を図る必要がある。また、交通の円滑化及び利便性・安全性の向上を図るため、優先性、緊急性に配慮しながら、島内の幹線道路である県道199号松島循環線及び市道の計画的な整備に努める。

松島港の栈橋は、老朽化に伴い、台風時には浮栈橋のチェーンが切れ定期船が接岸できなくなる事態も発生していて、島民の足の確保のため、施設の更新整備を図る必要があり、フェリー栈橋については、定期船等の接岸に支障をきたすことがないように、維持・管理、施設の更新に務め



る。

### (3) 情報通信体系の整備

携帯電話については、島内のほとんどのエリアで通話が可能となっている。地上波デジタル放送についても、難視聴エリアに共同アンテナ等を整備したことにより、全ての世帯で視聴が可能である。

高度情報通信ネットワークについては、民間通信事業者による電話回線を利用したADSLサービスが提供され、ブロードバンド・ゼロ地域の解消は図られたが、基地局からの距離によっては速度の低下や不安定な通信状況も見られることから、携帯電話の安定的な通信環境の維持を図るため、災害等による機器障害への対応について継続的に通信事業者との連携・調整に努める。

また、本土の一部地域においては光ケーブルによるインターネットサービスの提供が開始されていて、今後、情報技術の発展により伝達する情報がさらに大容量となることも予想されるため、本土との情報格差是正に向けた継続的な対応が必要となっており、情報基盤の充実による本土との情報格差是正を図るため、通信事業者と連携を図りながら、より高速な通信網の整備について検討を行う。

### (4) 流通コストの低廉化

本地域で栽培される農産物は、出荷の際にフェリーを利用する必要があるため、輸送コストが農家にとって大きな負担となっており、収益性の面から島外への出荷が厳しい作物もある。このため、流通コストの格差是正について検討を進め、島民の負担軽減、地場産業の経営安定化及び競争力の強化を図る。

## 2 産業の振興等に関する事項

本地域の平成22年の就業者数は274人で、うち第1次産業が13人で4.7%、第2次産業が41人で15.0%、第3次産業が220人で80.3%である。

### (1) 農業の振興

松島の主要農産物としては、馬鈴薯、甘藷、かぼちゃ、ブロッコリーなどがある。平成8年度から新たに花卉の生産を推進したが、現在は生産者の高齢化により栽培面積が著しく減少している。また、平成16年度には、野菜類の周年出荷による生産性向上を図るため、ソバ及び根菜類の作付け拡大のための基盤整備に取り組んだが、本土への輸送コストの問題から、順調な出荷状況とは言えない。島内で栽培されるソバは、そのほとんどが自家消費されているため、今後は、地場の特産品として

定着を図るためにPRを強化するとともに、地域の特性にあった農作物の導入を推進し、作付けの拡大に努める必要があることから、松島の特産品であるソバの知名度向上に努めるとともに、かんころもちの原料となっている甘しょなど地域に適した農産物の導入促進及び作付け拡大に努める。

また、農業の担い手不足が深刻な本地域では耕作放棄地が拡大傾向にあり、イノシシ等による被害も増加している。耕作放棄地の解消には、再生した農地を利用する担い手の育成・確保が必要不可欠であるが、本地域では、農業後継者の確保が困難であるため、取組が進んでいない。そのため、中山間地域等直接支払制度を活用し耕作放棄地の発生予防に努めるとともに、農業者の所得向上及び経営の安定化を図るため、農産物の加工や観光と連動した農業体験メニューの整備など、生産のみにとどまらない高付加価値化の取組を推進する。

## (2)水産業の振興

松島の基幹産業である水産業は、水産資源の減少や魚価の低迷等により、厳しい経営環境にあり、水産資源の保護増殖のため、種苗放流などを実施し、資源管理型および栽培漁業の振興を図るとともに藻場の造成に取り組む。また、漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、活力ある漁村を維持していくためにも、担い手の確保が重要な課題となっていて、活力ある漁村づくりを構築するため新規漁業就業者の受け入れ等について漁協と連携を行い、後継者育成の支援に努める。

このほか、地元で人気の高い水産加工品として「エソのすり身」があるが、すり身の状態のまま販売しているため、購入後の調理に手間がかかること、日持ちしないことなどから消費が伸び悩んでいる。今後は、このすり身を原料とした蒲鉾、ちくわなどの新たな商品開発に繋げ、地域を代表する産品として消費拡大を図っていく必要があるため、本地域の水産資源を活用した特産品の技術継承、特色ある加工品の開発について漁協とも連携しながら支援に努める。併せて、生産者の高齢化が進んでいることから、加工技術を若い人材に継承していく必要がある。

また、本地域で漁獲された水産物は、大瀬戸町漁協へ出荷することが最も効果的であるため、出荷体制の強化により大瀬戸町漁協ブランド魚として付加価値の向上を図り、コストの低廉化を目指す。

## (3)就業促進

島内には火力発電所以外に雇用の受け皿となり得る事業所がほとんどないため、高校卒業後に島を離れる若者も多く、雇用の場の創出が課題である。

松島火力発電所では、現在1号炉、2号炉が稼働しているが、東日本

大震災以降、電力不足が懸念されるため、西海市は大きな雇用創出効果が期待できる火力発電所の3号炉、4号炉の増設に向けた検討を関係機関に要請している。

また、高齢化に伴い需要が高まることが予想される介護ニーズに対応した人材の育成を図る必要があることから島内での就業に必要となる介護等の資格取得等に対する支援に努める。

### **3 生活環境の整備に関する事項**

#### **(1) ライフラインの確保**

本地域には4箇所の水源があり、水の安定供給が図られている。水道普及率は100%となっているが、施設の老朽化に応じた計画的な更新が必要であり、継続的な水の安定供給を図るため、水道施設の計画的な維持・更新に努める。

#### **(2) 汚水処理の推進**

汚水処理は、平成15年度から市町村設置型の浄化槽整備を推進してきたが、設置要望件数が減少したことにより、現在は、個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行い、水洗化率の向上に努めている。

本地域の水洗化率は約34%に留まっているため、今後も島民の理解を得ながら浄化槽の設置を促進する必要があるが、離島であるため、設置工事費や維持管理費が割高であることが普及の足枷となっている。島の豊かな自然環境の保護と生活環境の向上を図るため、汚水処理構想に基づき、個人が設置する合併処理浄化槽の整備費に対する助成を行うとともに、助成制度についての周知徹底に努め、一層の普及促進を図る。

#### **(3) ごみ処理・リサイクル対策の推進**

本地域で排出されるごみは、島内で分別収集したうえで、本土に搬送して処分が行われている。家庭用生ごみ処理機の普及を図りごみの減量化を進める必要がある。ごみの再資源化及び減量化による処理コストの低減を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助制度の周知を積極的に行い、一層の普及促進に努める。

### **4 医療の確保等に関する事項**

本地域には民間の医療機関がないため、市が設置する診療所が島の1次医療を担っている。診療科目としては内科が常設されているが、他の診療科目については島外の医療機関を利用する必要があることから、本地域における1次医療の確保を図るため、長崎県離島・へき地医療支援センター等の関係機関と連携し、医療従事者の継続的、安定的確保に努

めるとともに、診療所で対応できない患者への専門医の紹介や、救急患者の受入れ先の確保を円滑に行うため、本土の2次医療機関、3次医療機関との連携体制を構築し、情報共有に努める。

救急患者は、大村市に常駐している県のドクターヘリで島外の医療機関へ搬送するよう連携体制を構築し、島内にはヘリポートも整備している。

診療所には医師1名、看護師2名が配置されているが、離島という不利な条件であるため、継続的、安定的な医師の確保が課題となっている。

医療機器等については、これまでも計画的な導入や更新に努めてきたが、診療所及び医師住宅は建築から30年以上経過し、老朽化による傷みが目立ち始めているほか、医療の効率化と質の向上を図るため、今後も全自動血球測定器やレントゲン、腹部エコーなど高額な機器の更新が必要となっている。医療の効率化と質の向上を図るため、老朽化した施設や医療機器の計画的な整備・更新に努めるとともに、地域連携勉強会や学術講演会など離島医師の研修機会を確保し、地域医療機関との連携や医師間の交流を図る。

また、島内には産婦人科がないため、出産の際に要する交通費や移送費、宿泊費等の負担が大きい。このため、本土住民との格差是正を図る必要があり、島民が経済的な負担を気にすることなく安心して出産できるよう、島外での出産に要する宿泊費や交通費などの費用に対する支援に努める。

## 5 介護サービスの確保等に関する事項

松島は本土地区と比較して高齢化率、介護認定率ともに高くなっている。島民が島で安心して暮らすことのできる環境をつくるためには、個々の高齢者の実情に応じた包括的な支援体制の構築や介護予防の推進、より一層の介護サービスの充実などが必要となっている。高齢者の多様な相談に対応するため、地域包括支援センターを中心として、医療、介護、予防、住まい、生活支援の多職種が連携した相談体制の充実に努めるとともに、2次予防事業対象者を的確に把握し、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業等による介護予防の推進を行う。

現在、島内には市が管理委託を行うデイサービス施設を拠点として、通所介護サービスのみの提供を行っている事業所があるが、利用者の減少により赤字運営である。介護サービスの安定確保を図るため、島内に施設を置く事業者の運営経費の収支不足に対する支援に努めるとともに、事業者と連携しながら介護人材の育成、確保に努める。一方、島内の事業者が提供するサービスの内容が限られていることに加え、本土との定

期便の便数も比較的多いことから、島外事業者が提供する通所介護、通所リハビリテーション等の居宅支援サービスを利用している島民も多く、市内他地域との利用者負担の均衡を図るため、島内でサービスの提供を行う島外事業者への介護サービスに要する費用の加算補助等を行う。また、本土との格差是正を図るため、島民が介護サービスを利用する際に負担が必要となるサービス料の離島加算分について助成を行う。

## 6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

本地域は、本土と比較して高齢化率が高いため、高齢者の健康維持や生きがいづくりの重要性が非常に高く、高齢者の地域活動への参加を促進するための場所や機会の確保・充実を図る。また、社会参加のための経済的な支援などが必要であることから、わいわいサロン事業の普及や老人クラブ活動費の補助を行い、高齢者の生涯学習や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等自主的な活動を支援するとともに、交流拠点の整備やバリアフリー化などに努める。併せて、身体機能に低下の見られる高齢者の社会参加促進を図るため、交通費等に対する支援を行う。

今後はさらに高齢者夫婦世帯、単身世帯などが増加することも予想されることから、日常的な見守り体制を構築する必要があり、緊急通報体制整備の普及に努めるとともに、事業所と連携し、高齢者の見守りと栄養確保を目的とした配食サービスを実施する。

子育て環境は、島内に1箇所保育園があるが、近年は少子化の進行により定員割れが続く厳しい経営状況となっていて、保育所存続のために保育所を運営する事業所に対する支援に努める。

## 7 教育及び文化の振興に関する事項

### (1) 学校教育の振興

島内には小学校が1校あるが、児童数の減少に伴う複式学級化を解消するため、本土の小学校と統合され、平成24年度末で廃校となることが決定している。今後は、学校施設跡地の有効活用に向けた検討が必要となっていて、廃校後の校舎、体育館及び用地の利活用について検討を行う。

また、統合後は通学路が変わることや船を利用した通学となることなどから、保護者から、通学時の子どもの安全を確保するための対策を講じるよう求められていて、島から本土の小学校への通学時の子どもの安全確保対策に努める。

さらに、高校修学については、通学に要する交通費や居住費に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図る。

## (2)生涯教育の推進

島内には生涯学習の拠点として公民館が設置され、特色ある事業を展開しているほか、島民の地域活動拠点として集会所が設置されているが、施設の老朽化が見られるため、整備及び改修が必要となっている。全ての人々が集える、学びや地域づくり活動の拠点の確保を図るため、公民館の継続的な設置や、老朽化した集会所の整備、改修に努める。

## (3)歴史・文化等の保存、活用

島内には、江戸時代に栄えた捕鯨文化に関連する史跡が残されていて、同様の歴史を有する江島地域と合わせて「西海市の鯨組史跡群」として市の文化財指定を行い、離島だけにとどまらない全市的な位置づけと価値が生まれている。

また、明治から昭和にかけては石炭の採掘で栄えた歴史も有していて、現在、新たな文化財としての指定を見据えた遺構の調査等に取り組んでいる。

今後は、さらに松島の歴史、自然の調査、研究を進め、その価値や魅力の発信に努める必要があり、炭鉱や捕鯨等の島の歴史や自然に関わる文化財の指定を進め、必要な調査、研究及び整備を図り、保護に努めるとともに、市内外に向けた島の歴史や文化の魅力発信に努める。

## 8 観光の開発に関する事項

本地域では、島の魅力を活かした観光振興を推進するため、ガイドの育成や観光資源の発掘を進めてきた。また、松島の桜坂や、幕末の志士が訪れた歴史等を活用した、交流イベント等も開催されている。

現在は、観光客がマップを手に自由にウォーキングや散策を楽しむことができる体制を整備するため、ウォーキングコースの設定や案内看板の設置等について島民と協議しながら事業を進めている。

また、周辺海域の美しい水中景観を活用したスキューバダイビング教室の開設や、地場産品のソバを活用したソバひき体験、地元住民による昔ながらの豆腐づくり体験など、島民が主体となった多様な取組が行われてきた。しかし、推進組織や受入れ体制が脆弱であることや、関係機関との調整がなされていないことなどから、事業として軌道に乗せるためには、さらなる取組の強化が必要である。そこで、松島の桜坂、日本一小さな公園、幕末の志士が訪れた歴史、捕鯨、炭鉱の歴史など松島ならではの資源を活かした観光振興による島の経済の活性化を図るため、ウォーキングコースの設定や体験メニューの開発等の新たな観光資源の整備、ガイド・農林漁家体験民泊等の受入体制の強化、関係機関との連携体制の構築等を推進する。

## 9 国内及び国外の地域との交流促進に関する事項

本地域では、島民が主体的に運営するイベントを核に、島民と島外からの来訪者との交流が行われている。

また、都市部で開催されている交流・定住をテーマとした離島関係イベントに、積極的に参加する市民団体もあり、交流促進による地域活性化に対する意欲は高い。このため、島内で実施されているイベントや多様な観光資源を活用した来島者の拡大及び交流による島の活性化を図るため、地域の主体的な取組に対する支援に努める。

### 10 自然環境の保全及び再生に関する事項

本地域は、黒石の海岸、赤石の海岸、荒海で侵食されて出来た千畳敷などの独特の海岸特性を有しているが、過去には松島沿岸に大量の流木が漂着するという問題も発生している。当時は、地元の漁業者、漁協職員その他関係者による撤去作業が行われたが、その後も地元自治会による定期的な海岸清掃活動が行われており、漂流漂着ごみの減少を図るため、海岸清掃活動の輪の拡大に努める。

また、ツノダシ、サザナミヤッコなどの熱帯性魚類も生息し、イサキ、コロダイ、アジの大群も観察できる大変美しくダイナミックな水中景観を有しているが、島の基幹産業が漁業であるため、近年は水産資源の枯渇が激しく、海の生態系の保全が課題であり、生態系の維持による美しい水中景観の保全を図るため、海洋生物の保護増殖に努める。

### 11 防災対策に関する事項

本地域では、これまで地すべり・土石流危険箇所の整備を実施してきたが、今後も危険箇所の把握に努め、必要な対策を講じる必要があり、自然災害による被害の抑制を図るため、地すべり、がけ崩れ、海岸線の侵食防止及び高潮対策のための海岸保全事業など、危険箇所における防災対策の推進に努める。

災害情報を伝達する防災行政無線については、屋外拡声子局及び島内全世帯を対象に戸別受信機を設置し、防災情報の迅速な伝達が可能となっているが、老朽化が進んでいるため、松島を含め大瀬戸町全体で更新整備に努める。

消防体制は、島内に1分団が設置され、定数50名に対し団員数は42名と定員割れの状態となっていて、団員の継続的な確保が課題である。消防、防災体制の総合的な充実・強化を図るため、火災発生時の消火活動を担う消防団員の確保、消防車両・装備の充実、緊急時の避難体制の

確立等に努める

また、島内には3箇所の拠点施設が整備され、それぞれにポンプ付積載車1台、可搬式ポンプ1台が配備されているが、施設の経年劣化が懸念されていて、計画的な整備が必要となっている。

また、西海市防災計画を策定し、防災情報伝達手段や災害時の避難場所への避難計画など、各種災害に対する防災体制の概要及び災害時における市、防災関係機関及び住民の役割を明らかにし、有事の災害に備えた計画内容としている。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、長崎県地域防災計画の修正を受け、西海市では地震や津波への対策を充実するなど、計画の見直しを進めている。

火災予防や災害発生時の住民一人ひとりの行動力の向上を図るため、島民の防災意識の高揚や消防訓練の実施に努める。

## 1 2 人材の確保及び育成に関する事項

本地域には、しまの景観対策や島外からの観光客の宿泊の手配に取り組む団体と、島の活性化について定期的に勉強会を開催し、地域づくりに取り組んでいる団体の2つの市民団体が存在する。島の活性化を図るためには、これらの島内人材の活動をさらに促進し、参加の輪を拡大することが重要である。そこで、島の活性化に取り組む人材の育成及び確保を図るため、島内の団体の活動のさらなる活性化や、空き家を活用した定住促進支援、島外の関係機関などとの連携体制の強化に向けた支援に努め、参加者の拡大を図る。



## 松島地域振興計画（池島）

### 第1節 地域の概況

池島は、西彼杵半島の西側に位置し、角力灘に浮かぶ長崎市の属島で、本土から7kmの位置にある。

池島の地勢は、周囲4kmで、標高100m内外の玄武岩台地をなし、集落は海岸部及び台地上に形成されている。

気候は、対馬暖流の影響を受ける海洋性気候で、温暖多湿である。

池島の交通は、離島航路が本土と池島を結ぶ唯一の交通機関であり、フェリーが7往復（大瀬戸6往復、神浦1往復）、高速船（車両の運搬不可）が3.5往復（佐世保2往復、神浦1往復、大瀬戸片道1便）、地域交通船（12人乗り）が池島～神浦間を5往復運航している。

池島港は、本土との玄関口であり、住民の生活物資、生活資材等あらゆる物資の搬入搬出港であるとともに、定期船の発着所でもある。

この唯一の玄関口も、台風や季節風等の波浪により、しばしば船舶が欠航となる事態が生じていて、桟橋、防波堤等の被害も発生している。

島内の交通については、民間事業者への補助金方式によりコミュニティバスが運行されている。現在34便を運行し、島民の足として欠かすことのできないものとなっている。

池島は、石炭産業がエネルギー革命の波にのまれ斜陽になっていくなか、池島炭鉱はその流れに逆らうように急速に成長、島の人口も、炭鉱ができる以前の昭和26年頃には350人程度であったが、昭和45年には人口が7700人以上に膨れ上がった。ところが、円高による低価格の外国炭に押され、平成13年11月29日に閉山し、人口の流出や高齢化、商工業者等の撤退、航路の減便など、生活環境の悪化が続いた。

そのような中、炭鉱の跡地に産炭地域新産業創造等基金の助成を受けて平成21年6月から池島アーバンマイン株式会社が企業活動を開始し、新たな雇用が生まれた。また、産業遺産の旧炭鉱施設を活用した観光事業の実施等により、交流人口も増加傾向である。

しかし、平成24年8月に池島アーバンマイン株式会社の主力事業が休止されたことに伴う雇用者数の大幅な減少により、人口流出や生活環境に与える影響が危惧されていて、地域の活力低下が懸念される状況にある。

（平成24年9月末の人口は264人）

### 第2節 離島振興の基本的方針

## 1 基本理念

貴重な産業遺産を活用した観光事業の推進による交流人口の拡大により、地域活力の維持増進を図るとともに、航路の維持をはじめ、医療・福祉・生活環境の整備など、地域住民が安心して暮らすことができる「しまづくり」を推進する。

## 2 基本的方向性

- (1) 旧池島炭鉱跡の産業遺産を活用した観光事業を主体とした交流人口拡大や、就業機会の確保など定住化の促進に取り組むことにより地域活性化を推進する。
- (2) 島外との唯一の交通・輸送手段である航路の維持・確保に努める。
- (3) 福祉・保健・医療体制の充実を図るとともに、住宅等の生活環境の整備を行うことによる高齢化に対応した施策の展開を図る。

## 第3節 計画の内容

### 1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

航路は、地域住民にとって必要不可欠なものであり、観光客等にとっても本土からの唯一のアクセス手段であるため、航路の維持のほか、住民や来島者が利用しやすい運航ダイヤ、運賃体系の確保に努める。併せて、棧橋や防波堤等の港湾施設の整備も推進する。

また、航路は、陸上交通と比較して運賃や流通コストが割高な状況にあるので、地域住民の負担軽減や交流人口の拡大、物流活性化を推進するため、国などの関係機関に対して運賃や流通コストの低廉化に向けた働きかけを行う。

島内交通については、日常の公共交通確保のため、コミュニティバスの運行の維持に努めるほか、島内の道路整備促進を図る。

通信については、地域住民や来島者の利便性の向上や地域内外への情報発信等を図るため、ブロードバンドやモバイルブロードバンド等の情報通信体系の整備促進を図る。

### 2 産業振興等に関する事項

旧炭鉱施設の産業遺産を活かした観光産業の振興を積極的に図るとともに、特産品開発など、地域経済の活性化に努める。

### **3 就業の促進に関する事項**

貴重な産業遺産を活用した観光事業を活かし、観光産業の振興を図るほか、観光産業と連携した製造業の振興、グリーン・ツーリズムとの連携、ガイドやインストラクターなどの人材育成の推進など、多様な就業機会の創出に努める。

その他、産業振興に資する諸施策を推進し、就業機会の拡充の促進に努める。

### **4 生活環境整備に関する事項**

危険廃屋の解消を促進し地域住民生活の安全を確保するとともに、公衆浴場、水道施設など生活基盤施設の維持管理に努める。

また、市営住宅の集約化を促進し不要になった老朽住宅を除去するとともに、建物の老朽化、入居者の高齢化に対応した改善を行うなど、居住環境の整備を図る。

また、地域住民が安全に安心して暮らすことができるしまづくりを進めるため、防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止などに取り組む。

### **5 医療の確保に関する事項**

池島診療所は島内唯一の医療機関として、地域住民が安心して日常生活を営むことができる適切な医療サービスを提供するとともに、医療従事者の確保及び定着に努める。

また、重症患者を本土の医療機関へ移送する場合には、民間の船舶による救急医療体制を継続する。

妊婦については、島外での妊婦健診等にかかる交通費等に対する支援を行うなど、経済的負担の軽減を図る。

### **6 介護サービスの確保等に関する事項**

高齢化が進んでいることから、介護サービス利用者負担の軽減措置や在宅福祉サービスの供給体制の充実など、介護予防・生活支援事業の実施や、安心して生活できる地域づくり、生きがいづくり活動を推進する。

また、生活習慣病の早期発見及び早期治療を目的として、特定健診・各種がん検診の受診を奨励し、受診者の増加に努める。

### **7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項**

高齢者が安心して生活できるように福祉対策の充実を図るとともに、生きがいづくりや健康づくりなどの地域が行う自主的な活動についての支援を行う。

また、子どもが健やかに成長できるよう子育て支援を推進する。

## 8 教育及び文化の振興に関する事項

小中学校は、児童生徒数が炭鉱の閉山に伴い激減したため、平成18年より小中併設校1校となっている。

児童生徒数の減少により行事の運営等が困難になっているが、小中学校の連携、地域住民との交流事業など、少人数を活かしたきめ細やかな指導を行う。さらに、本土の学校との交流学习など、さまざまな環境に触れる教育活動を充実することで、より一層、教育課程・指導形態の工夫に努め、次世代を担う子ども達の教育の充実を図る。

また、高校修学については、通学に要する交通費や居住費に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図る。

また、耐震性が確保されていない校舎については耐震補強を実施する。

## 9 観光の開発に関する事項

島全体に残っている九州最後の炭鉱施設を貴重な産業遺産としてとらえ、地域振興の観点より、炭坑体験をはじめ、地域の独自性を生かした取組を行い、交流人口の拡大を図る。

また、地元産の食材による料理の提供や特産品の開発などによる地域経済への波及効果の拡大や、観光関連での人材育成や雇用促進など、より地域活性化につながる方策も併せて推進する。

その他、本土と離島との交通網の維持・拡大に加え、離島間交通の拡大を促進し、広域観光ネットワークの形成を図る。

## 10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

貴重な産業遺産を活用した観光事業やグリーン・ツーリズムの振興、イベントの開催などにより交流人口の拡大を図り、地域住民と来島者及び来島者間の交流を促進する。

また、イベント開催や情報発信などにより、島の出身者やファンなど池島のサポーターとなる人々とのネットワークの構築を推進し、さらなる交流の促進に努める。

## 11 自然環境の保全及び再生に関する事項

関係機関と連携し、海岸漂着物の円滑な処理を図ることにより、海岸における良好な景観と環境を保全する。

## 1 2 エネルギー対策に関する事項

日常生活や産業活動に欠かせないガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等の石油製品の低廉化に向け、国などの関係機関に対して働きかけを行う。

## 1 3 防災対策に関する事項

防災行政無線の維持保全を図るとともに、島内の避難所の耐震化など安全対策等の施策を推進する。

また、災害時の孤立防止のため、衛星携帯電話を配置しているが、さらなる防災力向上のため、防災に関する広報や、自主防災組織による防災訓練の実施等を推進し、防災意識の向上を図る。

## 1 4 人材の確保及び育成に関する事項

高齢者をはじめ地域住民が安心して日常生活を営めるよう、医師、看護師、介護福祉士等の医療・福祉の知識や技能を有する人材の確保に努める。

また、地域住民との協働等により、観光ガイドやグリーン・ツーリズムインストラクターなどの人材や市民活動団体の育成を推進し、観光客等の受け入れ態勢の整備を行うことにより地域の活性化を図る。

## 1 5 その他離島の振興に関し必要な事項

炭鉱閉山後、急激な人口の流出による地域社会の変化に伴い、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続をするための諸施策を検討する。



# 高島地域振興計画





## 高島地域振興計画

### 第1節 地域の概況

高島地区は、長崎港から南西約14.5kmの沖合に位置し、面積1.34km<sup>2</sup>の島で、高島、端島、中ノ島、飛島の四つの島からなり、有人島は高島のみである。

地形は、平地が少なく、中央に海拔114mの権現山がある。

風は、夏には概ね南西から、冬は北西の強風が吹く日が多く、台風、冬期の季節風の時期には、海上交通は欠航を余儀なくされ、時には台風の被害が甚大となるなど、年間を通して風害が深刻である。

年間平均気温は15～16で、降雨量は、冬季が比較的多く、温暖多雨の恵まれた気象条件にあるが、水資源がなく海底送水管により、対岸の三和地区から送水している。

昭和23年10月、町制を施行した旧高島町は、明治、大正、昭和を通じ石炭産業を中心として発展を続け、日本の近代化に重要な役割を果たしてきた。

その後、昭和30年4月には町村合併促進法により、隣接の高浜村端島名と合併し、面積1.24km<sup>2</sup>に人口16,904人という日本一の人口密度の町となった。

公共交通機関は、離島航路が長崎と高島を結ぶ唯一の交通機関であり、主要航路として、長崎・伊王島・高島の定期航路が1日9往復あり、片道35分を要している。

高島港については、本土との玄関口であり、住民の生活物資、生活資材等あらゆる物資の搬入搬出港であるとともに、定期船の発着所でもある。

この唯一の玄関口も冬期の季節風や夏期の台風時の波浪により、しばしば船舶が運航不能となる事態も生じており、栈橋、護岸等の被害も発生している。

また、高島港ターミナルも老朽化が進み、物販スペースも無く、待合所スペースも狭小であるため、夏季海水浴シーズンは乗客が休憩する場所が無く、屋外での乗船待ちを余儀なくされている。

一般県道高島線は、高島港を起点とし、島を一巡する基幹道路である。また、この道路から市道高島町1号線が分岐し、島の中腹部を一周している。これらの基幹道路を起点として、市道や臨港道路などが分岐して地区内の道路網を形成している。

また、島内の交通については、民間事業者への補助金方式により島内循環バスが運行されている。現在、平日17便を運行し、島民の足とし

て欠かすことのできないものとなっている。

高島地区は、石炭産業を唯一の基幹産業とした一島一町一企業という典型的な炭鉱依存型の自治体として発展してきたが、昭和49年1月端島砒が閉山し、昭和61年11月歴史と伝統のある高島炭砒も閉山した。

この間、昭和48年の高島炭砒の合理化により約700人、翌年の昭和49年には端島砒の閉山により約580人、さらに昭和50年には、高島炭砒の合理化により830人と多数の炭鉱従業員が整理解雇され、地域の雇用が大きく落ち込む中で、家族ともども他市町村へ新たな職を求めて島外へ転出していった。

さらに昭和61年の高島炭砒閉山により、約5,500人だった人口が平成24年7月現在では470人台にまで激減し、地域の経済的社会的基盤が大きく後退した。

炭鉱閉山後、新たな雇用の確保を図るため、セメント2次製品製造販売会社、ヒラメ等の養殖会社及び未開発高級魚養殖システム研究開発会社が立地し、また、昭和63年11月には縫製工場、平成元年3月には水産物加工場が立地したが、いずれも撤退・解散し雇用の確保という観点からは厳しい結果となった。

一方、炭鉱住宅跡地を活用し、雇用対策として第3セクター方式により高糖度系統のトマト栽培を開始し、高島トマトとして地域特産品化を図ってきたが、平成16年に第3セクター解散後旧高島町が引き継ぎ、合併後は、公募により誘致した企業が「高島フルーティトマト」として平成18年に商標登録を行い、順調に販路を拡大している。そのほか、平成13年に起業した魚類種苗生産会社も種苗の生産と養殖魚の販売を行っている。

また、平成3年3月に水産庁の認定を受けた「マリノベーション拠点漁港漁村総合整備計画」に基づき整備された漁港をはじめ磯釣り公園や人工海水浴場などを活用し、水産業の振興や都市部との交流を推進し、地域の自立促進を図るための取組を行っている。

## 第2節 離島振興の基本的方針

### 1 基本理念

海や軍艦島等の近代化産業遺産群をはじめとする資源を活用した観光レクリエーションの振興、唯一の住民の交通手段である航路の維持・確保及び高齢者が安心して暮らせる体制の整備を図ることにより交流人口、定住人口の増加に努める。

## 2 基本的方向性

- (1) 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園、ふれあい多目的運動公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションの開催及び海水温浴施設高島いやしの湯を活用した交流人口の増加を図る。また、宿泊や団体客が飲食できる場所の確保や、学校の体験学習やスポーツ合宿などの受入体制を整え、年間を通じた集客を図る。
- (2) 炭鉱閉山後、人口減少が続いており、定住人口の増加が課題となっている。団塊の世代等の大量退職を見据えながら、豊かな自然を生かした「ながさき暮らし推進事業」の充実を図り、定住できる環境を整備する。
- (3) 市営住宅の集約化を促進し、不要になった老朽住宅を除去するとともに入居者の高齢化などに対応した居住環境の改善に努める。
- (4) 海水温浴施設高島いやしの湯、デイサービスセンターなどを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい環境の整備を進める。
- (5) ヒラメ、カサゴ、フグ等の種苗生産や陸上養殖及びフルーティトマトなどの温室栽培による地域の特産品については、地域外へ販売するルートの強化やブランド力を高めることにより、生産量を増加させ、地域の活性化を図る。
- (6) 端島（軍艦島）や北溪井坑跡を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」が世界遺産暫定一覧表に登録されており、構成資産候補を有する地区として施設整備を推進し、歴史・文化の発信地として活用する。  
また、閉山以来無人島となっている端島（軍艦島）については、平成21年4月から一部上陸が可能となったことから、高島地区の活性化につなげていくための観光資源として、さらなる活用方策について検討を進めていく。

## 第3節 計画の内容

### 1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

航路は、長崎と高島を結ぶ唯一の交通手段であるため、維持確保に努

める。

また、伊王島大橋の架橋に伴い、香焼-伊王島-高島間を結ぶ生活物資輸送を取り巻く環境も変化しているため、生活物資の安定的な輸送の確保を図る。

さらに、航路は陸上交通と比較して運賃や流通コストが割高な状況にあるので、地域住民の負担軽減や交流人口の拡大、物流活性化を推進するため、国などの関係機関に対して運賃や流通コストの低廉化に向けた働きかけを行う。

港湾施設については、防波堤、棧橋、ターミナル等の改良整備を図る。

一般県道高島線は、全線舗装され交通安全施設等もほぼ充足しているものの、地区の基幹道路として、未改良箇所の整備を行っていく。

市道高島町1号線は、改良整備が完了しているが、生活・防災道路として、今後とも逐次整備に努める。

その他の市道や臨港道路などについても、住民の日常生活に密着しており、生活環境の充実や産業振興を図るため、整備不十分な箇所等について、今後計画的に整備する。

また、島内循環バスについては、現状の一便あたりの利用者数とバスの大きさに乖離があることから、この地域に適した、持続可能な交通手段を整備する。しかしながら、循環バスは、船便に接続しているため、海水浴シーズンなどの混雑に対する対応を考慮する。

通信については、災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用して、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための改良整備を進める。

## 2 産業振興等に関する事項

人工海水浴場や飛島磯釣り公園、海水温浴施設高島いやしの湯等を活用した観光産業を推進するとともに、漁村の都市交流促進、漁港漁場の整備、稚魚の放流等による水産業の振興を図る。また、漁家経営の安定、体質強化のため、今後とも漁業金融制度の低利融資による漁業者等への負担軽減を図る。農業については、炭鉱住宅解体跡地を利用して、高島特産の高糖度系トマトのハウス栽培を行っていて、さらなる生産性の向上を図る。また、高島ヒラメの真空パックなど特産品の開発を行っていますが、今後、さらに新たな特産品の開発を行い産業の振興を図る。

## 3 就業の促進に関する事項

海や軍艦島等の近代化産業遺産群をはじめとした観光資源を活かし観

光産業の振興を図るほか、高島特産のトマトやヒラメをはじめとした農水産物を活かした産業の振興を図り、多様な就業機会の創出に努める。

その他、産業振興に資する諸施策を推進し、就業機会の拡充の促進に努める。

#### **4 生活環境整備に関する事項**

水道施設、漁業集落排水施設及び公共下水道は、現有施設で充足されているが、今後とも施設の維持管理に努める。

島の美観と住民がふれあう場の創出のために、老朽危険空き家対策や住宅周辺の道路、広場等の環境及び景観整備を推進する。

また、市営住宅の集約化を促進し不要になった老朽住宅を除去するとともに、建物の老朽化、入居者の高齢化に対応した改善を行うなど、居住環境の整備を図る。

また、地域住民が安全に安心して暮らすことができるしまづくりを進めるため、防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止などに取り組む。

#### **5 医療の確保に関する事項**

高島診療所は島内唯一の医療機関として、地域住民が安心して日常生活を営むことができる適切な医療サービスを提供するとともに、医療従事者の確保及び定着に努める。

また、重症患者を本土の医療機関へ移送する場合には、救急艇による救急医療体制を継続する。

妊婦については、島外での妊婦健診等にかかる交通費等に対する支援を行うなど、経済的負担の軽減を図る。

#### **6 介護サービスの確保等に関する事項**

高齢化が著しく進んでいて、65歳以上の人口が総人口に占める割合が54.4%（平成24年3月末現在）と非常に高くなっている。

介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防事業を推進する。また、安心して生活できる地域づくりや生きがいづくり活動を実施する必要があり、地域住民の生活習慣病に対する予防対策として、食生活など生活習慣の改善、健康教育、健康相談等の1次予防の充実・強化に努める。

また、生活習慣病の早期発見及び早期治療を目的として、特定健診・各種がん検診の受診を奨励し、受診者の増加に努める。

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

高齢化が著しく進んでいて、安心して生活できる地域づくりや生きがいづくり活動を実施するためには、保健師、ホームヘルパー等マンパワーの確保と資質の向上に努め、機能訓練等の推進を図るとともに、ホームヘルパー派遣事業、既存施設の養護老人ホームを利用したショートステイ及び市社協が運営しているデイサービスセンターを活用した各種福祉サービスの充実を図る。また、平成23年12月に高齢者を中心に気軽に訪れることができるサロンを開設し、住民が集える場所の提供を行うとともに、高齢者の孤独死を予防するため「黄色い旗運動」を実施しており、今後も推進を図る。

また、子どもが健やかに成長できるよう子育て支援を推進する。

障害者福祉については、障害者の自立促進のための支援を行うとともに、社会参加を促進し、公共施設のバリアフリー化を推進する。

保健衛生については、病気の予防と早期発見を目的とした各種保健事業を推進し、島内で実施する健診等の実施に努める。

## 8 教育及び文化の振興に関する事項

幼稚園教育は、園児数が減少しており、園舎も築後30年を経過し老朽化している。小中学校は、児童生徒数が炭鉱の閉山に伴い激減したため、平成7年より小中併設校1校となっている。

園児や児童生徒数の減少により行事の運営等が困難になってきているが、幼小や小中学校の連携、地域住民との交流事業など、少人数を活かしたきめ細やかな指導を行うとともに、本土の学校との交流学习など、さまざまな環境に触れる教育活動の充実を図り、より一層、教育課程・指導形態の工夫に努め、次世代を担う子ども達の教育の充実を図る。

また、高校修学については、通学に要する交通費や居住費に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図る。

また、耐震性が確保されていない校舎については耐震補強を実施するとともに、建物の経年による老朽化が著しいことから、今後計画的な改修を図る。

社会教育については、高島ふれあいセンターにおいて、図書コーナーでの貸出しや地区の行事等での施設の利用促進を高め、ふれあいセンターを活用した各種研修活動や実践活動を通じて、生涯学習を推進するための指導者育成に努める。また、歴史的資産の保存・活用、及び地域文化の伝承を推進し、地域への愛着感を醸成し、島民一人ひとりが学び合う心を養う。

## 9 観光の開発に関する事項

トーマス・グラバー別邸跡、日本最初の蒸気機関による立坑があった北溪井坑跡、オランダ式三角溝、石炭資料館及び端島（軍艦島）などの観光資源があり、これらを活用しながら、磯釣り公園、海水浴場、多目的運動公園、海水温浴施設などの既存資源と組み合わせた情報の発信を行い交流人口の増加を図る。

島内の宿泊施設である「しまの宿五平太」は老朽化が進み、また、夏場など繁忙期には収容能力も十分でないことから、観光振興を図るうえで、宿泊や団体客が飲食できる環境の整備に努める。

また、長崎市の近郊に位置し、しまの周囲を海に囲まれ、長崎半島や端島（軍艦島）なども一望でき、風光明媚であるため、権現山展望台までのルートを整備する。

### 10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園、ふれあい多目的運動公園などアウトドアを楽しむ施設を活用したイベントの開催や、海水を使った本格的な海水温浴施設高島いやしの湯を活用し、幅広い年齢層を対象とした通年型集客による交流人口の増加を図る。

また、自然、文化、特産品などの地域資源を活用したグリーン（ブルー）・ツーリズムの振興など、交流人口増加のためのソフト面の充実を図る。

### 11 自然環境の保全及び再生に関する事項

ごみ焼却施設（1か所）は、平成18年3月末に閉鎖し、可燃ごみについては、平成18年4月1日から西工場へ搬入し処理している。

なお、閉鎖した焼却施設内部には、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣等が残っていて、有害物質の飛散や流出により周辺環境への影響も懸念されるため、年次計画に基づき施設の解体を実施する。

また、海岸漂着物の処理、外来生物等の防除等生態系の維持に努める。

### 12 エネルギー対策に関する事項

日常生活や産業活動に欠かせないガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等の石油製品の低廉化に向け、国などの関係機関に対して働きかけを行う。

### 13 防災対策に関する事項

防災対策については、災害防除のため、港湾・漁港施設、道路施設、小中学校の耐震化、急傾斜地等の整備を図る。

また、災害時の孤立防止のため、衛星電話、防災行政無線を配置しているが、さらなる防災力向上のため、地域防災マップの作成、防災訓練及び関係行政機関や自治会との連携強化に努める。

#### **1 4 人材の確保及び育成に関する事項**

高齢者をはじめ地域住民が安心して日常生活を営めるよう、医師、看護師、介護福祉士等の医療・福祉の知識や技能を有する人材の確保に努める。

また、地域住民との協働等により、観光ガイドやグリーン・ツーリズムインストラクターなどの人材や市民活動団体の育成を推進し、観光客等の受け入れ態勢の整備を行うことにより地域の活性化を図る。

#### **1 5 その他離島の振興に関し必要な事項**

炭鉱閉山後、急激な人口の流出による地域社会の変化に伴い、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続をするための諸施策を検討する。



## 第4章 離島の現況（資料編）

### 第1節 離島の現状

#### （1）人口

##### 人口の推移

本県の離島振興法指定離島の人口は昭和35年の452,619人がピークであり、長崎県の人口の約26%を占め、4分の1を超えていた。

現在、架橋等により指定解除された離島を除くと、法指定離島の人口の推移は下表のとおりである。

昭和35年の人口は327,596人であり、長崎県の人口の約19%を占めていたが、その後の50年間で約58%にあたる190,613人が減少し、平成22年には136,983人と長崎県の人口に占める割合も約10%と下がっている。

この間、長崎県の人口は333,642人減少しており、このうち約57%が離島の減少数となっている。

昭和30年～40年代の著しい減少は、日本経済の高度成長期における大都市への人口の流出や、相次ぐ炭鉱閉山等の社会的要因によるものであるが、依然として、基幹産業である第一次産業の低迷、雇用の場の不足による若年層を中心とした人口流出が続いている。

##### 人口の推移

（単位：人）

地域	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
対馬島	69,556	58,672	50,810	46,064	43,513	41,230	38,481	34,407
壱岐島	50,497	42,983	41,035	37,308	35,089	33,538	31,414	29,377
平戸諸島	33,937	23,520	17,787	14,752	13,526	12,156	10,275	8,694
五島列島	144,016	115,411	99,087	86,266	81,140	76,092	69,804	62,696
壱浦大島	2,302	1,525	999	722	674	578	475	413
松島	6,350	8,519	7,789	5,524	4,478	3,588	1,149	898
高島	20,938	17,415	6,596	1,256	1,019	900	722	498
離島計	327,596	268,045	224,103	191,892	179,439	168,082	152,320	136,983
離島人口割合	18.6	17.1	14.1	12.3	11.6	11.1	10.3	9.6
本土人口	1,432,825	1,302,200	1,366,461	1,371,067	1,365,495	1,348,441	1,326,312	1,289,796
長崎県計	1,760,421	1,570,245	1,590,564	1,562,959	1,544,934	1,516,523	1,478,632	1,426,779

離島人口：離島統計年報・離島業務参考資料（市町調べ）

長崎県計：国勢調査

離島は平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

### 年齢別人口及び産業別就業人口

平成12年から平成22年までの10年間に於ける年齢階層別人口の推移は、下表のとおりである。高校卒業者の約9割は進学及び就職等のため島外へ流出しており、今後も、少子化・高齢化が一層進むものと見込まれる。

また、これに呼応して就職者総数も減少しており、産業別就業人口で見ると、離島の基幹産業である第一次産業のほか、近年の公共事業の縮減から建設業における減少が著しい。

#### 年齢別人口

(単位：人、%)

	平成12年				平成17年				平成22年				増減率	
	男	女	計	比較	男	女	計	比較	男	女	計	比較	H12～H22	H17～H22
総数	79,724	88,358	168,082	100.0	71,614	80,706	152,320	100.0	64,537	72,446	136,983	100.0	18.5	10.1
0～14歳	13,926	13,551	27,477	16.3	11,155	10,717	21,872	14.4	8,914	8,527	17,441	12.7	36.5	20.3
15～64歳	48,462	48,712	97,174	57.8	42,314	42,651	84,965	55.8	37,798	36,796	74,594	54.5	23.2	12.2
65歳以上	17,330	26,095	43,425	25.8	18,130	27,333	45,463	29.8	17,809	27,109	44,918	32.8	3.4	1.2
不詳	6	0	6	0.0	15	5	20	0.0	16	14	30	0.0		

離島統計年報・離島業務参考資料(市町調べ)

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

#### 高校生の島外への就職・進学状況(平成24年3月現在)

(単位：人、%)

	卒業者数	島外 転出者数	転出率	島外転出の内訳			
				就職		進学	
対馬島	274	244	89.1	70	28.7	174	71.3
壱岐島	282	234	83.0	44	18.8	190	81.2
五島列島	608	548	90.1	136	24.8	412	75.2
平戸諸島	44	43	97.7	7	16.3	36	83.7
合計	1,208	1,069	88.5	257	24.0	812	76.0

県高校教育課調べ

#### 産業別就業人口

(単位：人、%)

	産業別就業人口			増減率	
	平成12年	平成17年	平成22年	H12～H22	H17～H22
第一次産業	16,931	14,454	11,925	29.6	17.5
農林業	6,144	6,233	5,163	16.0	17.2
漁業	10,787	8,221	6,762	37.3	17.7
第二次産業	15,547	10,900	8,262	46.9	24.2
建設業	10,412	7,784	5,576	46.4	28.4
第三次産業	42,992	42,339	39,162	8.9	7.5
分類不能	29	68	375	1193.1	451.5
計	75,499	67,761	59,724	20.9	11.9

離島統計年報・離島業務参考資料(市町調べ)

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

## (2) 交通、情報・通信

### 航路・空路

旅客数は、航路、航空路とも人口の減少と相俟って減少が続いている。

航路運賃はＪＲの普通運賃等と比較して割高となっており、人流・物流にかかる輸送コストは、農林水産業をはじめとしたあらゆる産業の競争力を低下させる要因となっているとともに、交流人口の拡大や観光客の誘客においても大きな障害となっている。

### 離島航路・航空路輸送実績

(単位：千人)

	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成23年度
航路	5,907	6,733	6,212	4,936	4,108	3,947
航空路	726	720	625	1,148	458	451
旅客数計	6,633	7,453	6,837	6,084	4,566	4,398

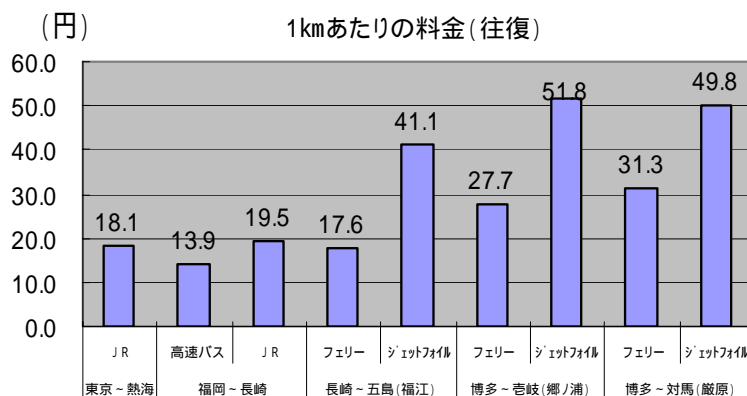
### 県新幹線・総合交通対策課調べ

### 離島航路運賃とＪＲ運賃等との比較(平成25年1月現在)

	東京～熱海		福岡～長崎		長崎～五島(福江)		博多～壱岐(郷ノ浦)		博多～対馬(厳原)	
	J R	高速バス	J R	フェリー	ジェットfoil	フェリー	ジェットfoil	フェリー	ジェットfoil	
1kmあたりの料金(円)(往復)	18.1	13.9	19.5	17.6	41.1	27.7	51.8	31.3	49.8	
運賃(円)(往復)	3,780	4,500	6,000	4,680	10,930	4,160	7,770	7,720	12,310	
距離(km)(往復)	209	324	308	266	266	150	150	247	247	

### 県地域振興課調べ

高速バス、ジェットfoilは往復割引利用、ＪＲ(福岡～長崎)は2枚切符利用  
フェリー、ジェットfoilは燃料油価格変動調整金を含む。  
フェリー、ジェットfoilは、船舶の更新及び長寿命化に要する経費を県が補助することにより、運賃が2割引き下げられている。



## 地方バス

路線バスは住民にとって必要不可欠でありながら、過疎化の進行、マイカーの増加等による輸送人員の減少のため、路線バス事業の経営は厳しい環境となっている。

また、国、県及び市町は連携し、路線バスの運行に係る欠損補助を行っているが、特に市町において財政負担が大きいものとなっている。

### 乗合バス輸送人員

(単位：人)

		平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成23年度
福江島	五島自動車株	1,344,926	1,144,338	896,949	586,391	503,496	483,376
中通島	西肥自動車株	1,572,399	1,200,176	883,308	12,490,401	11,196,617	11,120,015
壱岐島	壱岐交通株	721,932	645,619	562,097	378,260	355,202	390,408
対馬島	対馬交通株	1,319,882	1,097,917	825,453	439,686	291,966	264,450
高島	(有)富川運送	124,338	64,209	71,204	60,169	51,959	46,344
計		5,083,477	4,152,259	3,239,011	13,954,907	12,399,240	12,304,593

(社)長崎県バス協会調べ

## 情報・通信

高度情報通信ネットワークの確保は、離島の地理的制約の緩和と、より豊かな生活の実現にとって不可欠な課題であり、高度情報技術の活用により、医療・福祉、教育、産業等様々な面で、通信基盤整備等が進められてきた。

しかし、ネットワーク基盤やサービス体制の整備については、事業者の提供するサービスの有効活用などの民間主導を基本としており、ブロードバンドが島内全域に整備されている島は約6割となっている。

### 離島におけるブロードバンドの整備状況(平成25年1月時点)

	整備状況(%)	島数
島内全域で整備	62.7%	32島
島の一部地域で整備	25.5%	13島
未整備等	11.8%	6島
合計	100.0%	51島

県情報政策課調べ

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

光ファイバー、ADSL、ケーブルインターネット、無線のいずれかの方法におけるブロードバンド整備状況

### (3) 産業

#### 農林業

農林業は離島の基幹産業であるが、高齢化や担い手不足による農業就業者の減少、これに伴う経営耕地の減少及び耕作放棄地の増大により農業生産額や農村の活力が低下している。

農業就業人口(販売農家)の推移

(単位:人、%)

	平成 12 年	平成 22 年	増減率
離島計	8,786	5,822	33.7
うち、65 歳以上 (割合)	4,645 (52.9%)	3,528 (60.6%)	24.0
県全体	60,558	40,936	32.4
うち、65 歳以上 (割合)	28,675 (47.4%)	22,819 (55.7%)	20.4

#### 農林業センサス

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計。農業就業人口とは農業従事者のうち、自営農業に従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事したもののうち、自営農業が主の者。

耕作放棄率(総農家)の推移

(単位:ha、%)

	平成 12 年			平成 22 年		
	経営耕地 面積	耕作放棄地 面積	放棄地率	経営耕地 面積	耕作放棄地 面積	放棄地率
対馬島地域	734	277	27.4	598	514	46.2
壱岐島地域	2,714	191	6.6	2,156	399	15.6
五島列島地域	3,611	543	13.1	3,103	1,675	35.1
小値賀町	347	60	14.7	338	90	21.0
離島計	7,406	1,071	12.6	6,195	2,678	30.2
県全体	38,029	5,981	13.6	33,499	11,742	26.0

#### 農林業センサス

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計。耕作放棄地とは、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした意志のない土地をいう。耕作放棄率とは、耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)×100

#### 水産業

本県は、長い海岸線に面した広大な漁場に恵まれ、平成22年の海面漁業・養殖業生産量は、北海道、宮城県に次ぎ全国3位、生産額は北海道に次いで全国2位である。

離島においては、本県漁業就業者の約半数を占めるなど、本県水産業にとって重要な役割を果たしているが、水産資源水準の低迷や魚価安に加え、海洋環境の変化、燃油や漁業資材価格の高騰、就業者の高齢化及び後継者不足など厳しい状況にある。

### 漁業就業者数の推移

(単位：人)

	平成 10 年	平成 20 年	増減率
対馬小海区	3,964	3,158	20%
壱岐小海区	1,898	1,517	20%
五島小海区	4,964	2,967	40%
小計	10,826	7,642	29%
県計	24,467	17,466	29%

農林水産省「漁業センサス」

対馬小海区：対馬市、壱岐小海区：壱岐市、五島小海区：五島市、新上五島町

### 海面漁業・海面養殖業生産量の推移

(単位：トン)

	平成 12 年	平成 22 年	増減率
対馬小海区	26,218	18,818	28%
壱岐小海区	11,623	7,205	38%
五島小海区	114,183	81,432	29%
小計	152,024	107,455	29%
県計	346,141	274,270	21%

農林水産省「農林水産統計年報」

対馬小海区：対馬市、壱岐小海区：壱岐市、五島小海区：五島市、新上五島町

### 観光・地域間交流

過去 10 年間の主な離島の観光客数の推移を見ると、対馬については、近年、対馬～釜山航路の充実や韓国における対馬人気の高まりを受けて韓国人観光客の増により全体でも増加傾向にあるが、円高ウォン安の為替情勢の影響に左右されやすい状況である。壱岐においては、平成 13 年から減少基調にあるが、下げ止まりの傾向もうかがえており、五島列島においては、教会群等への注目度が高まりつつあり近年増加傾向にある。

地域間交流については、豊かな自然、食、歴史、文化などの地域資源を活かした滞在交流型観光やスポーツ合宿の受け入れ、高校生の離島留学制度などにより国内外からの交流人口の拡大を図っている。

主な離島の観光客数（延べ数）の推移

（単位：人、％）

地域名等	平成 13 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	(C)/(B) 伸び率	(C)/(A) 伸び率
	(A)				(B)	(C)		
対馬島	632,072	714,284	794,831	690,125	730,818	655,615	10.3	3.7
壱岐市	708,786	659,260	589,466	554,098	550,219	547,468	0.5	22.8
五島列島	1,290,076	1,298,924	591,972	598,663	588,925	606,615	3.0	
五島市	1,060,197	1,060,237	400,928	402,560	391,334	406,514	3.9	
新上五島町	229,879	238,687	191,044	196,103	197,591	200,101	1.3	13.0
小値賀町	43,450	39,916	41,625	41,797	42,897	39,967	6.8	8.0
小計	2,674,384	2,712,384	2,017,894	1,884,683	1,912,859	1,849,665	3.3	
その他	28,956,520	27,770,260	25,864,202	26,364,416	27,188,054	26,175,361	3.7	9.6
県計	31,630,904	30,482,644	27,882,096	28,249,099	29,100,913	28,025,026	3.7	

長崎県観光統計

五島市においては、観光客数の算定方法を見直しているため、平成 20 年以前とそれ以降の数値が単純比較できない。

商業

人口減少に伴う消費の減少に加え、カタログやインターネット等による通信販売の拡大、物産直売所の増加など消費構造が変化し、地域における商業を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

特に商店街では、郊外型大規模店舗の出店等により、空き店舗が増加し、住民と密着し、地域コミュニティの一翼を担ってきた既存商店街の衰退が懸念されている。

商業の概況

（単位：店、百万円）

	平成 14 年			平成 19 年		
	商店数	商品販売額	1 商店当たり販売額	商店数	商品販売額	1 商店当たり販売額
離 島	3,221	208,397	64.7	2,763	193,166	69.9
本 土	20,348	3,089,666	151.8	17,654	2,831,272	160.4
県 計	23,569	3,298,063	139.9	20,417	3,024,438	148.1

商業統計調査

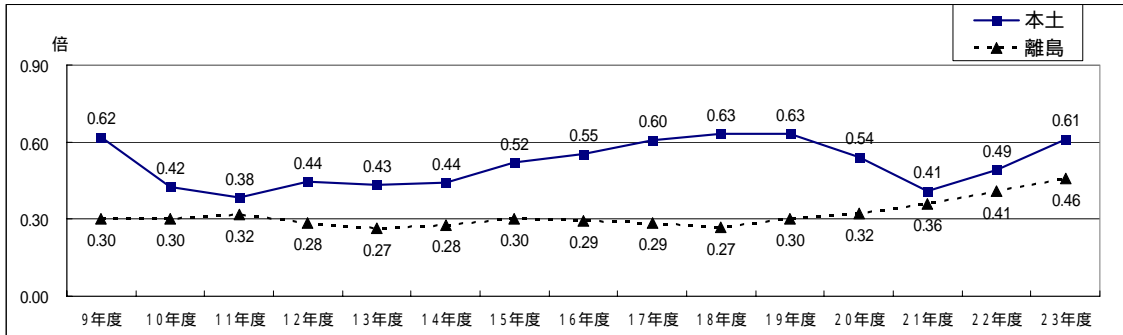
離島は一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計。

雇用

長崎県の有効求人倍率は全国平均と比較して低いが、離島地区は本土地区と比べてさらに低く、平成 9 年度以降一貫して 0.30 倍程度と低迷していた。

近年、上昇傾向にあるものの、雇用の場の不足による若年層を中心とし人口流出が続いている。

長崎県の本土、離島の求人倍率の推移



労働市場統計年報

離島の求人倍率は対馬、壱岐、五島の数値を基に算出。

(4) 生活環境

環境

地理的・地形的な要因、少子高齢化、人口減少による財政面等から離島の汚水処理人口普及率は31.7%と県全体の75.2%を大きく下回っている。下水道等汚水処理施設の整備の遅れは、住民生活や観光交流による離島振興の妨げとなっている。

汚水処理人口普及状況

(単位：%)

		離島	長崎県
汚水処理人口普及率		31.7	75.2
内訳	公共下水道	3.6	58.6
	農業集落排水	0.7	3.0
	漁業集落排水	2.1	0.6
	浄化槽	25.2	12.6
	コミュニティ・プラント	0.2	0.4

県水環境対策課調べ

平成24年3月31日現在

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

また、地理的特性から、本県は毎年多くのごみが漂着し、海岸の良好な景観、自然環境、水産資源等に及ぼす影響が深刻な問題となっている。

特に離島においては、外国由来のごみ、医療系漂着物、廃ポリタンク等が大量に漂着しており、地元市町や海岸管理者、地元住民やボランティア団体が協力し、回収処理や発生抑制対策に努めている。

県・市町による離島における漂流・漂着ごみの回収・処理については、



平成14年度～平成23年度の間に事業費1億3,700万円により実施した。

海岸漂着物の回収処理状況（平成14～平成23年度）

年度	離島				県全体		
	事業費 (千円)	補助金 (千円)	回収実績 (㎡)	県全体に占める割合 (%)	事業費 (千円)	補助金 (千円)	回収実績 (㎡)
H14	12,083	6,000	704	96	15,083	7,500	734
H15	17,532	8,495	402	63	25,404	12,245	637
H16	11,707	5,750	407	70	16,788	8,212	578
H17	9,006	3,000	353	32	16,689	5,300	1,090
H18	37,662	26,934	2,689	35	98,269	64,124	7,604
H19	20,278	14,194	823	97	21,510	14,810	847
H20	16,150	10,974	306	91	17,346	11,571	336
H21	27,658	20,810	696	94	30,111	22,264	741
H22	288,445	226,699	16,812	94	299,953	238,207	17,966
H23	696,284	548,049	15,307	92	745,380	564,976	16,668
合計	1,136,805	870,905	38,499	82	1,286,533	949,209	47,201

県廃棄物対策課調べ

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

平成18年度は流木特別対策事業分を含む。

平成14～21年度は長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金（県単）により実施

平成21～23年度は長崎県海岸漂着物地域対策推進事業（国のGND基金：補助率10/10）により実施

ガソリン等価格

離島においては、公共交通機関のダイヤ及び所要時間等を考えた場合、通勤通学などの移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない現状である。自家用車において使用するガソリンについては、平成23年5月から、離島地域における価格低廉化のための国の補助制度がスタートしているが、平成23年度の離島のレギュラーガソリンの平均価格は、本土に比べ21円高く、価格差解消には至っておらず、依然として住民生活や産業活動等において大きな負担となっている。

ガソリン等の価格

（単位：円）

品目		平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
ガソリン (1ℓ)	離島	124	161	154	175
	本土	107	142	129	154
軽油 (1ℓ)	離島	97	131	134	162
	本土	89	122	112	137
灯油 (18ℓ)	離島	1,118	1,763	1,584	2,066
	本土	824	1,482	1,232	1,717

県県民協働課調べ

(5) 医療・福祉

医療

本県の医師数は10万人当たり284.7人で全国平均230.4人を上回っているが、離島部医療圏(対馬、壱岐、五島、小値賀)では165.5人と地域偏在が顕著であり、また、無医地区が4地区あるなど、離島における医師等医療従事者の確保が課題となっている。

このような中、長崎県病院企業団は、離島地域において7病院2附属診療所を運営し、本県離島の中核を担っており、医療提供体制の整備と病院勤務医師の不足解消の観点から、再編・ネットワーク化を推進している。

医療従事者・施設状況

(単位：人、箇所、床、地区)

地域	医療従事者		医療施設		病床数	無医地区	準無医地区
	医師	歯科医師	病院	一般診療所			
対馬	60	18	3	32	428	2	3
壱岐	43	14	7	14	607	1	
平戸諸島	7	3		10	36	1	2
五島	111	31	7	63	1,019		4
壠浦大島	2	0		2			
松島	1	0		2			
高島	1	0		1			
離島	225	66	17	124	2,090	4	9
本土	3,837	1,149	145	1,295	30,339		
長崎県	4,062	1,215	162	1,419	32,429	4	9

長崎県医療統計(医療従事者 H22.12.31 現在、医療施設、病床数 H22.10.1 現在)  
離島は平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

10万人当たり医師・歯科医師数

(単位：率=10万人対、%)

	平成10年		平成22年			
	医師	歯科医師	医師	伸び率	歯科医師	伸び率
離島部医療圏	124.9	40.9	165.5	32.5	48.7	19.1
本土部医療圏	251.2	76.6	296.6	18.1	88.8	15.9
長崎県	237.8	73.3	284.7	19.7	85.2	16.2
全国	196.6	69.6	230.4	17.2	79.3	13.9

長崎県医療統計(各年12月31日)

離島部医療圏は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町

## 高齢者福祉・介護

本県は、全国より高齢化率が高く、特に離島地域においては、本土と比べ、高齢化の進行が顕著なものとなっている。

離島地域の高齢化は、今後も本土地区を上回るスピードで進むことが予想されることから、離島の高齢者対策は、福祉対策だけでなく地域の活性化対策としてとらえ、安心して暮らせる島づくりに取り組んでいく必要がある。

また、介護サービス基盤については、大規模離島においては、施設サービスを中心に比較的充実しているが、医療系の介護サービス基盤は本土地区に比べ不足しており、人口が少ない小離島については、人口規模や地域的特性から市場原理が働きにくく、介護サービス提供事業者の参入が難しいため、要介護者・要支援者に対する介護サービスの提供体制が整っていない状況にある。

高齢化率（65歳以上の人口割合）

（単位：％、ポイント）

	平成12年	平成17年	平成22年			
			H17-H12 増減	H22-H17 増減	H22-H12 増減	
離島	25.8	29.8	4.0	32.8	3.0	7.0
本土	20.2	22.9	2.7	25.1	2.2	4.9
長崎県	20.8	23.6	2.8	25.9	2.3	5.1
全国	17.4	20.2	2.8	23.0	2.8	5.6

離島：離島統計年報・離島業務参考資料（市町調べ）

長崎県：国勢調査

離島は平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

離島の類型区分別高齢化率（平成22年）

類型区分	外海本土近接型	群島型主島	群島型属島	孤立型小型離島
高齢化率	39.6	32.0	41.9	56.3

離島統計年報・離島業務参考資料（市町調べ）

平成24年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計。

上記区分のほか、内海本土近接型離島及び孤立型大型離島の類型区分がある。

（本県は該当なし。）

## （6）教育

少子化の影響により児童・生徒数が減少し、小規模校が多くなっているため、児童・生徒数の推移や入学動向、交通事情や地域の実情等、各学校の実態に即して学校規模の適正化などを行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図っていく。また、地域の特色を生かした教育活動を展開し、教育活動の一層の活性化を図るため、本県離島の宇久地区、奈留地区及び小値賀地区においては、平成13年度から県立学校と市町立中学校が行ってきた「連携型中高一貫教育」に、さらに「小中一貫教育」

を組み合わせることで、小学校から高校までの12年間の一貫した教育を行う「小中高一貫教育」を平成20年度から実施している。

また、「しま」のもつ教育資源を活用した「離島留学制度」を平成15年度に創設し、現在、五島高校、壱岐高校及び対馬高校において実施している。

さらに、平成24年度からは「公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金」を創設し、高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する修学支援を実施している。

障害のある子どもの教育についても、五島地区、上五島地区、壱岐地区、対馬地区に特別支援学校の分教室を設置するなど、特別支援教育の充実を図っている。

離島における公立小学校・中学校・高校の児童・生徒数の推移 (単位:人、%)

	平成4年	平成14年	平成24年	対20年前(H24-H4)		対10年前(H24-H14)	
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(C)/(A)	(C)-(B)	(C)/(B)
対馬島	7,740	5,255	3,575	4,165	46.2	1,680	68.0
壱岐島	6,722	4,646	3,392	3,330	50.5	1,254	73.0
五島列島	15,072	10,680	6,398	8,674	42.4	4,282	59.9
離島計	29,534	20,581	13,365	16,169	45.3	7,216	64.9
本土計	214,236	165,402	134,287	79,949	62.7	31,115	81.2
長崎県計	243,770	185,983	147,652	96,118	60.6	38,331	79.4

学校一覧

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町について集計。

本土計は(長崎県計) - (離島計)により算出。

## 第2節 離島振興法の制定と改正のこれまでの経過

### (1) 離島振興法の可決・成立

昭和28年7月15日、第16特別国会において可決・成立。同7月22日付け法第72号により公布施行。適用期間を昭和38年3月31日までとする時限立法。

後進性を有する離島に対し、総合的な国家施策として経済力の培養と島民生活の安定を図るため、補助率の増加、融資の施策等を行うことを主な目的とする。

### (2) 離島振興法の延長(第1次)

昭和37年法律第6号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和48年3月31日までの10年間延長する。

( 3 ) 離島振興法の延長 ( 第 2 次 )

昭和 4 7 年法律第 4 6 号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和 5 8 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間延長する。

主な改正内容は以下の 2 点。

離島の医療確保について国及び県の責任を明示。

補助率の嵩上げを対象とする事業の追加。

( 4 ) 離島振興法の延長 ( 第 3 次 )

昭和 5 7 年法律第 4 2 号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和 6 8 年 ( 平成 5 年 ) 3 月 3 1 日までの 1 0 年間延長する。

( 5 ) 離島振興法の延長 ( 第 4 次 )

平成 4 年法律第 3 2 号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成 1 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間延長する。

主な改正内容は以下の 3 点。

法の目的に離島の国民的役割を明示。

通信体系、教育の充実、交通確保の特段の配慮。

税制上の優遇並びに地方税の課税免除等に伴う交付税措置の規定を創設。

( 6 ) 離島振興法の延長 ( 第 5 次 )

平成 1 4 年法律第 9 0 号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間延長する。

主な改正内容は以下の 4 点。

法の目的に、領域、排他的経済水域等の保全に係る離島の役割を明示。

地域の創意工夫を生かし、離島の自立的発展を促進するため、県は離島市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定めること。

医療の確保等、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定の整備。

離島振興計画に基づく事業に対する国の補助を政令で定めること。

( 7 ) 離島振興法の延長 ( 第 6 次 )

平成 2 4 年法律第 4 0 号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間延長する。

主な改正点は以下の 7 点。

法の目的に、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用

が他の地域に比較して多額である状況の改善、地域間の交流の促進、居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明示。

離島の振興のための施策は、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨とする基本理念を明記するとともに、国は、基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する旨を規定。

国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に加え、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣を主務大臣に追加。

市町村が離島振興計画の案を作成する際に離島住民の意見を反映させる措置を講ずる旨を規定。

国は、都道府県が策定する離島活性化交付金等事業計画の事業に対し、それぞれの事業ごとに交付金又は補助金の交付を行うことができる旨を規定。

医療、介護、福祉、交通、情報通信、産業、就業、生活環境、教育、文化、観光・交流、自然環境、エネルギー、防災に関する規定の整備。

地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、当該離島地域内に地域を限って規制の特例措置その他の特例措置を適用する制度の創設について、総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる旨を規定。

### 第3節 これまでの離島振興事業の実績

離島の本土より隔絶する特殊事情よりくる後進性を除去するため、昭和28年に離島振興法が制定され、これに基づく事業が強力、かつ、着実に実施され、法制以来、平成23年度までに、公共事業費として2兆3,109億円（うち国費1兆4,530億円）が投資された。

この結果、離島の社会資本は格段に整備され、その経済的な効果は雇用創出の面でも大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、依然として、産業振興及び下水道をはじめとする生活環境の整備等は本土地域に比較して低位にあり、引き続き、社会資本整備を進める必要がある。

また、長崎県においては、平成10年度をピークに離島振興事業（公共事業）が減少しており、雇用機会の不足から若年層の島外流出をはじめとする人口減少の一因となっている。

昭和 28 年度～平成 23 年度 離島振興事業（地域別、事業別の累積投資額）  
（単位：百万円：％）

		国土保全施設	交通施設整備	産業基盤整備	生活環境整備	合計
対馬島	事業費	110,354	264,635	298,948	45,663	719,601
	国費	53,645	171,326	202,935	21,122	449,027
壱岐島	事業費	32,375	107,089	131,012	37,297	307,773
	国費	15,548	76,094	83,299	16,530	191,471
五島列島	事業費	95,802	293,754	347,151	62,686	799,393
	国費	47,711	192,305	236,341	26,961	503,317
平戸諸島	事業費	28,892	63,162	223,437	24,655	340,147
	国費	14,751	40,962	152,062	11,251	219,027
西彼諸島	事業費	20,899	71,834	38,238	13,019	143,990
	国費	10,046	46,403	27,687	5,993	90,129
計	事業費	288,321	800,474	1,038,788	183,321	2,310,904
	国費	141,701	527,090	702,324	81,856	1,452,972
割合(%)	事業費	12.5%	34.6%	45.0%	7.9%	100.0%
	国費	9.8%	36.3%	48.3%	5.6%	100.0%

地域振興課調べ

各地域のうち、指定が解除された離島については、解除前までは参入し、解除後は参入していない。

西彼諸島とは、蠣浦大島（うち寺島、大島、崎戸島、蠣浦島については平成 13 年指定解除）、松島地域、香焼島地域（昭和 45 年全域指定解除）、伊王島地域（平成 24 年全域指定解除）、高島地域、樺島地域（昭和 63 年全域指定解除）を指す。

離島振興事業費の推移

